

人権についての市民意識調査

調査結果報告書

平成20年3月

篠山市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権尊重は人類共通の普遍的理念で、人間の自由と平等に関する基本的な問題として、国においては、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画に基づき、様々な人権施策への取り組みが進められるなかで、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されるなど、関係法令が逐次公布、施行されています。

兵庫県においても、平成13年3月に策定された「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、教育及び啓発に関して様々な施策が進められています。

本市においては、平成13年12月に、こころ豊かな人権尊重のまちづくりをめざして、「人権教育のための国連10年篠山市行動計画」を策定して取り組み、平成17年3月に「篠山市人権施策推進審議会」から答申を受けるなかで、市民の人権が等しく尊重されるまちづくりをめざして、社会のあらゆる分野において、人権教育や啓発を進めていますが、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会変化に伴い、市民意識は複雑かつ多様化しています。

この調査については、平成11年4月に4町（篠山町・西紀町・丹南町・今田町）が合併して以来はじめての「人権意識調査」を実施したもので、市民の皆様から、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する動向や人権についての貴重な意見をお聞きし、参画と協働によるまちづくり施策をより具体的に展開を図るための報告書として取りまとめました。

今回の調査結果を踏まえて、今後さらに効果的な人権施策の検討を進め、様々な人権課題に向けて、関係機関・団体等と連携・協働した幅広い取り組みを展開してまいりたいと考えております。

この調査に際し、調査対象者、市内自治会長及び関係機関等ご協力をいただきました皆様をはじめ、篠山市人権推進審議会並びに人権行政推進懇話会の委員の皆様、本報告書の作成にご尽力いただきました関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

篠 山 市

目 次

調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査設計	1
3 調査委員会の設置	1
4 回収結果	1

調査結果

《篠山市民の人権意識を問う》

1 回答者の基本的属性	2
2 市民の人権意識の受け止め方	
(1) 市民は、「人権」をどのくらい身近な問題と感じているか	3
(2) 今の日本は、人権が尊重された社会だと思うか	3
3 関心のある人権問題	4
4 人権侵害の経験	
(1) 自分の人権が侵害された経験	6
(2) 人権侵害を受けた時の対応	7
(3) 他人の人権を侵害した経験	7
(4) 自分の人権侵害と他人に対する人権侵害	8
5 女性に関する問題	
(1) 女性に関することで、人権上、とくに問題があると思うことがら	9
(2) 男女不平等が生じる原因についての考え方	11
(3) 男女共同参画社会の実現に向けた施策	12
6 子どもに関する問題	
(1) 子どもに関することで、人権上、とくに問題だと思うことがら	13
(2) 子どもの人権侵害の原因についての考え方	14
(3) こどもの人権を守っていくために力を入れるべきことがら	14
7 高齢者に関する問題	
(1) 高齢者に関する人権上、とくに問題があると思うことがら	16
(2) 高齢者の人権侵害の原因と思うことがら	17
(3) 高齢者の人権を守っていくために力を入れるべきことがら	18
8 障がいのある人に関する問題	
(1) 障がいのある人に関する人権上、とくに問題があると思うことがら	20
(2) 障がいのある人の人権侵害の原因と思われることがら	22
(3) 障がいのある人の人権を守っていくために力を入れるべきことがら	23

9	在住外国人に関する問題	
(1)	在住外国人に関する人権上、とくに問題があると思うことがら	25
(2)	在住外国人の人権についての意見	27
(3)	在住外国国に対する人権侵害の原因について	28
(4)	在住外国人の人権を守るために力を入れるべきだと考えることがら	31
10	同和問題	
(1)	同和問題に対して、今、起きている人権問題	33
(2)	同和問題が今も残っている理由	34
(3)	同和問題の解決策についての考え方	35
(4)	同和問題の原因についての考え方と今の人権侵害	36
(5)	今の人権問題と解決策	37
(6)	結婚相手について	39
11	虐待に対する対応	42
12	新たな人権問題	
(1)	新たな人権侵害について	42
(2)	さまざまな人権侵害が生じる原因についての考え方	44
(3)	それぞれの人権を守るために力を入れることがら	45
13	人権に関する考え方	
(1)	人権についての考え方	46
(2)	人権啓発について	47
14	まとめにかえて	48
	おわりに	

資料

- 1 人権についての意識調査表
- 2 篠山市人権施策推進審議会委員名簿
- 3 人権行政推進懇話会委員名簿
- 4 調査票・催促状

調査の概要

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、市民の人権に対する意識を調査し、今後の効果的な人権に関する施策を検討するための基礎資料に資することを目的とした。

2 調査設計

- (1) 調査地域：篠山市内全域
- (2) 総人口：47,178人（平成18年4月1日現在）
- (3) 調査対象：満20歳以上の男女個人37,846人（外国籍含む80.2%）
- (4) 標本数：1,000人（20歳以上人口比2.64%）
- (5) 抽出方法：男女別無作為抽出法
- (6) 調査方法：郵送法
- (7) 調査時期：平成18年6月15日～6月30日

3 調査委員会の設置

本調査の企画・実施にあたり、「篠山市人権推進審議会」及び「人権行政推進懇話会」での審議を踏まえ、下記の有識者に分析を得た。

(1) 調査企画実施

篠山市人権推進審議会

会長 倉垣 久（篠山市人権・同和教育研究協議会会長）

副会長 源 昌（（特）篠山国際理解センター）

委員 8名

人権行政推進懇話会

会長 森本長寿（篠山市人権・同和教育研究協議会）

副会長 酒造 貢（部落解放同盟篠山市支部連絡協議会）

委員 10名

(2) 集計・分析

神戸学院大学 人文学部 教授

博士（社会科学） 神原文子

4 回収結果

標本数(%)	回収数(%)	無効数(%)	有効回答数(%)
1,000(100%)	366(36.6%)	7(0.7%)	359(35.9%)

集計結果は、複数回答もあり、必ずしも100%にはなりません。

篠山市民の人権意識を問う

2006年度、篠山市では、市民の人権意識の実態を把握し、今後の人権施策に活かせることをねらいとして、「人権についての意識調査」を実施した。

本アンケート調査は、本市の20歳以上の男女を対象に、住民基本台帳をもとに1000人を無作為抽出し、2006年6月に郵送法により実施したものである。有効回収数359票、有効回収率35.9%であった。回収率が低いため代表性については課題があるが、以下の集計・分析は、これら359票のデータを用いて行うものである。

1 回答者の基本的属性

回答者359名の方々の性別と年齢構成は、図1と図2のとおりである。

性別では、女性57.9%、男性40.1%で、市全体の男女比と比べて女性の比率が高くなっており、年齢構成でも年代が上がるほど比率が高くなっている。データとしては、やや偏りがあることを最初に断っておきたい。

図1 回答者の男女比

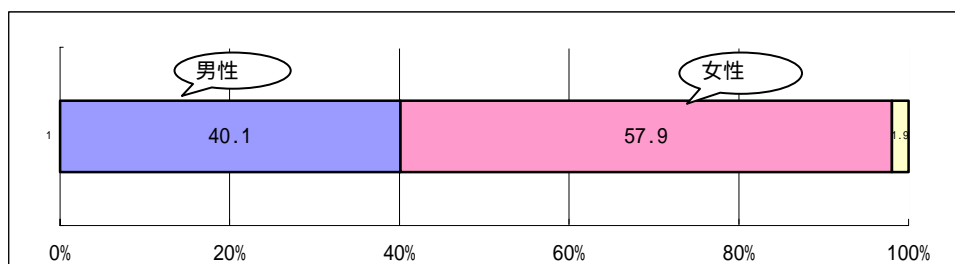
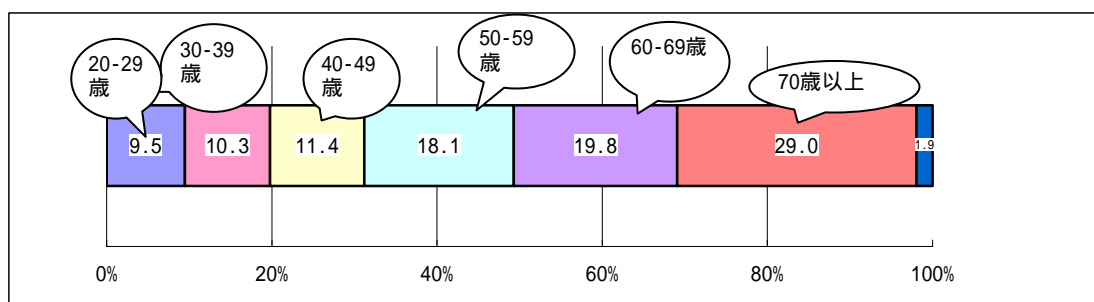
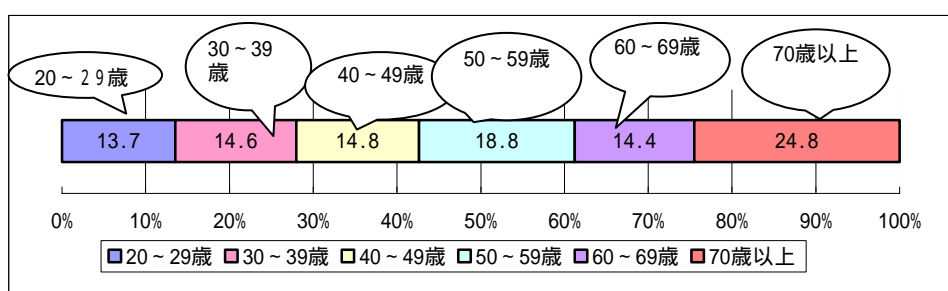


図2 回答者の年齢構成



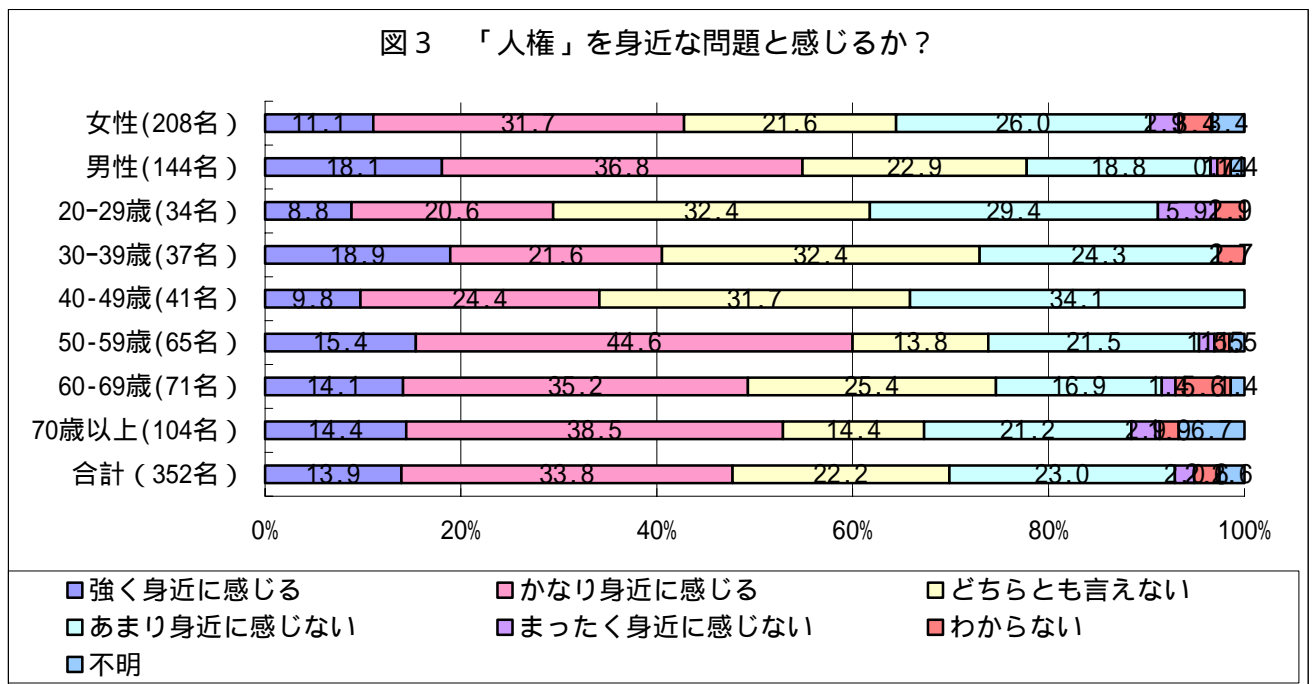
参考；市全体の年齢構成



2 市民の人権意識の受け止め方

(1) 市民は、「人権」をどのくらい身近な問題と感じているか？

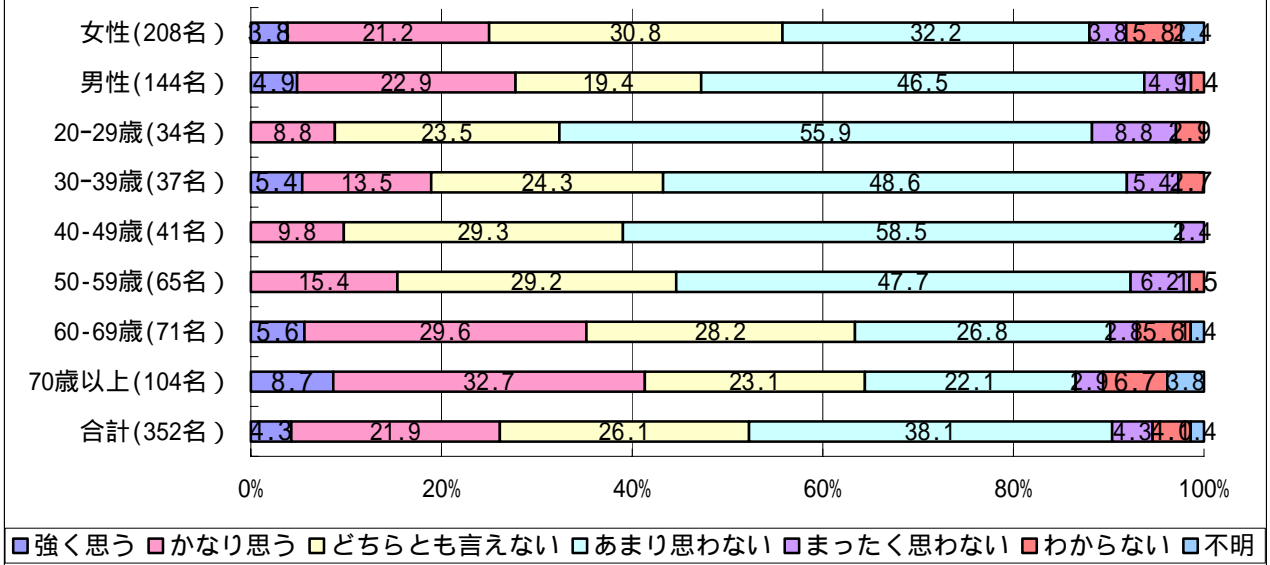
市民が、「人権」をどのくらい身近な問題と感じているかという問についてみると、図3のように、全体では、「強く身近に感じる」「かなり身近に感じる」という回答を合わせると47.7%となるが、男女差があり、男性のほうが「身近に感じる」という回答がやや多いことがわかる。また、年代別では、50歳代において、「身近に感じる」という比率が最も高いが、20歳代が相対的に一番低くなっており、「身近に感じる」という回答は29.4%にすぎない。全体的には、50歳代未満よりも50歳以上のほうが「身近に感じる」という人の比率が高くなっている。



(2) 今の日本は、人権が尊重された社会だと思うか？

また、「今の日本は、人権が尊重された社会だと思うかどうか」という問については、全体でも、「強く思う」「かなり思う」という回答を合わせても26%にすぎない。性別では、女性よりも男性において、「あまり思わない」という傾向が高い。また、年代別では、60歳代以上では40%近くが「思う」と回答しているが、60歳未満では、「思わない」比率が大幅に増加している。

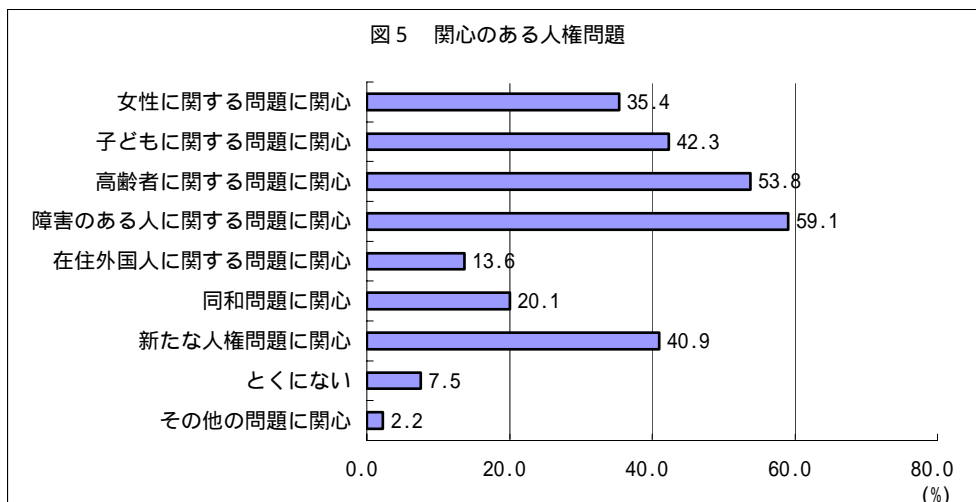
図4 今日の日本は、人権が尊重された社会だと思うか？



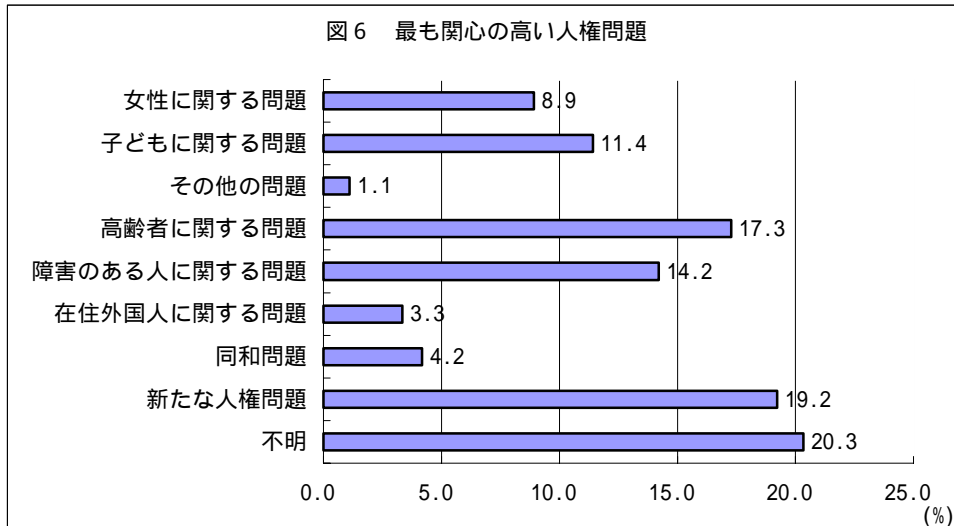
3 関心のある人権問題

関心のある人権問題について、3つに をつけてもらったところ、図5のように、比率の高い順番に「障害のある人に関する問題」「高齢者に関する問題」「子どもに関する問題」「新たな人権問題」「女性に関する問題」などとなっている。さまざまな人権問題のなかで、いずれの問題についても関心の程度には性差はみられない。年齢構成では、「女性に関する問題」は若い世代ほど関心が高くなり、「高齢者に関する問題」は年齢が高いほど関心が高くなっているが、他の問題については、年齢による差はみられないことを付け加えておく。

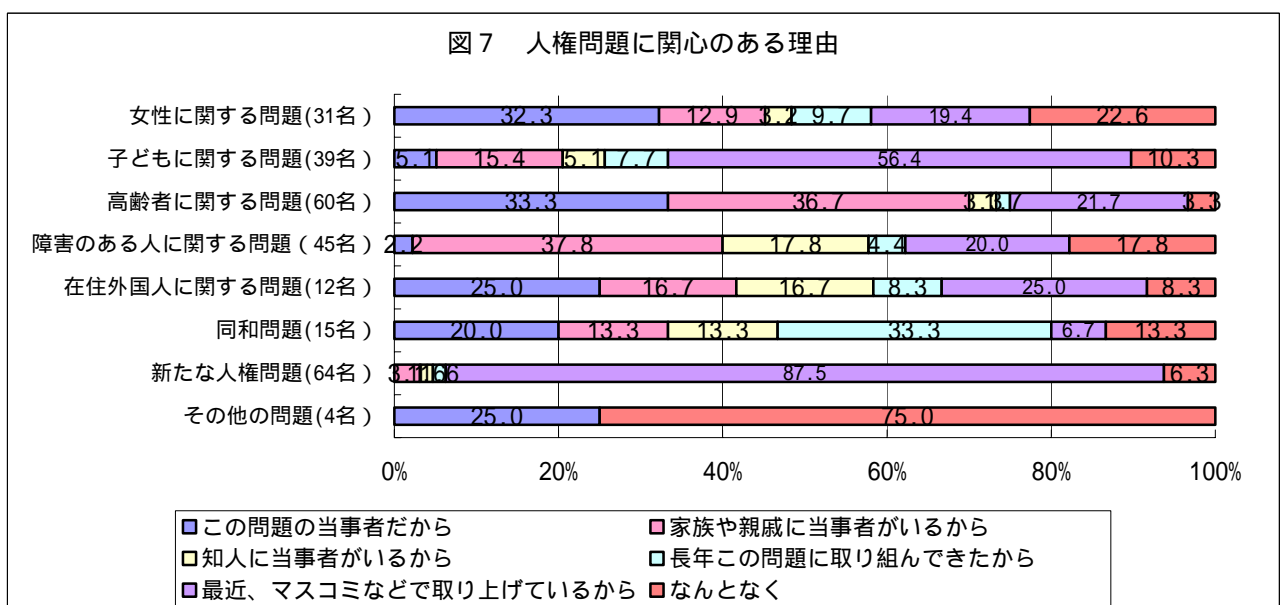
図5 関心のある人権問題



また、最も関心の高い人権問題は、「新たな人権問題」「高齢者に関する問題」「障害のある人に関する問題」などとなっている。最も関心の高い人権問題については、男女差はみられない。年齢の違いでは、70歳以上は「高齢者に関する問題」への関心が最も高く、30歳代では、「女性に関する問題」であり、20歳代では、「新たな人権問題」への関心が一番高いという傾向がみられる。(データは省略)



これらの問題に関心が高い理由は、図7のように、「子どもに関する問題」と「新たな人権問題」では、「最近、マスコミなどで取り上げられているから」という理由が圧倒的に高い比率になっている。また、「女性に関する問題」では、「この問題の当事者だから」という理由が多く、「高齢者に関する問題」では、「この問題の当事者だから」と「家族や親戚に当事者がいるから」という理由では、「この問題の当事者だから」が多く、そして、「障害のある人に関する問題」では、「家族や親戚に当事者がいるから」という理由が最も高くなっている。

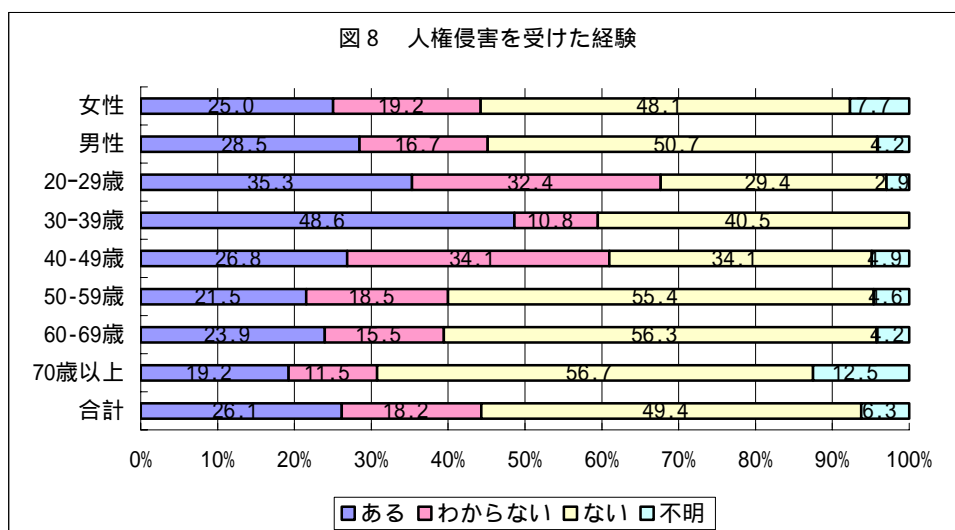


4 人権侵害の経験

(1) 自分の人権が侵害された経験

人権侵害を受けた経験では、全体の 26%が受けた経験があると回答している。人権侵害を受けた経験では、男女差はないが、年齢が下がるほど人権侵害を受けたという比率が高くなっており、とりわけ 30 歳代では、半数近い人びとが人権侵害を受けたことがあると回答している。

推測の域を出ないが、どのようなことながら人権侵害になるかということを知っているか知らないかということが、自分の受けた人権侵害についての認知に影響する一因と考えられる。



さまざまな人権侵害被害のなかで、男女の間で差がみられるのは、「家庭での暴力や虐待」についてである。また、年齢差が見られるのは、「あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害」「地域や職場、学校などの暴力や脅迫、無理じい、仲間はずれなど」「差別待遇」「セクシュアル・ハラスメント」である。

表1 これまで受けた人権侵害

人権侵害の種類	あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害		公的機関や企業、団体による不当な扱い		地域や職場、学校などでの暴力や脅迫、無理強い、仲間はずれ		家庭での暴力や虐待		差別待遇		プライバシーの侵害		セクシュアル・ハラスメント		その他	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
男性	26	18.1	12	8.3	17	11.8			7	4.9	7	4.9			1	0.7
女性	32	15.4	8	3.8	19	9.1	8	3.8	15	7.2	20	9.6	5	2.4	2	1.0
合計	58	16.5	20	5.7	36	10.2	8	2.3	22	6.3	27	7.7	5	1.4	3	0.9
20-29歳	9	26.5	1	2.9	9	26.5			1	2.9	5	14.7				
30-39歳	12	32.4	4	10.8	12	32.4	2	5.4	8	21.6	5	13.5	3	8.1	1	2.7
40-49歳	6	14.6	2	4.9	5	12.2	1	2.4	2	4.9	2	4.9	1	2.4		
50-59歳	8	12.3	1	1.5	3	4.6	2	3.1	2	3.1	4	6.2			1	1.5
60-69歳	8	11.3	6	8.5	3	4.2			2	2.8	4	5.6	1	1.4	1	1.4
70歳以上	14	13.5	6	5.8	4	3.8	3	2.9	7	6.7	6	5.8				
合計	57	16.2	20	5.7	36	10.2	8	2.3	22	6.3	26	7.4	5	1.4	3	0.9

(2) 人権侵害を受けた時の対応

人権侵害を受けた時の対応を見てみると、どんな人権侵害でも、相談相手として頼りにされるのが、「友だちや同僚、上司」や「家族や親戚」である。家庭での暴力や虐待については、法律が制定され、社会的関心が高まっていることもあってか、「友だちや同僚、上司」「家族や親戚」「警察」「弁護士」「公的機関」など、相談するところも多様である。また、セクシュアル・ハラスメントについても、法制化されたこともあり、「友だちや同僚、上司」や「家族や親戚」に相談するのみならず、「相手に抗議するなど自分で解決した」という比率が非常に高くなっているのが特徴である。

ただ、「あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害」「公的機関や企業、団体による不当な扱い」「地域や職場、学校などでの暴力や脅迫、無理じい、仲間はずれ」「差別待遇」などでは、親しい人に相談する人だけではなく、「何もしなかった」という人も少なくないことを押さえておきたい。

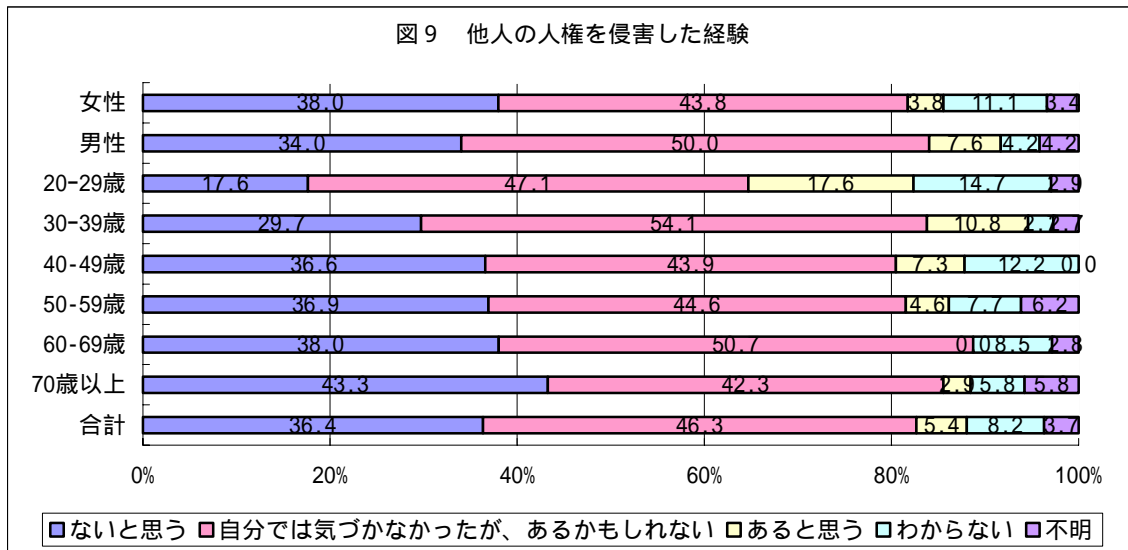
表2 人権侵害を受けた時の対応

人権侵害を受けた時の対応	合計	友だちや同僚、上司に相談した	家族や親戚に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	市役所や法務局などの公的機関に相談した	NPO法人などの民間団体に相談した	相手に抗議するなど自分で解決した	何もしなかった	その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%
あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害	61	32.8	34.4	4.9	1.6	6.6	0.0	24.6	31.1	3.3
公的機関や企業、団体による不当な扱い	21	38.1	38.1	9.5	4.8	19.0	0.0	28.6	28.6	9.5
地域や職場、学校などでの暴力や脅迫、無理じい、仲間はずれ	38	39.5	36.8	7.9	2.6	7.9	0.0	28.9	34.2	10.5
家庭での暴力や虐待	8	75.0	50.0	37.5	25.0	25.0	0.0	25.0	12.5	12.5
差別待遇	22	27.3	27.3	9.1	4.5	13.6	0.0	18.2	45.5	9.1
プライバシーの侵害	27	37.0	33.3	18.5	7.4	11.1	0.0	33.3	22.2	7.4
セクシュアル・ハラスメント	5	40.0	40.0				0.0	80.0	20.0	
その他	3	33.3	33.3				0.0	33.3	66.7	

(3) 他人の人権を侵害した経験

今までに、他人の人権を侵害した経験についてみてみると、全体では、「ないと思う」36.4%、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」46.3%、「あると思う」5.4%などとなっている。男女差はみられないが、年齢構成で見ると、年齢が下がるほど、「ないと思う」の比率が下がり、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」と「あると思う」の比率が漸増している。

ただ、この点についても、若い人ほど、他人の人権を侵害する傾向が強まったという解釈も可能であるが、若い人ほど、何が人権侵害に相当するかと捉える範囲が広がったとも解釈できる。



(4) 自分の人権侵害と他人にたいする人権侵害

他人にたいする人権侵害は、自分ではそれと気づいていないことがあるかもしれない。そうであれば、自分の人権が侵害されるという経験のある人は、ない人よりも他人にたいする人権侵害のとらえ方に違いがあるのではないだろうか。

そこで、自分の人権が侵害されたことがあるかどうかという項目と他人の人権を侵害したことがあるかどうかという項目との関連をみた。表3である。

表3によると、自分の人権が侵害されたことがあるという人のほうが、ないという人よりも、他人の人権を侵害したということが、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」という比率が有意に高くなっている。

自分が「他人の人権を侵害しているかもしれない」と気づくためには、「自分の人権が侵害される」経験をする必要があるというのは、非現実的であるが、少なくとも、どのような行為が人権侵害に相当するのかという「人権侵害とは何か」という認識について、これまで以上に、具体的にわかりやすく、さまざまな人びとに広く知ってもらおうような啓発は必要だろう。

表3 自分の人権が侵害された経験と他人の人権を侵害した経験との関連

自分が人権侵害された経験と今までに他人の人権を侵害したことがあるかのクロス表

		今までに他人の人権を侵害したことがあるか					合計
		あると思う	自分では気づかなかったが、あるかもしれない	わからない	ないと思う	不明	
自分が人権侵害された経験	ある	11	59	4	21	2	97
		11.3%	60.8%	4.1%	21.6%	2.1%	100.0%
	わからない	4	30	12	17	1	64
		6.3%	46.9%	18.8%	26.6%	1.6%	100.0%
	ない	5	69	8	83	9	174
		2.9%	39.7%	4.6%	47.7%	5.2%	100.0%
合計		20	158	24	121	12	335
		6.0%	47.2%	7.2%	36.1%	3.6%	100.0%

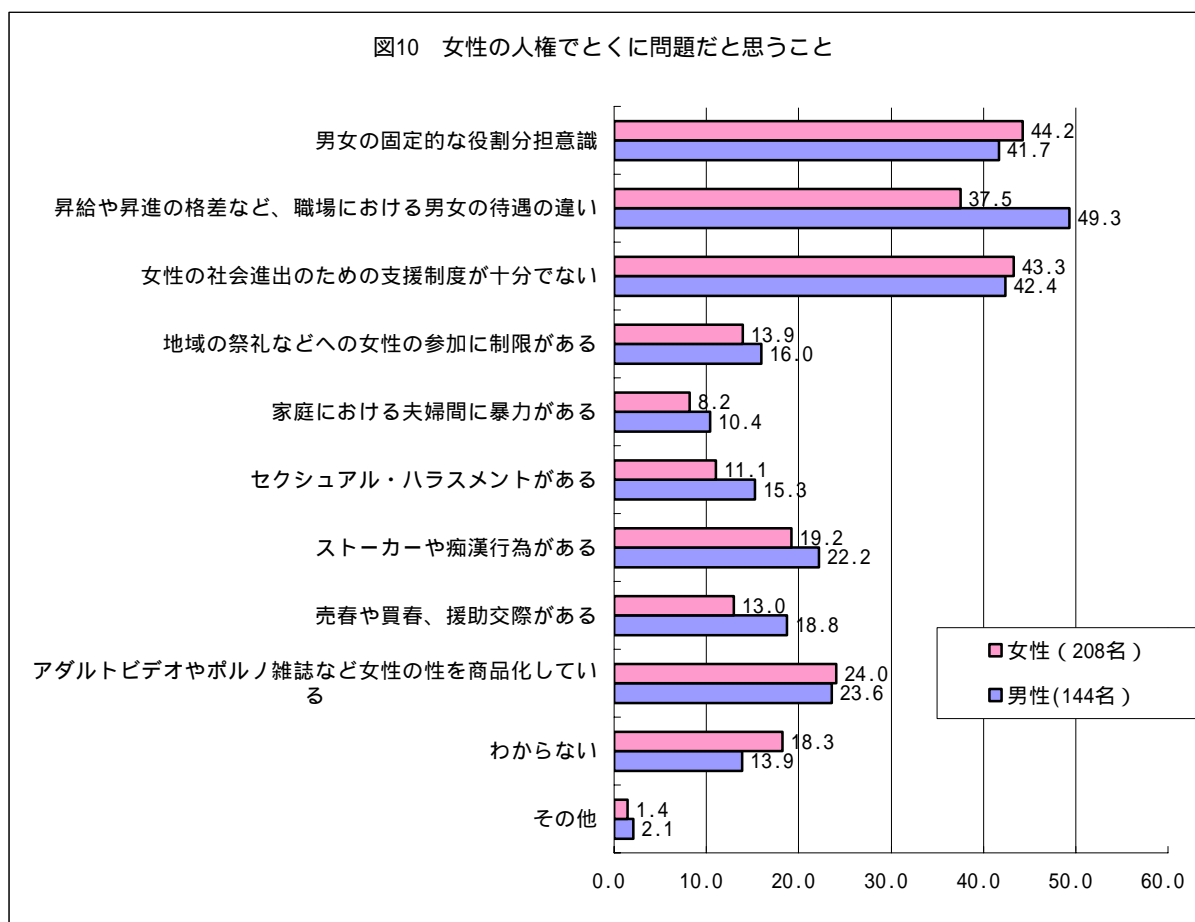
注: 2=44.537 df=8 p<.000 * * *

5 女性に関する問題

(1) 女性に関することで、人権上、とくに問題があると思うことから

男女ともに、「男女の固定的な役割分担意識」「昇給や昇進の格差など、職場における男女の待遇の違いがある」「女性の社会進出のための支援制度が十分でない」が上位3位までを占めている。ただ、3つをつけてもらうように回答を求めたことも影響している可能を否定できない。

これら以外では、「アダルトビデオやポルノ雑誌など女性の性を商品化している」「ストーカーや痴漢行為がある」が20%前後と続いている。これらの項目のなかで、回答傾向に男女差があったのは、「昇給や昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」という1項目のみである。しかも、男性のほうが問題と捉えている比率が高い。



年齢層によって、人権上問題であると捉える女性問題が異なるかどうか検討すると、「昇給や昇進の格差など、職場における男女の待遇の違いがある」「女性の社会進出のための支援制度が十分でない」「セクシュアル・ハラスメントがある」「ストーカーや痴漢行為がある」は年齢層が低いほど問題だと捉えており、「アダルトビデオやポルノ雑誌など女性の性を商品化している」は、年齢層が高いほうが問題であると捉えている。

図 11-1

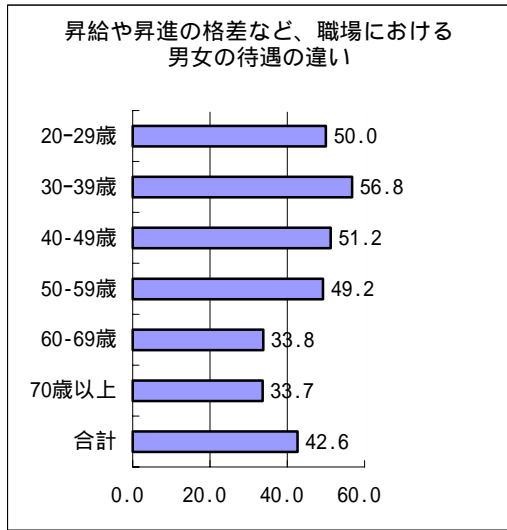


図 11-2

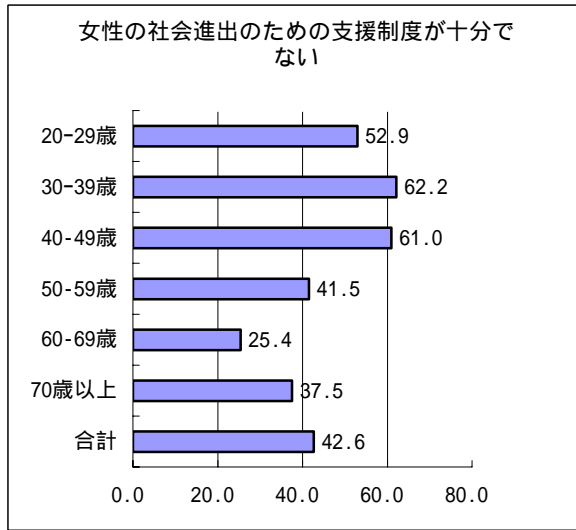


図 11-3

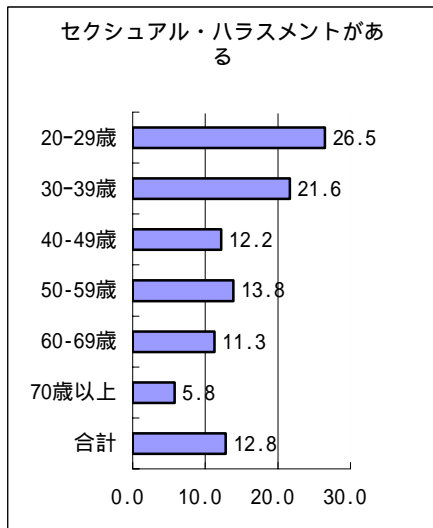


図 11-4

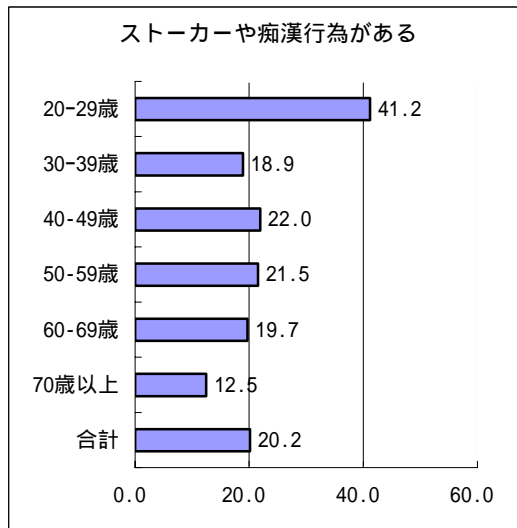
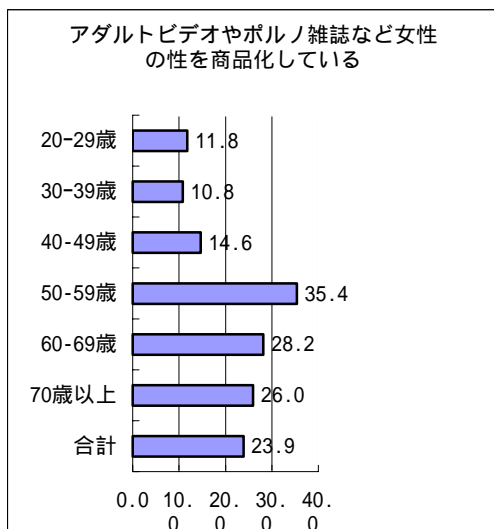


図 11-5



(2) 男女の不平等が生じる原因についての考え方

男女の不平等が生じる原因として、「男女の役割や能力、適性についての固定的観念がある」(49.3%)、「社会の慣習やしきたりがある」(42.9%)、「男女に身体的や生理的な差がある」(33.1%)、「社会の中に女性蔑視や男性優遇の考え方がある」(32.3%)が上位を占めており、これらについては、男女差はない。ただし、図13のように、「男女の役割や能力、適性についての固定的観念がある」「法律や制度が十分でない」という原因については、年齢が若い層ほど、そう思うという回答が高くなっている。

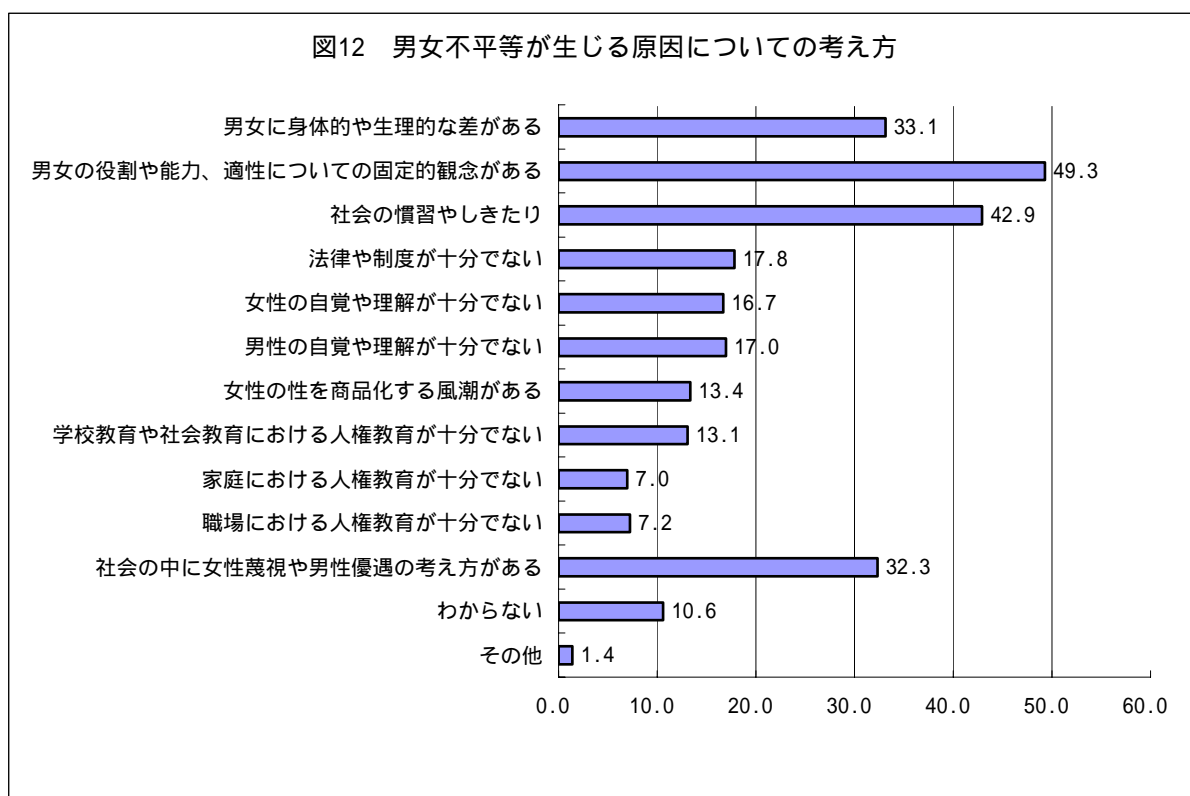


図 13-1

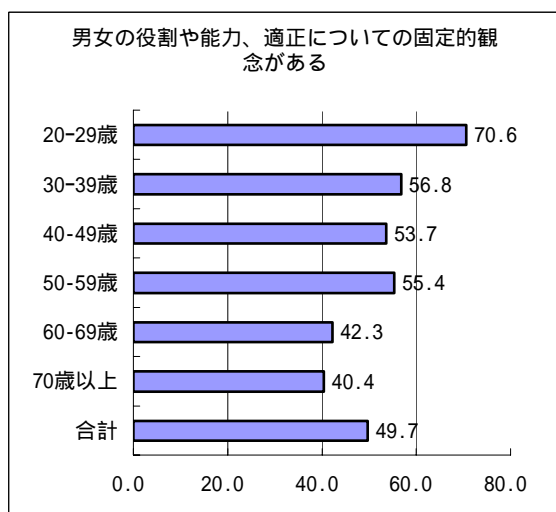
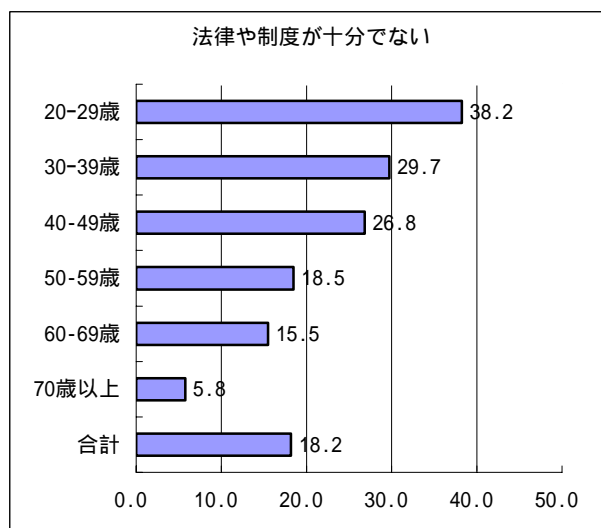
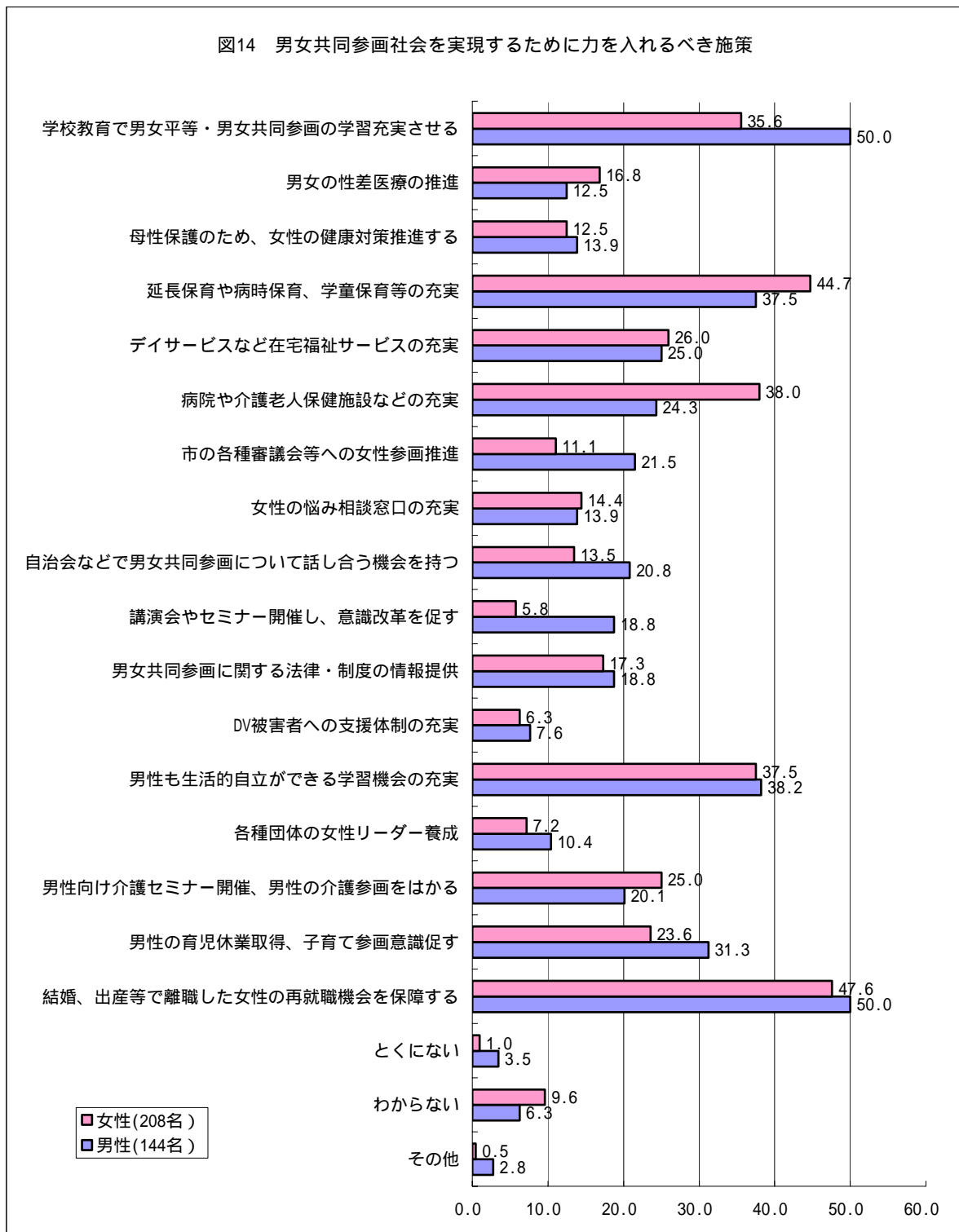


図 13-2



(3) 男女共同参画社会の実現に向けた施策

男女共同参画社会を実現していくためにどのような施策に力を入れていくべきだと市民は考えているのだろうか。男女別で集計した結果が図 14 である。「学校教育での男女平等教育の充実」「結婚や妊娠、子育てなどで離職した女性の再就職機会の保障」「延長保育や病児保育、学童保育等の充実」「男性も生活自立できる学習機会の充実」「病院や介護老人保健施設などの充実」などへの期待が大きい。



6 子どもに関する問題

(1) 子どもに関することで、人権上、とくに問題だと思うことがら

子どもの人権に関して重要だと思うことがらについては、性差はほとんど見られなかった。図 15 のように、子どもへの虐待、いじめの問題、子どもを取り巻く性情報の氾濫などに関心が高い。また、これらのなかで、図 16 のように、子どもへの虐待、いじめ問題については、30 歳代、40 歳代の人びとにおいてとりわけ関心が高いという結果になっている。

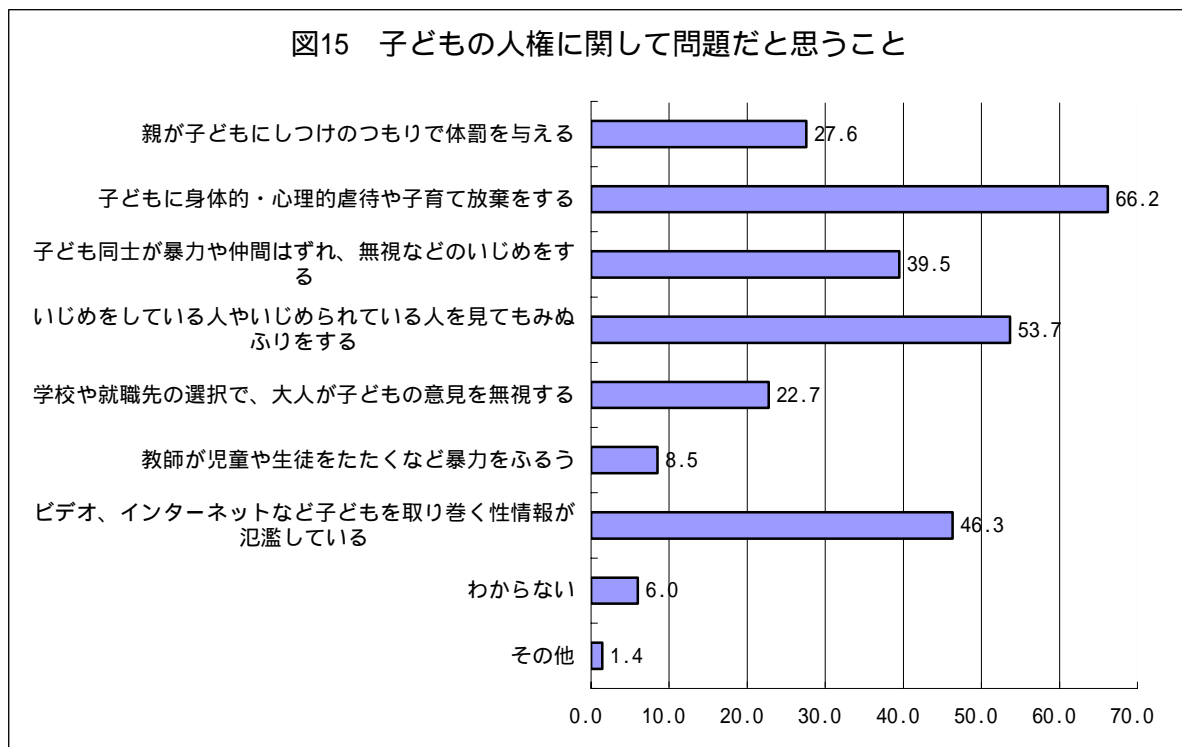


図 16-1

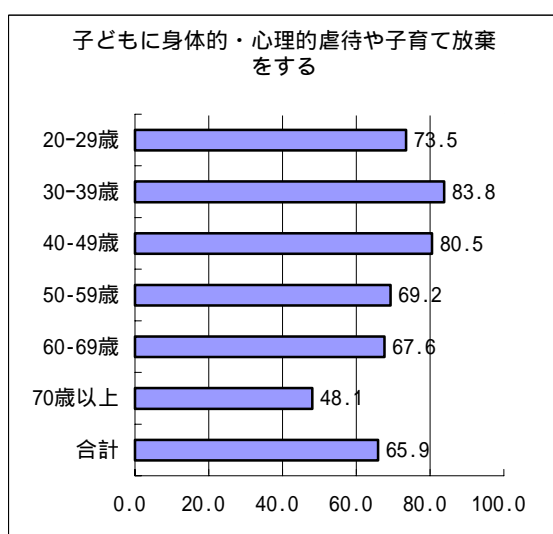
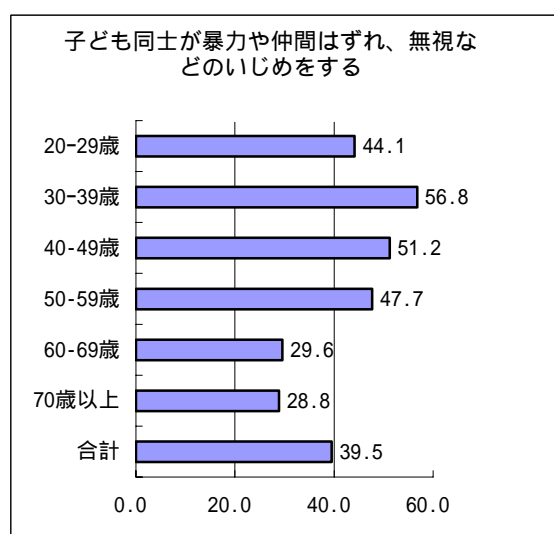
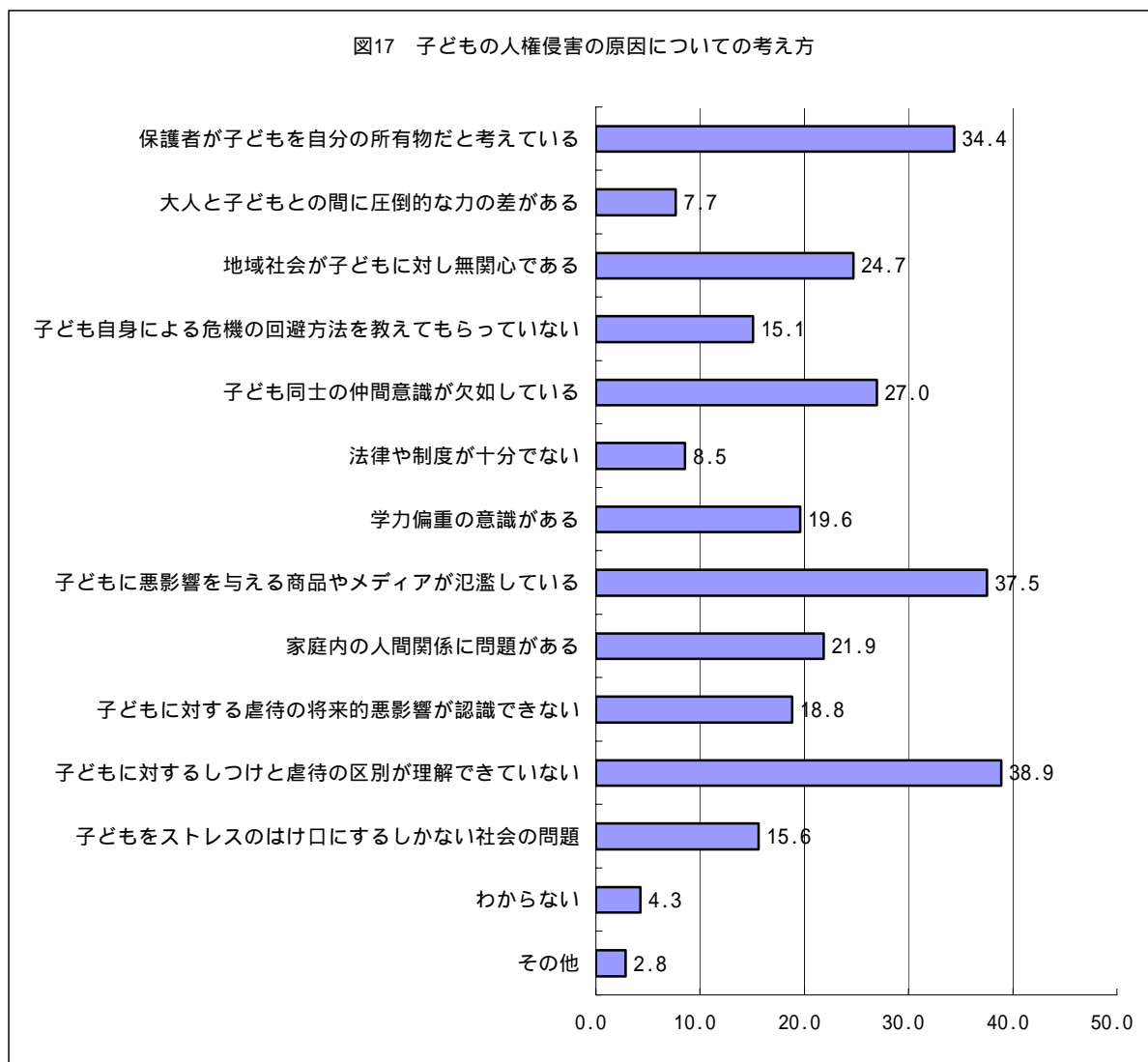


図 16-2



(2) 子どもの人権侵害の原因についての考え方

子どもに関する人権侵害の原因について、「保護者が子どもを自分の所有物だと考えている」(34.4%)、「子どもに悪影響を与える商品やメディアが氾濫している」(37.5%)、「子どもにたいするしつけと虐待の区別が理解できていない」(38.9%)などが高い比率を占めている。



なお、データは省略するが、年齢別では、「大人と子どもとの間に圧倒的な力の差がある」「子どもにたいする虐待が将来的に悪影響を及ぼすことを認識できない」「子どもにたいするしつけと虐待の区別が理解できていない」という項目では、年齢層が低いほうが原因だと受け止める傾向が高い。

(3) 子どもの人権を守っていくために力を入れるべきことから

市民が、子どもの人権を守っていくためにどのようなことに力を入れるべきだと思っているかという点を集計すると、図18のように、「学校で、子どもに自分を大切にすることや他人を大切にすることを教える」(56.0%)「家庭内の人間関係を安定させ、温かい家庭を

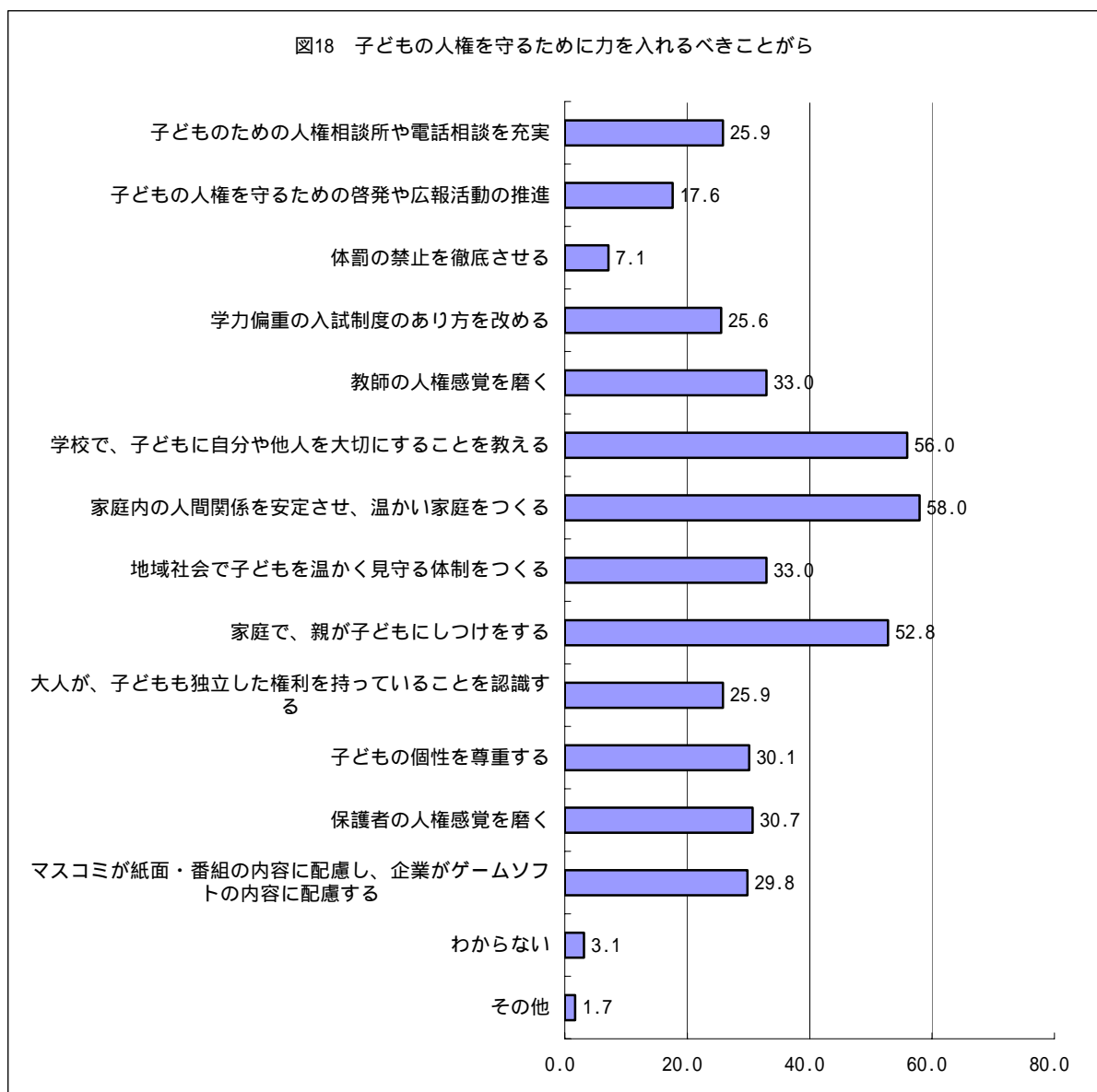
つくる」(58.0%)「家庭で、親が子どもにしつけをする」(52.8%)などが、高い比率になっている。

ただし、ここで留意すべき点がある。女性に関する人権問題については、回答者の過半数が女性であって、いわば、当事者の立場で回答されているともみなすことができる。しかし、子どもの人権を守るために力を入れるべきこととして比率が高い項目が、果たして子どもたちの思いを反映しているかどうか保証の限りではない。

そもそも、子どもの人権について、当事者である子ども自身を抜きにして、大人だけで考えるという姿勢自体が、子どもの人権軽視と言えるのではないか。再考を期待したい。

「子どもの言い分に耳を傾ける」ということが、子どもの人権尊重の取り組みとして、重要だと考えられるが、そのような項目さえ用意されていないのである。

これらの項目だけで、子どもの人権尊重の取り組みにどれだけ反映されるのか疑問である。



7 高齢者に関する問題

(1) 高齢者に関する人権上、問題だと思ふことから

図 19 によると、「高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」(32.7%)、「働ける能力を発揮する機会が少ない」(33.0%)、「悪徳商法による被害が多い」(38.9%)、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」(39.2%)、「情報を高齢者にかわりやすい形で伝える配慮が十分でない」(31.3%)などが比較的高い比率になっている。これらの項目について男女差は、ほとんどなく、年齢別では、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」という項目について、年齢の低い人ほど問題だと捉える比率が高くなっている。

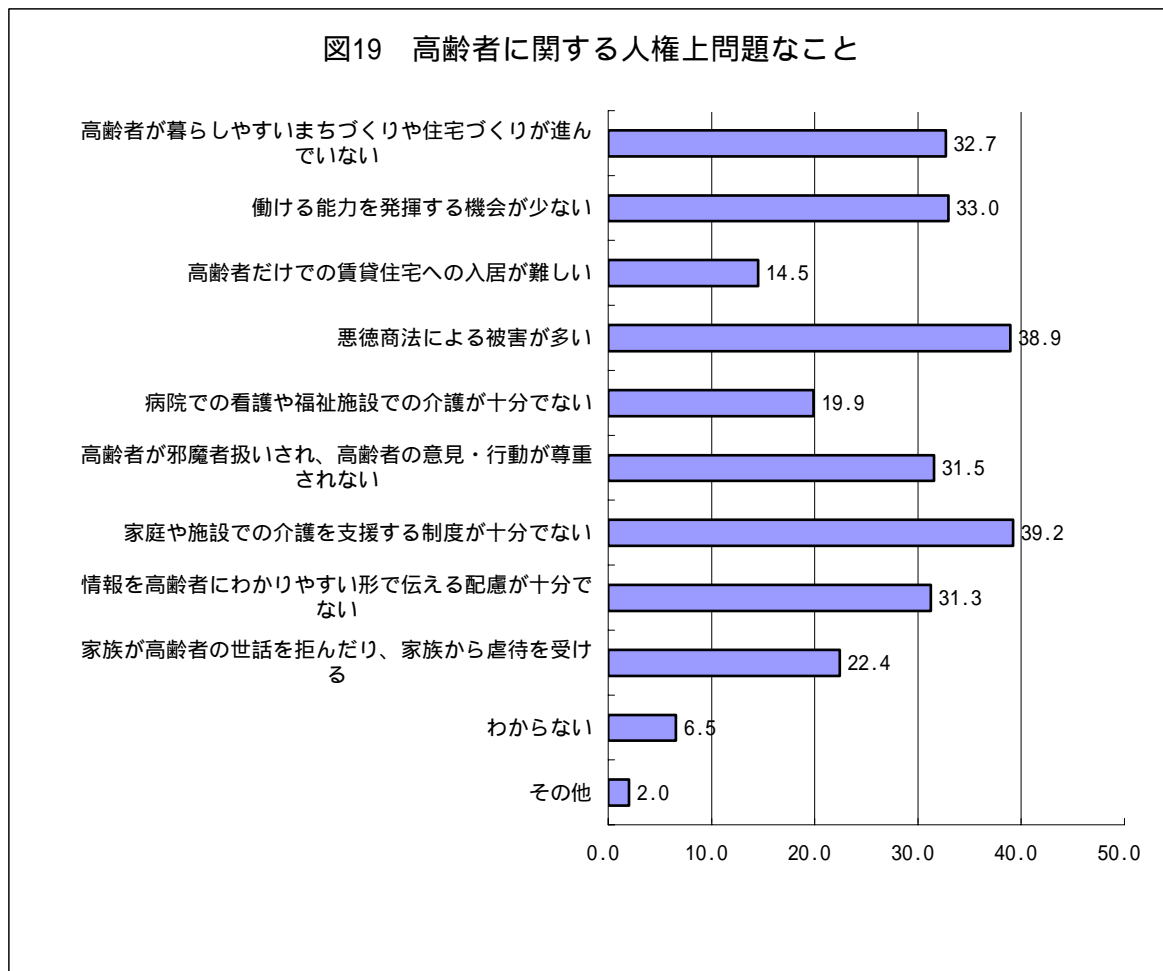
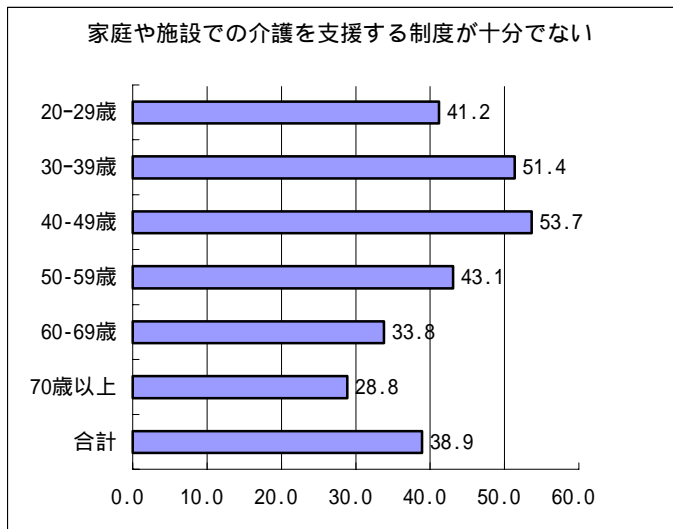
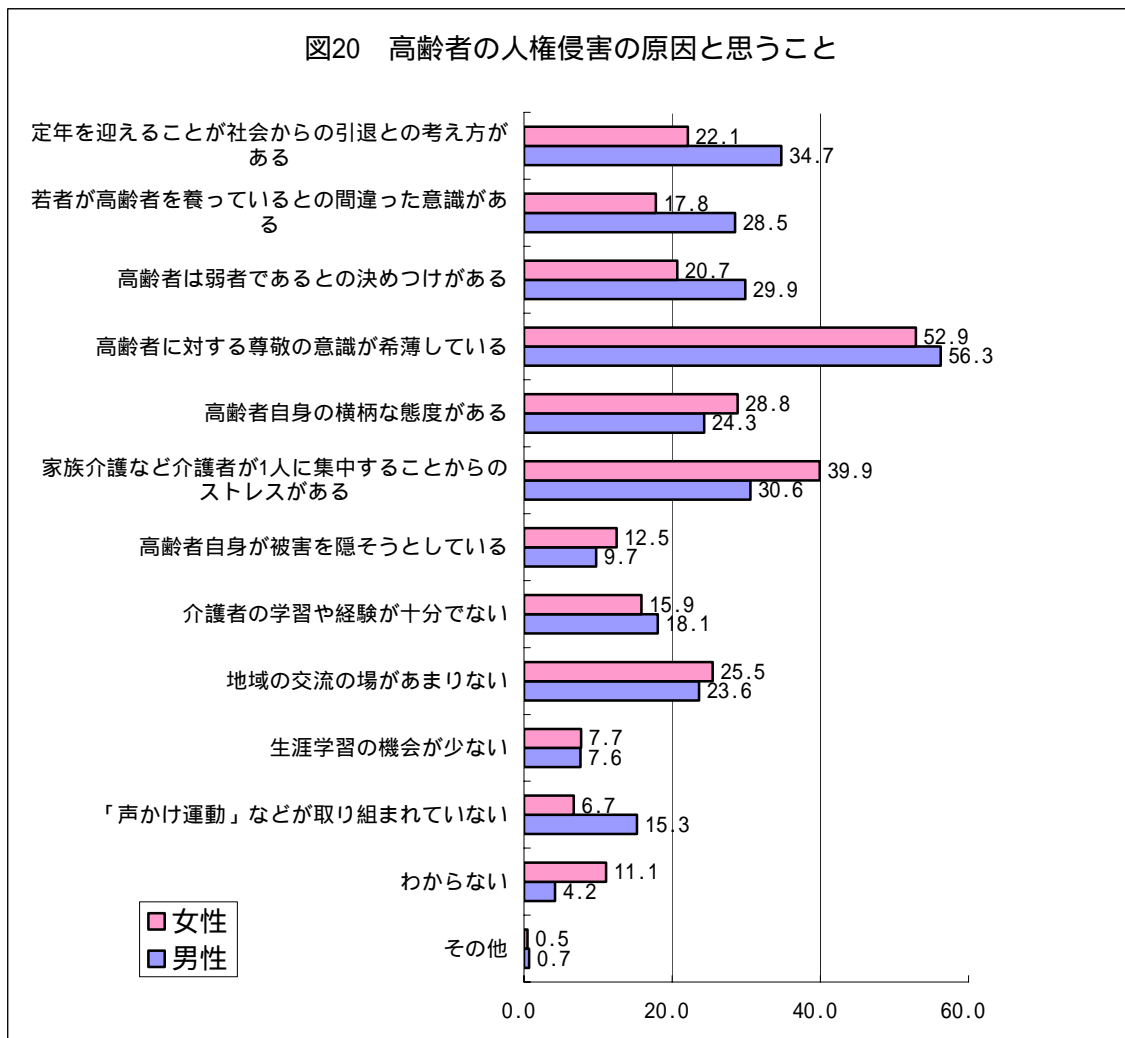


図 19



(2) 高齢者の人権侵害の原因と思うことから

図 20 によると、「高齢者にたいする尊敬の意識が希薄している」が男女とも最も高い比率になっている。



男性では、「定年を迎えることが社会からの引退との考え方がある」が続き、女性は「家族介護など介護者が一人に集中することからのストレスがある」が続いている。

ただ、年齢層によって、人権侵害の原因についてのとらえ方が幾分異なる。「若者が高齢者を養っているとの間違った意識がある」では、年齢が高いほど支持率が高く、「高齢者は弱者であるとの決めつけがある」と「家族介護など介護者一人に集中することからストレスがある」とは、年齢が低いほど支持率が高くなっている。

図 21-1

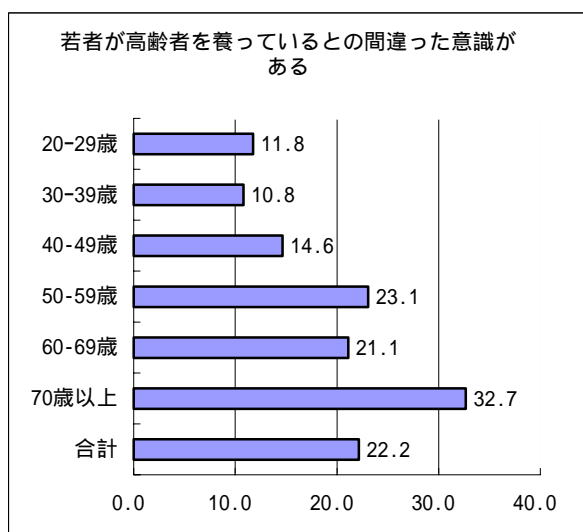


図 21-2

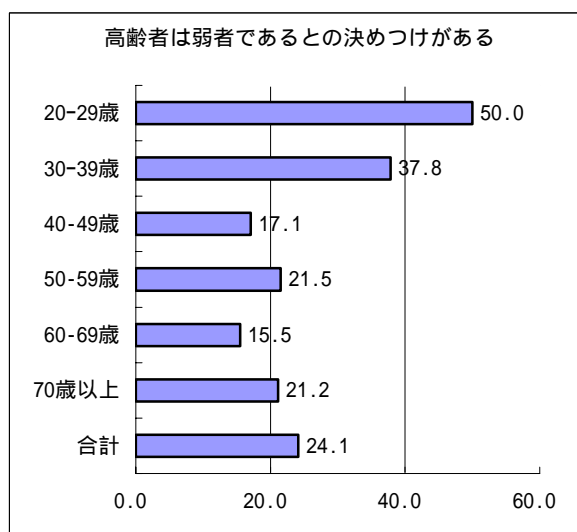
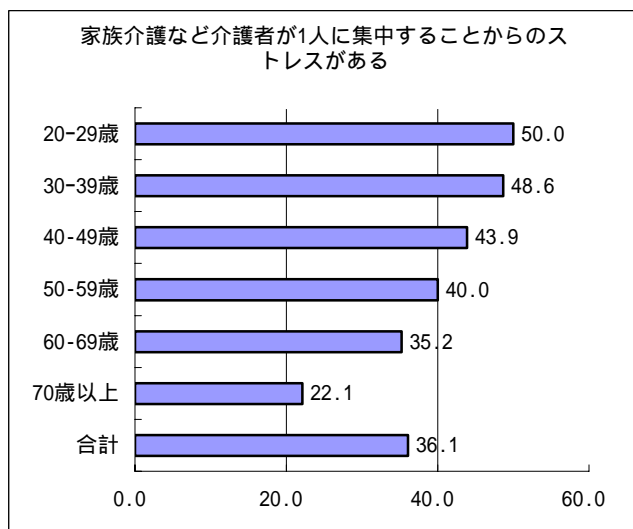


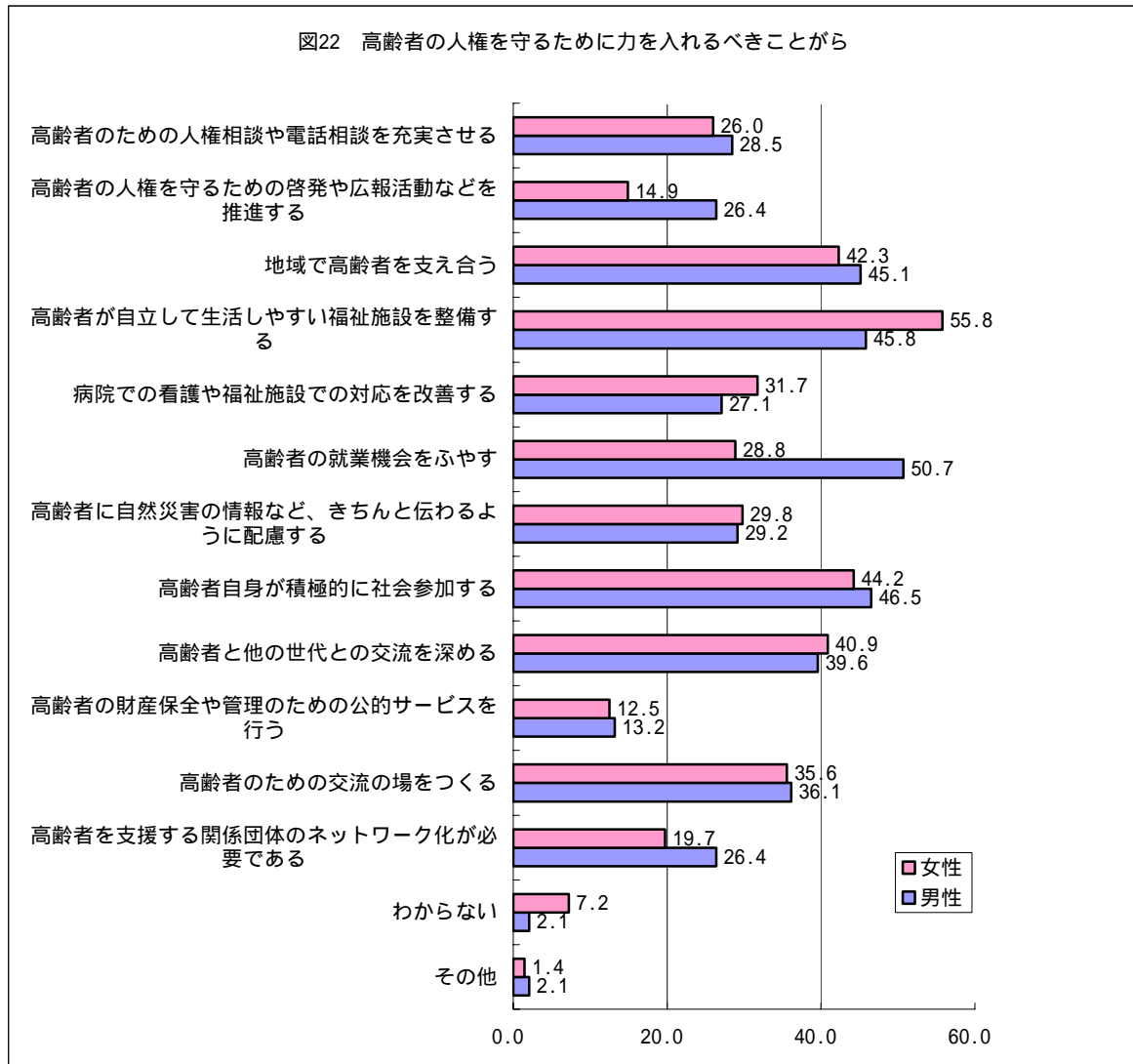
図 21-3



(3) 高齢者の人権を守るために力を入れるべきことから

図 22 が集計結果である。「高齢者が自立して生活しやすいグループホームや社会福祉施設を整備する」は男女ともに支持率が高いが、とりわけ女性の支持率が高い。男性では、「高齢者の就業機会を増やす」ことの支持率が高い。そのほかに、男女ともに「地域で高齢者を支え合う」「高齢者自身が積極的に社会参加する」「高齢者と他の世

代との交流を深める」の支持率が高い。



また、年齢との関連では、「高齢者が自立して生活しやすいグループホームや社会福祉施設を整備する」、「地域で高齢者を支え合う」、「病院での看護や福祉施設での対応を改善する」、「高齢者の就業機会を増やす」については、年齢が低いほど支持率が高くなっている。

図 23-1

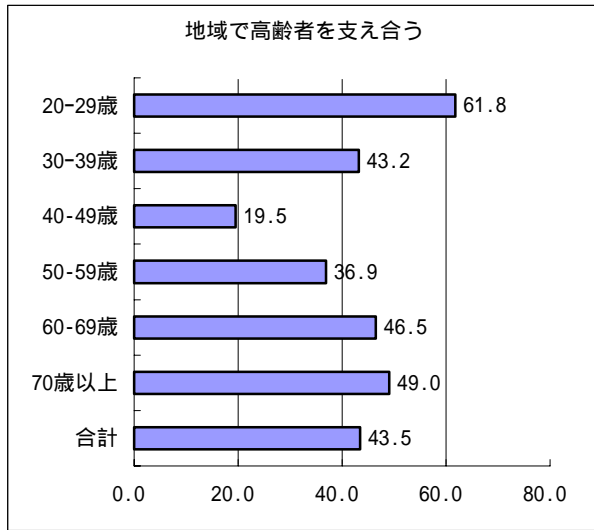


図 23-1

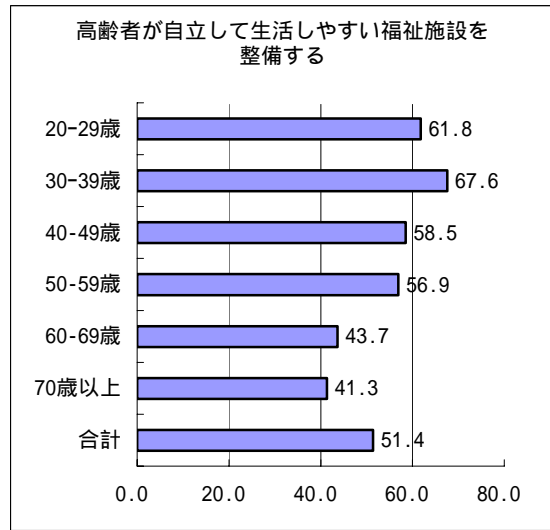


図 23-3

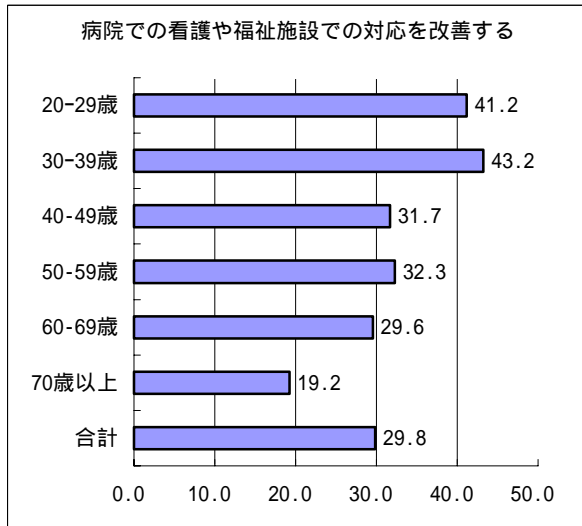
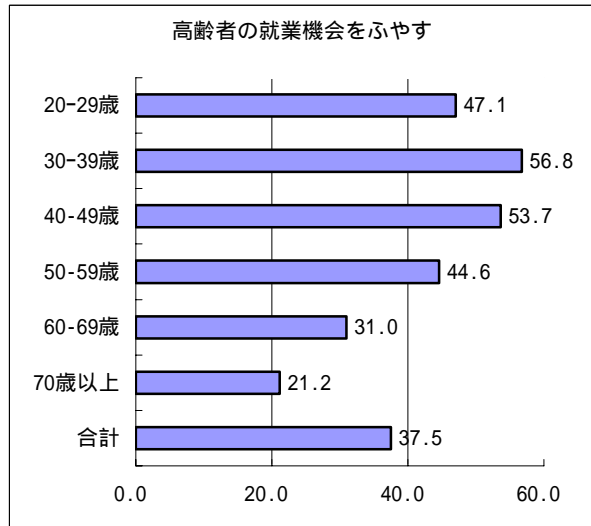


図 23-4



8 障がいのある人に関する問題

(1) 障がいのある人に関する人権上、とくに問題があると思うことから

図 24 によると、「道路や段差解消やエレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」、「働ける場所や機会が少ない」、「障がいのある人の社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でない」などが高い比率になっている。なお、いずれの項目についても、男女差はみられない。

とはいえ、「働ける場所や機会が少ない」、「学校や職場で不利な扱いを受ける」、「障がいのある人の社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でない」という項目については、年齢が低いほど、そう思うという人の比率が高くなっている。

これらのデータに限ってみると、障がいのある人の人権問題については、年齢が低い人ほど、問題意識が高くなっていると言えるかもしれない。

図 24 障がいのある人に関する人権上問題のあることから

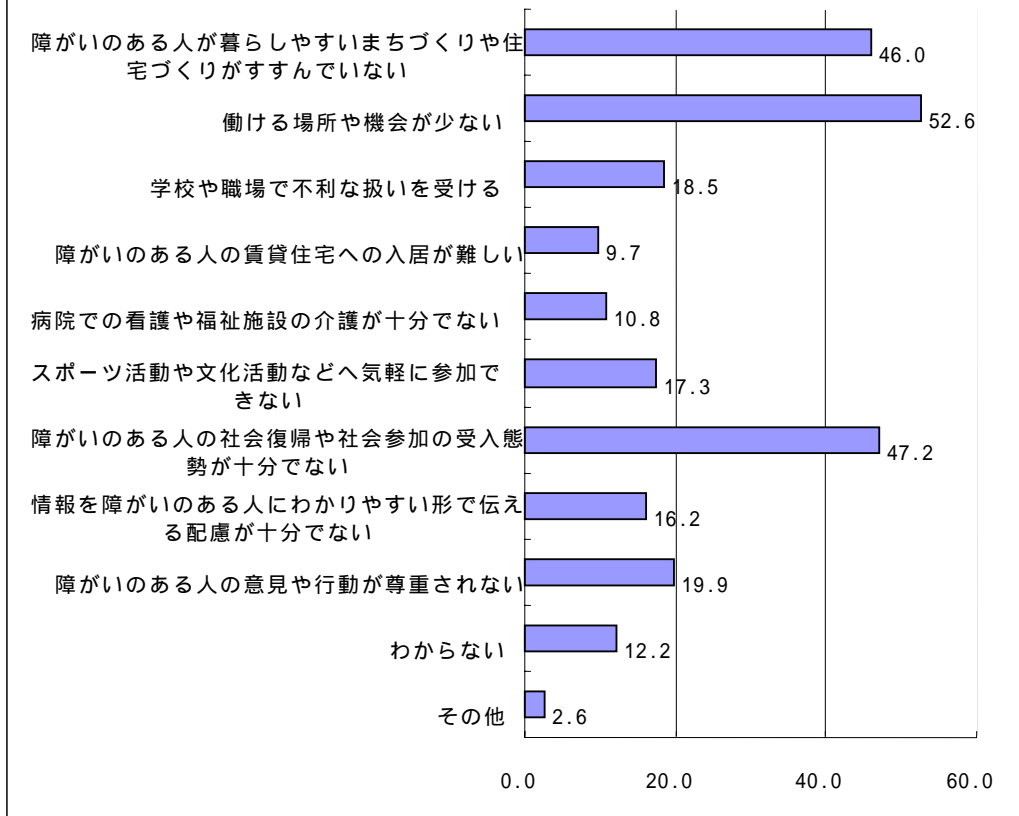


図 25-1

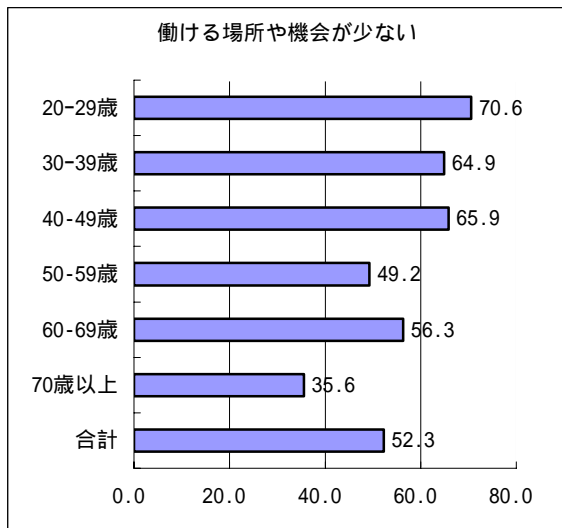


図 25-2

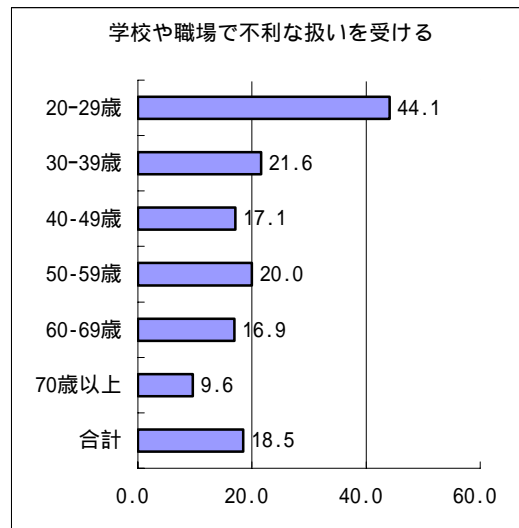
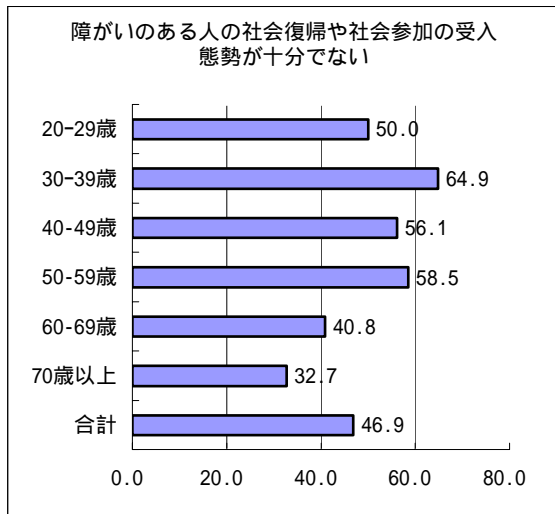
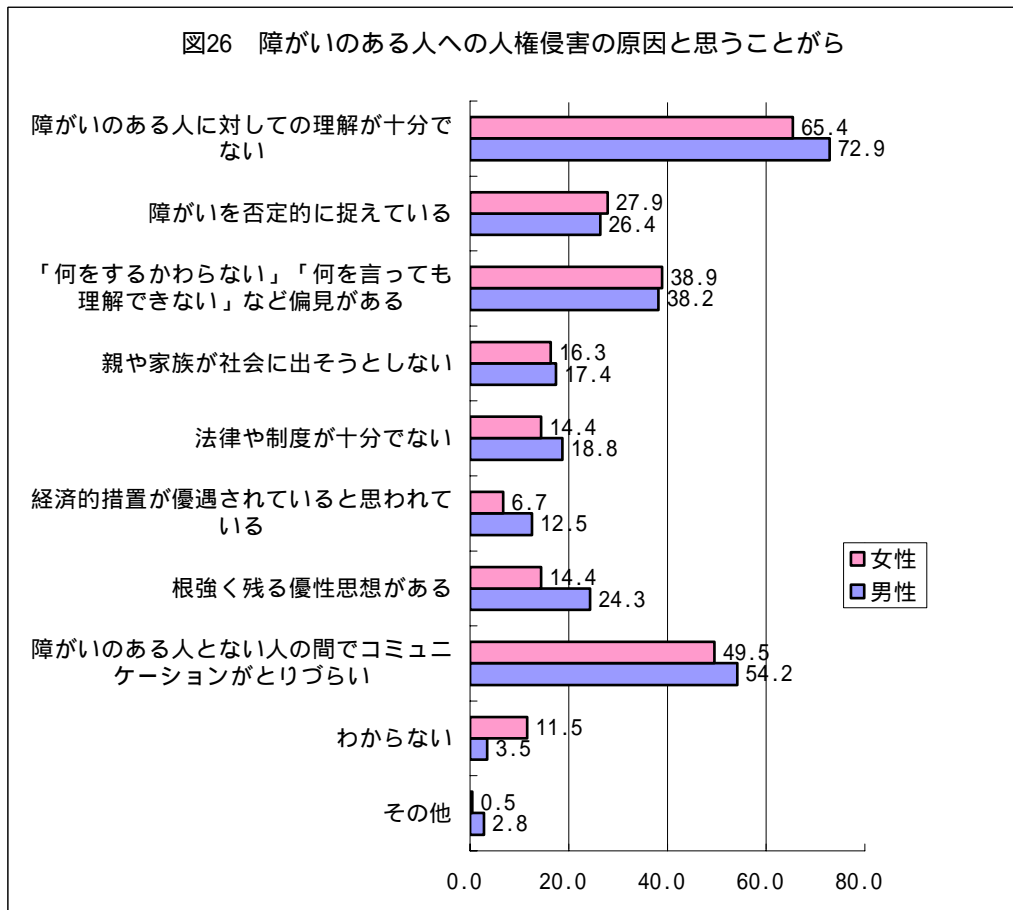


図 25-3



(2) 障がいのある人の人権侵害の原因と思われることから

図 26 によると、男女差はほとんどなく、「障がいのある人に対する理解が十分でない」、「障がいのある人とない人の間でコミュニケーションがとりづらい」、「『何をするかわからない』『何を言っても理解できない』といった偏見がある」などの項目への支持率が高い。



年齢との関連では、「障がいを否定的に捉えている」、「『何をするかわからない』『何を言っても理解できない』といった偏見がある」といった項目では年齢の低い人びとに支持者が多く、「根強く残る優性思想がある」という項目では、中年層に支持者が多いという特徴が見られる。

図 27-1

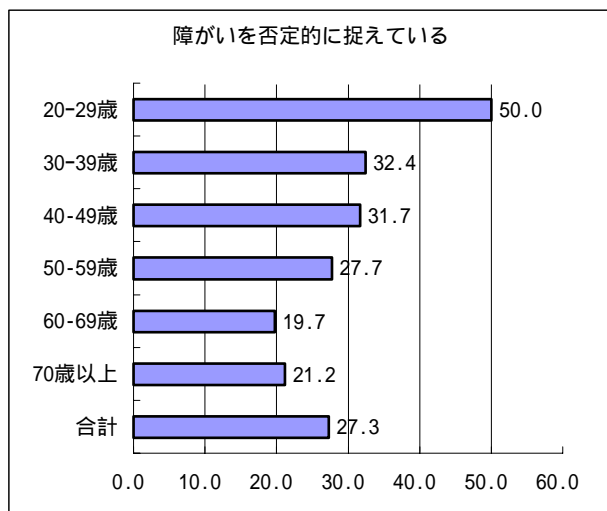


図 27-2

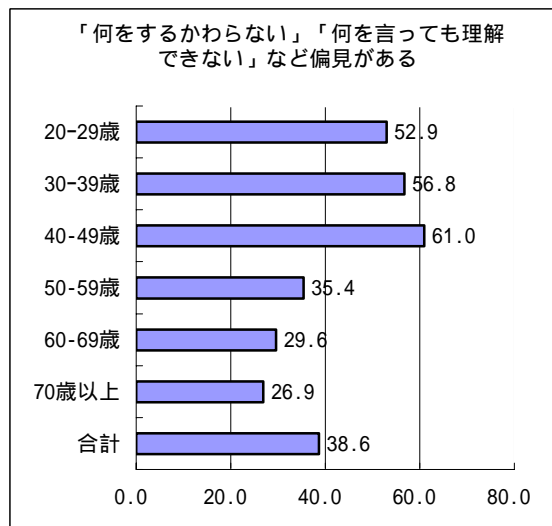
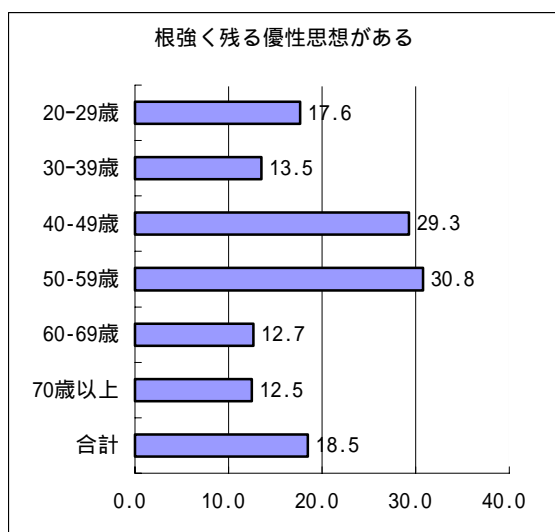


図 27-3

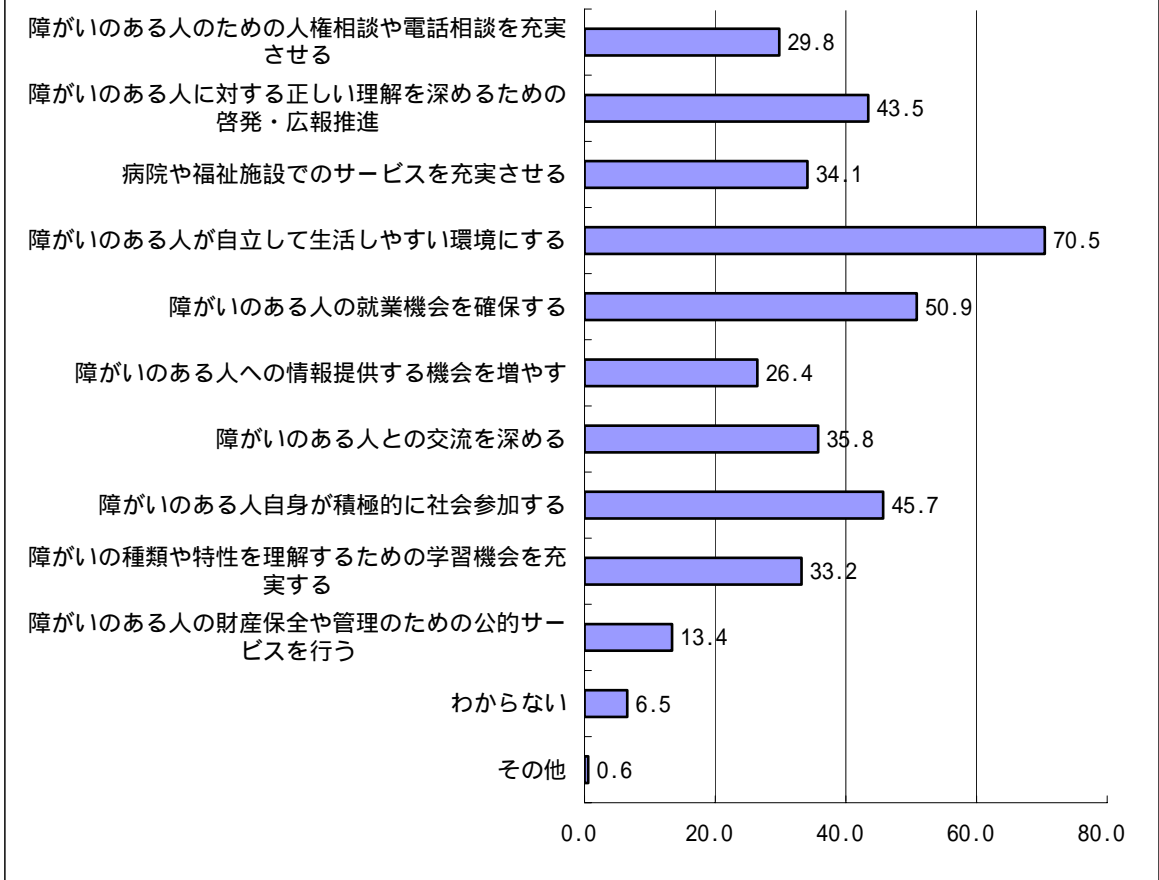


(3) 障がいのある人の人権を守るために力を入れるべきことから

図 28 によると、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」、「障がいのある人の就業機会を確保する」、「障がいのある人自身が積極的に社会参加する」、「障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発・広報活動などを推進する」といった項目の支持率が高くなっている。

いずれも重要な項目ではあるが、障がいのある人びとの「自助努力」を期待するような項目が上位に来ている。

図28 障がいのある人の人権を守るために力を入れるべきこと



性別との関連では、「障がいのある人の人権相談や電話相談を充実させる」、「障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発・広報活動などを推進する」、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」は、女性よりも男性のほうが支持率が高く、「病院や福祉施設でのサービスを充実させる」ことでは、男性よりも女性の支持率が高くなっている。また、年齢との関連では、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」ことは、中年層の支持が高く、「障がいのある人の就業機会を確保する」ことは、年齢が下がるほど支持率が高くなっている。

図 29-1

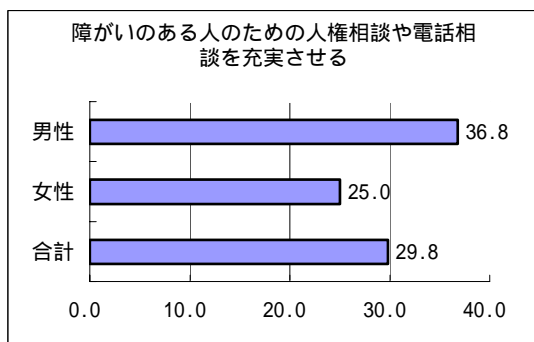


図 29-2

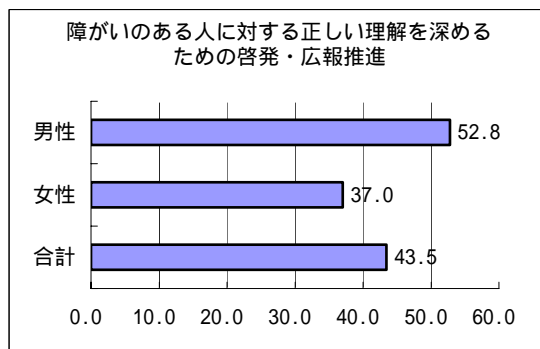


図 29-3

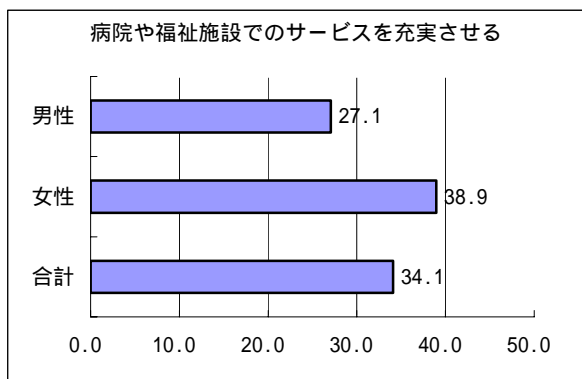


図 29-4

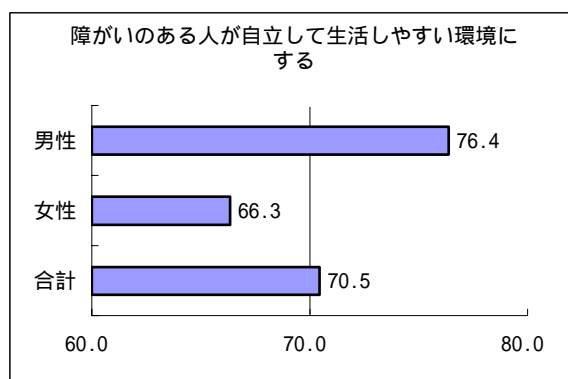


図 29-5

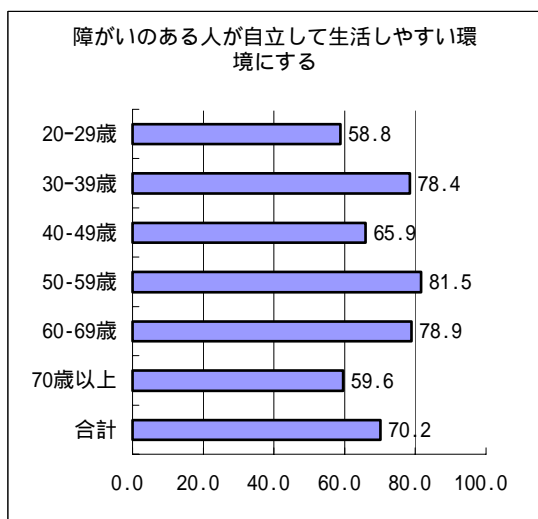
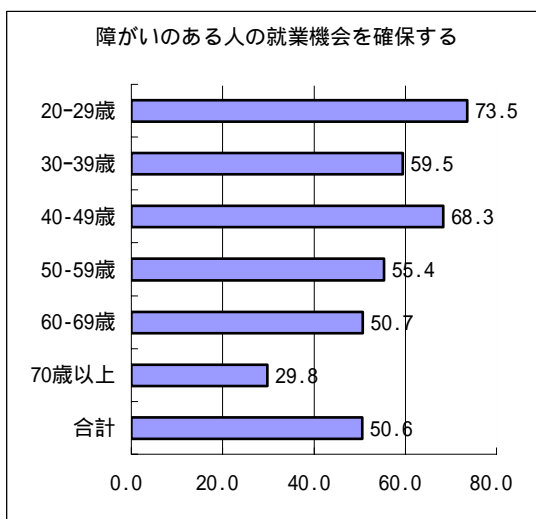


図 29-6



9 在住外国人に関する問題

(1) 在住外国人に関する人権上、とくに問題があると思うことから

図 30 によると、「言葉などの問題で日常的に情報が十分伝わらない」、「民間企業での就職や職場で不利な扱いがある」、「文化や習慣の違いから受入れられず、その違いから嫌がらせがある」、「年金など社会保障制度で不利な扱いがある」などの項目の支持率が高くなっている。なお、データは省略するが、「民間企業での就職や職場で不利な扱いがある」についてのみ、女性よりも男性の比率が高くなっている。

年齢との関連では、「民間企業での就職や職場で不利な扱いがある」、「文化や習慣の違いから受入れられず、その違いから嫌がらせがある」、「資格や条件などに国籍条項が設けられている」という項目では、年齢が下がるほど支持率が高くなっている。また、「言葉などの問題で日常的に情報が十分伝わらない」という項目では、中年層の支持率が高くなっている。

図30 在住外国人に関する人権問題

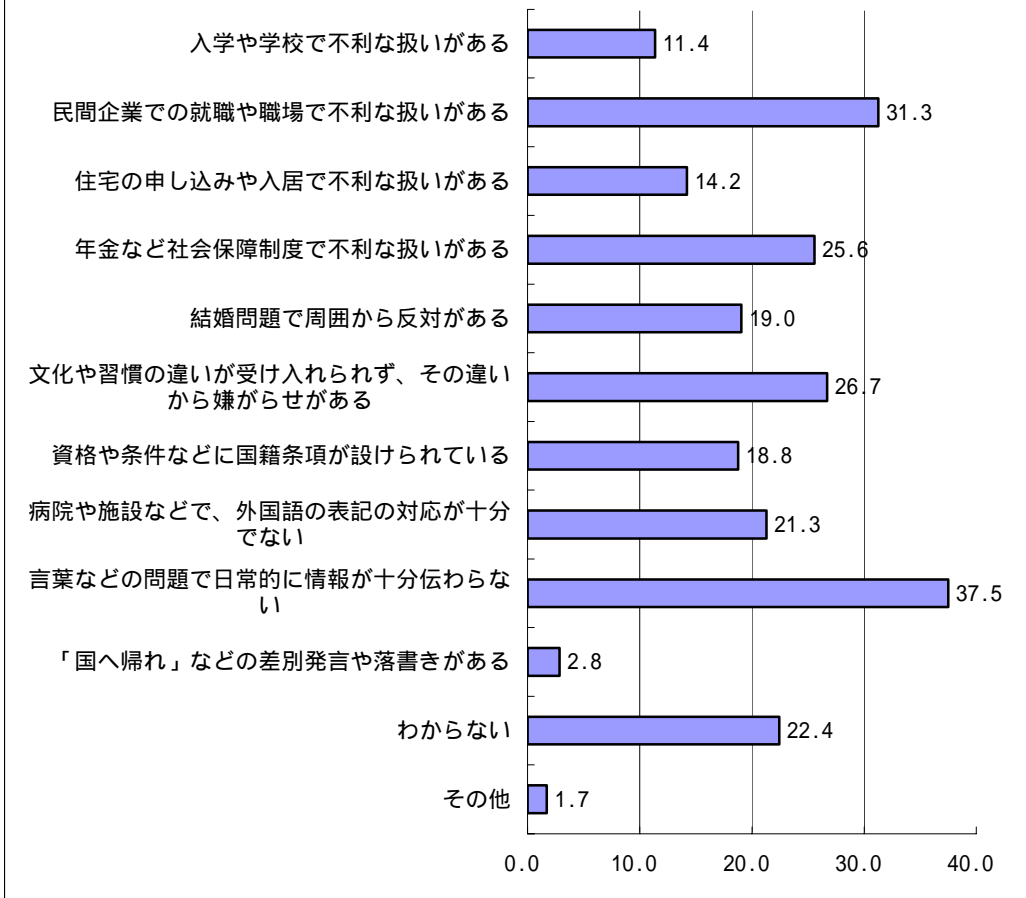


図 31-1

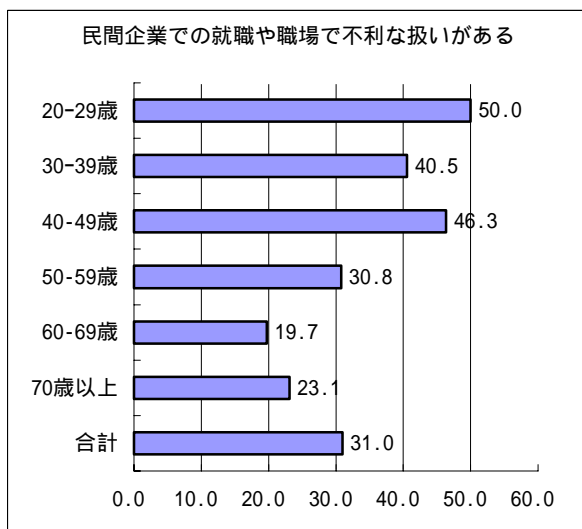


図 31-2

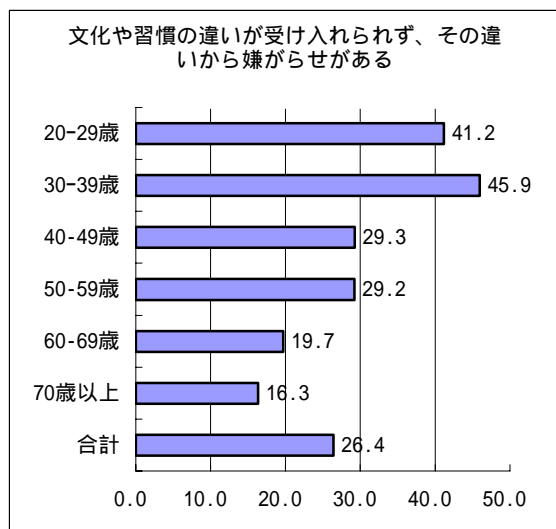


図 31-3

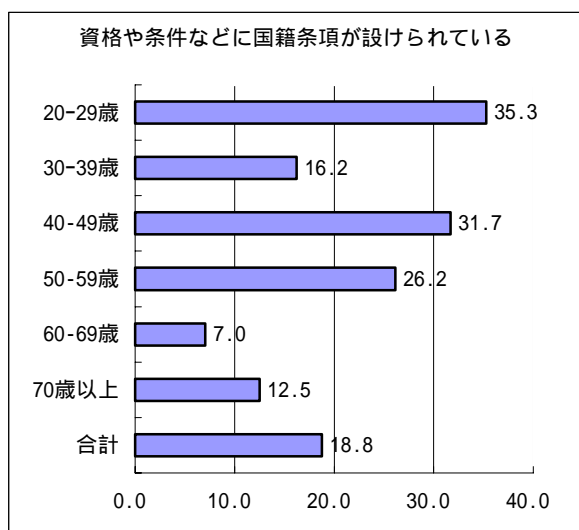
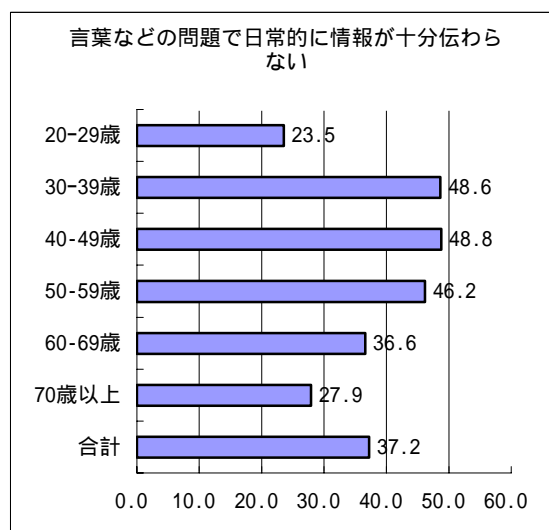
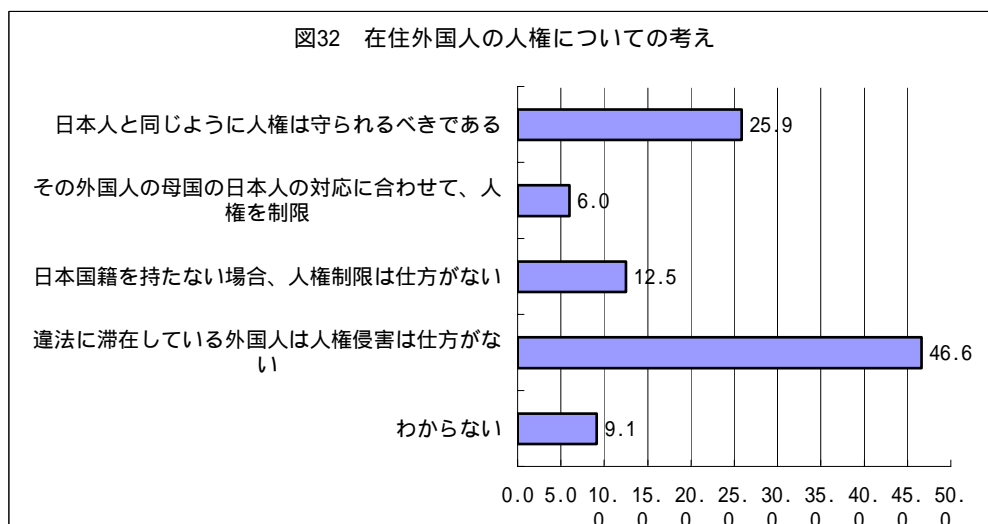


図 31-4

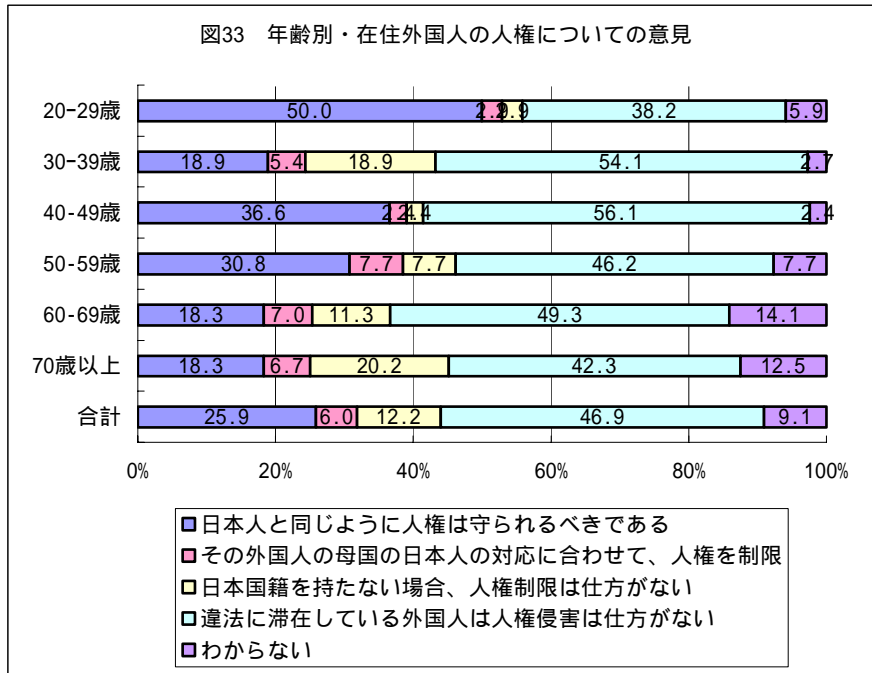


(2) 在住外国人の人権についての意見

全体では、「合法的に滞在している外国人の人権は守られるべきだが、違法に滞在している外国人は人権を制限されても仕方がない」(46.6%)、「日本人と同じように人権は守られるべきである」(25.9%)、「日本国籍を持たない場合、ある程度人権を制限されることがあっても仕方がない」(12.5%)となっている。

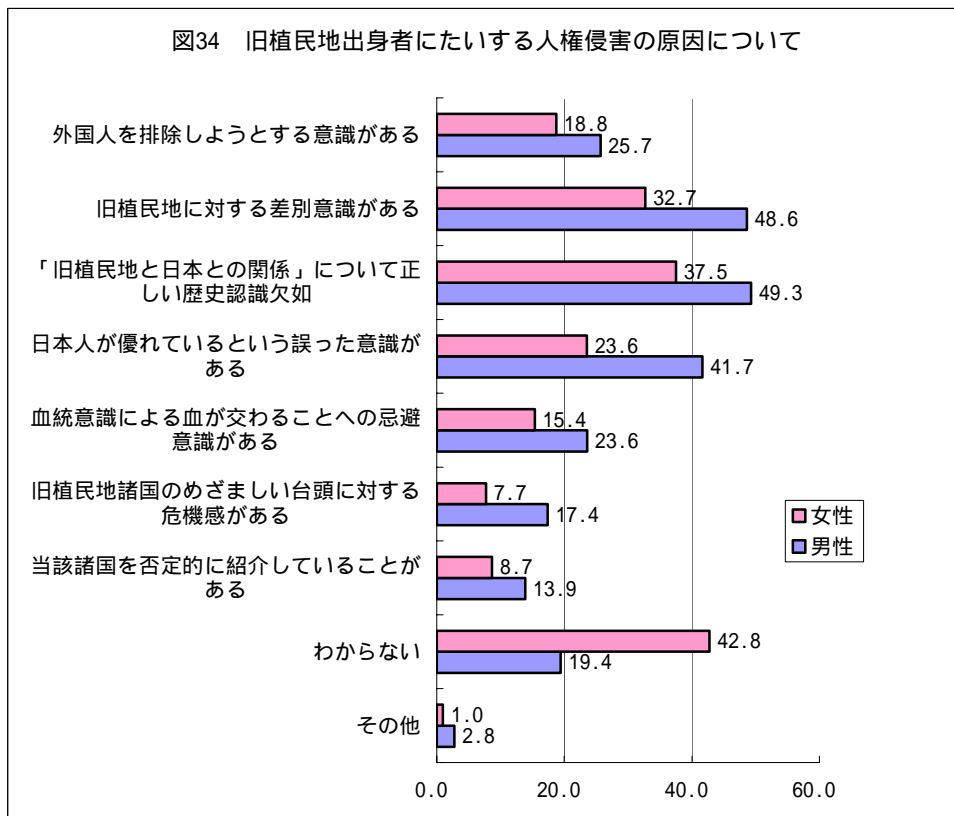


性別では有意差は見られないが、年齢別では有意差が見られる。年齢が低いほど「日本人と同じように人権は守られるべきである」の比率が高くなる傾向にあるが、30歳代以上では、「合法的に滞在している外国人の人権は守られるべきだが、違法に滞在している外国人は人権を制限されても仕方がない」という意見の比率が最も高くなっている。



(3) 在住外国人にたいする人権侵害の原因について
旧植民地出身者に対して

人権侵害の原因として考えられているのは、「『旧植民地と日本との関係』について正しい歴史認識が欠如している」、「旧植民地にたいする差別意識がある」、「日本人が優れているという誤った意識がある」といった項目の比率が高いが、いずれも男女差がある。



女性においては、「わからない」という回答の比率が高い。

年齢との関連では、「外国人を排除しようとする意識がある」「日本人が優れているという誤った意識がある」という項目において、年齢が低いほど支持率が高くなっている。

図 35-1

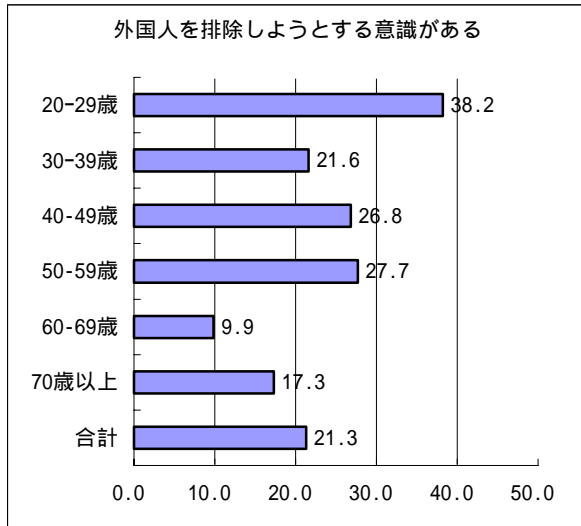
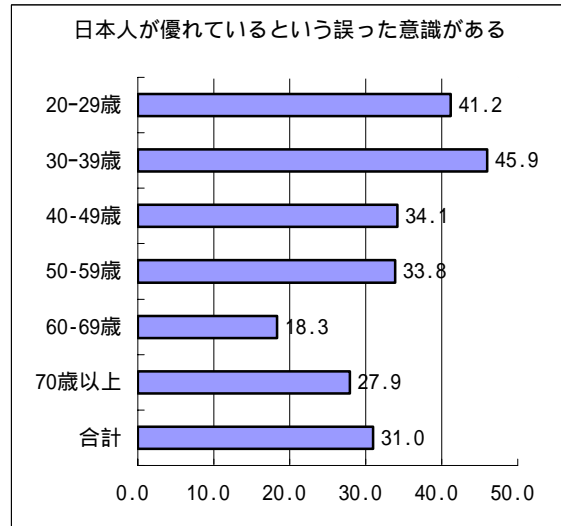


図 35-2



外国人労働者などに対して

「肌の色や言葉にたいする違和感による拒否がある」「日本語が話せないことで避ける」という理由は男女ともに比率が高い。「外国人犯罪などを強調しすぎる」「外国人を排除しようとする意識がある」「日本人の職場を奪われるとの不安がある」「『郷にいれば郷に従え』との考え方がある」といった理由は、女性と比べて男性が有意に高い。他方、女性では「わからない」という比率が高くなっている。

また、年齢との関連では、「肌の色や言葉にたいする違和感による拒否がある」「外国人犯罪などを強調しすぎる」「日本語が話せないことで避ける」といった意見は、年齢の低い人びとに支持される傾向にあることがわかる。

図36 外国人労働者への人権侵害の原因について

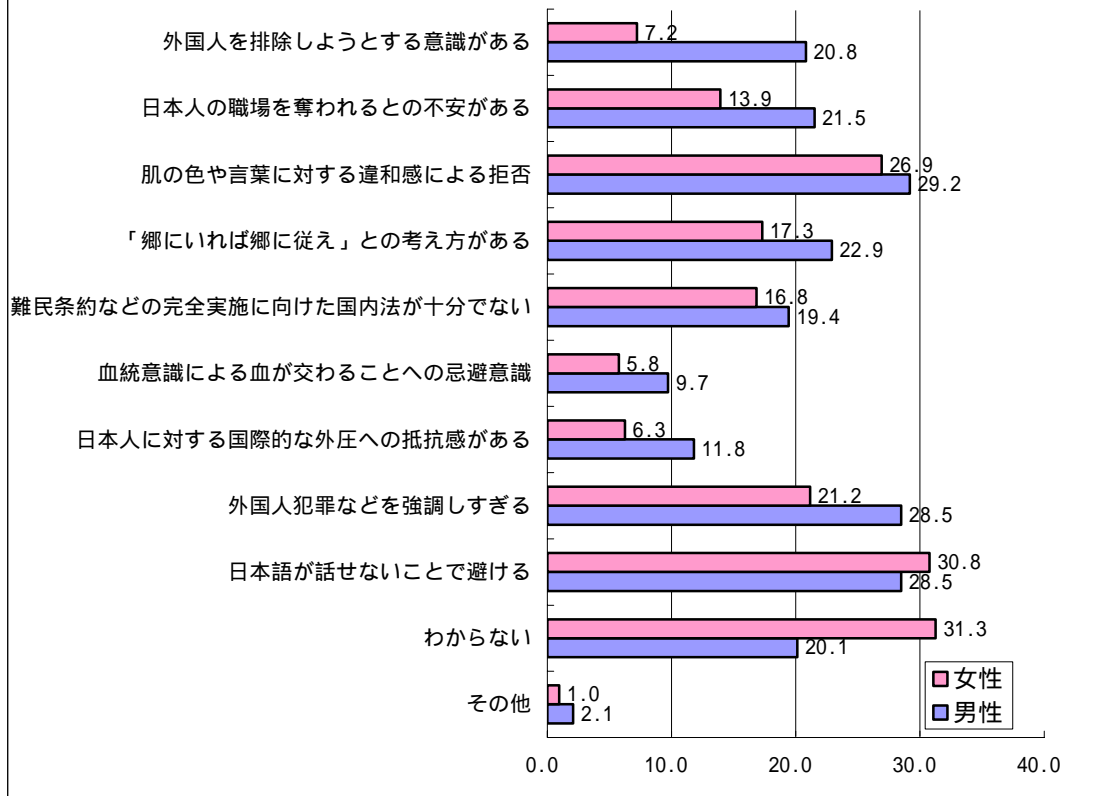


図 37-1

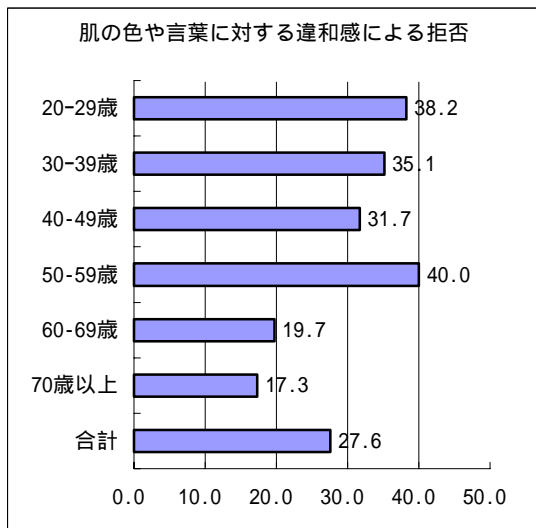


図 37-2

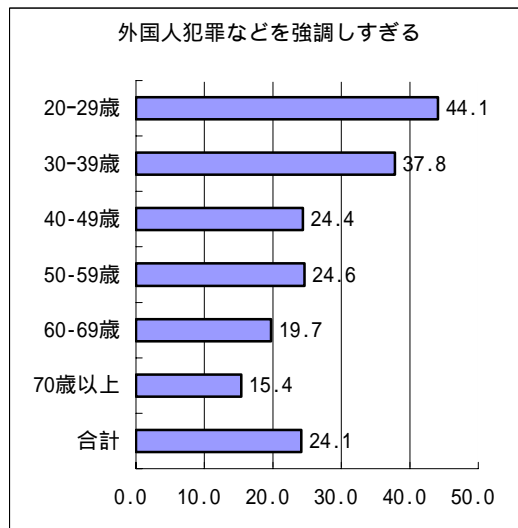
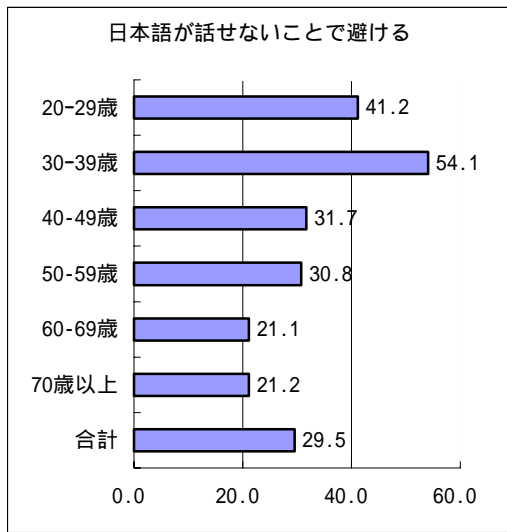
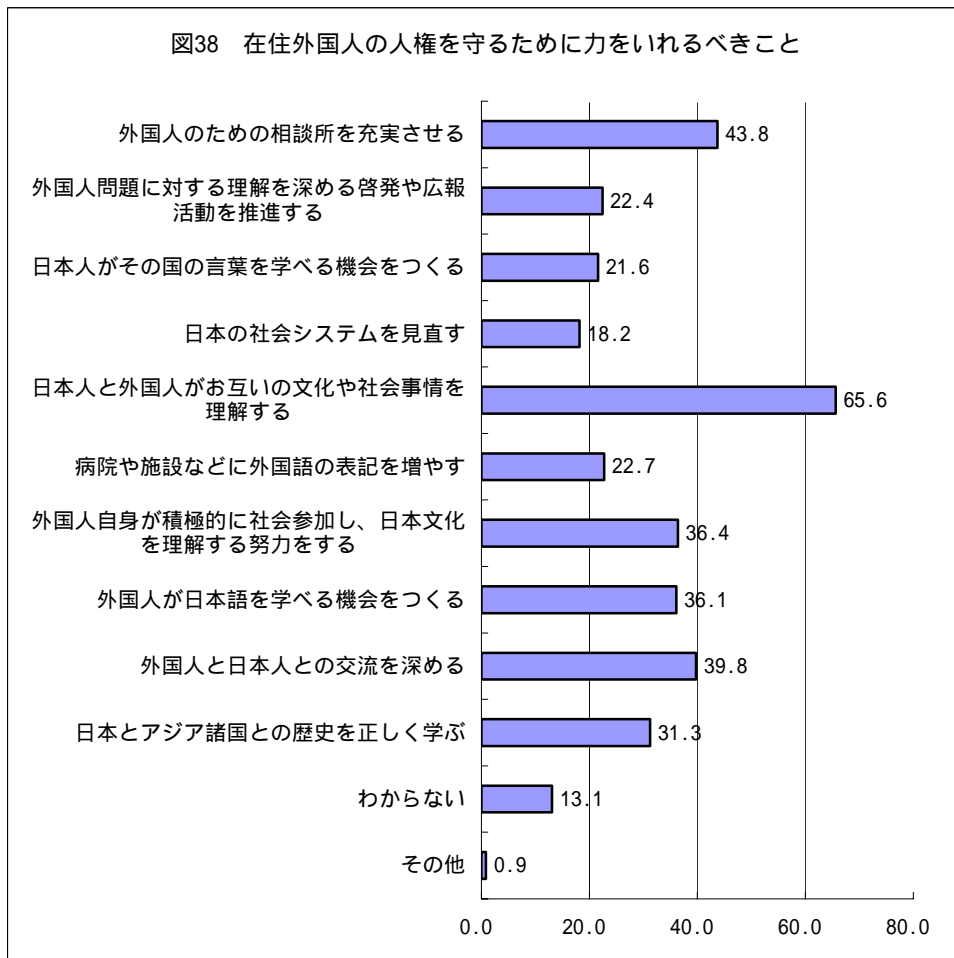


図 37-3



(4) 在住外国人の人権を守るために力を入れるべきだと考えることから

図 38 によると、「日本人と外国人がお互いの文化や社会事情を理解する」(65.6%)、「外国人のための相談所を充実させる」(43.8%)といった意見が多数を占めている。



なお、データは省略するが、「外国人のための相談所を充実させる」「外国人問題に対する理解を深めるための啓発や広報活動などを推進する」の2項目は、男性が女性よりも比率が高くなっている。

年齢との関連では、「日本人と外国人がお互いの文化や社会事情を理解する」、「病院や施設などに外国語の表記を増やす」、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」、「外国人と日本人との交流を深める」という項目において、年齢層の低いほど、支持される傾向が高いことがわかる。

図 39-1

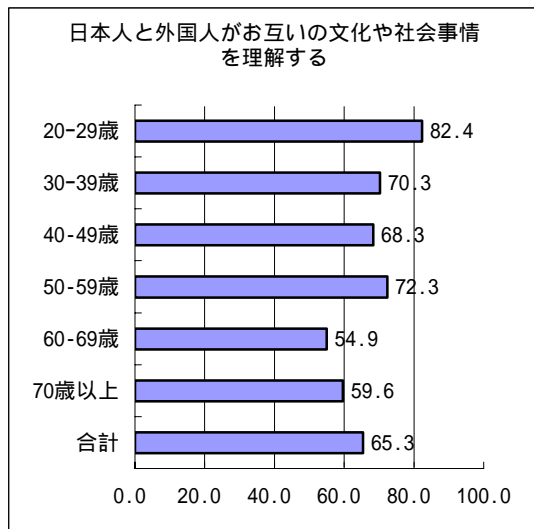


図 39-2

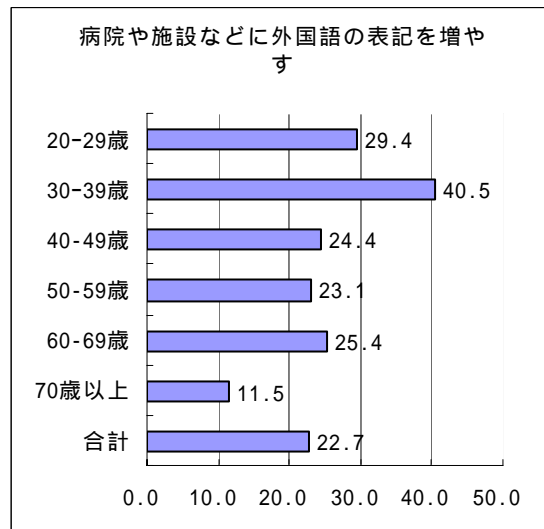


図 39-3

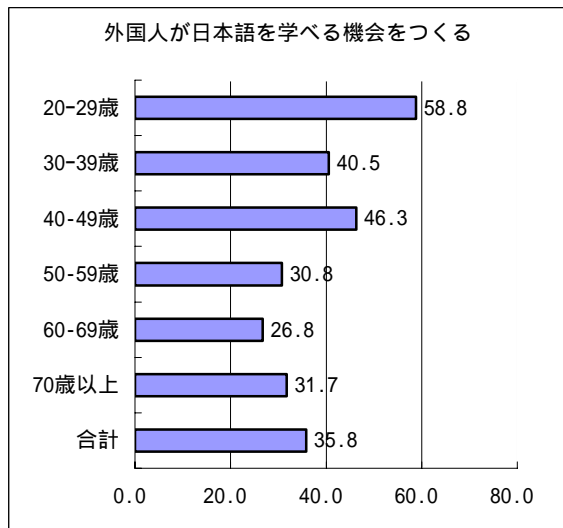
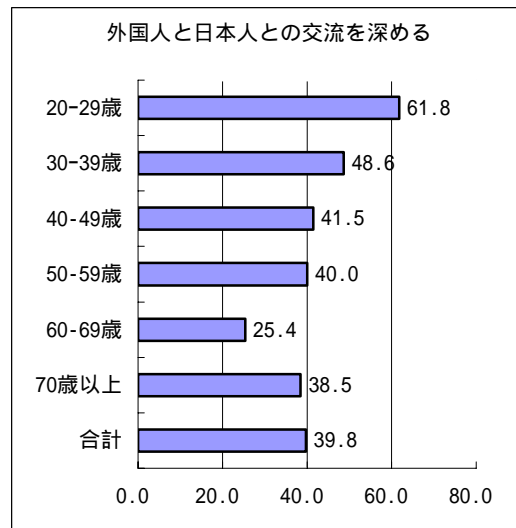


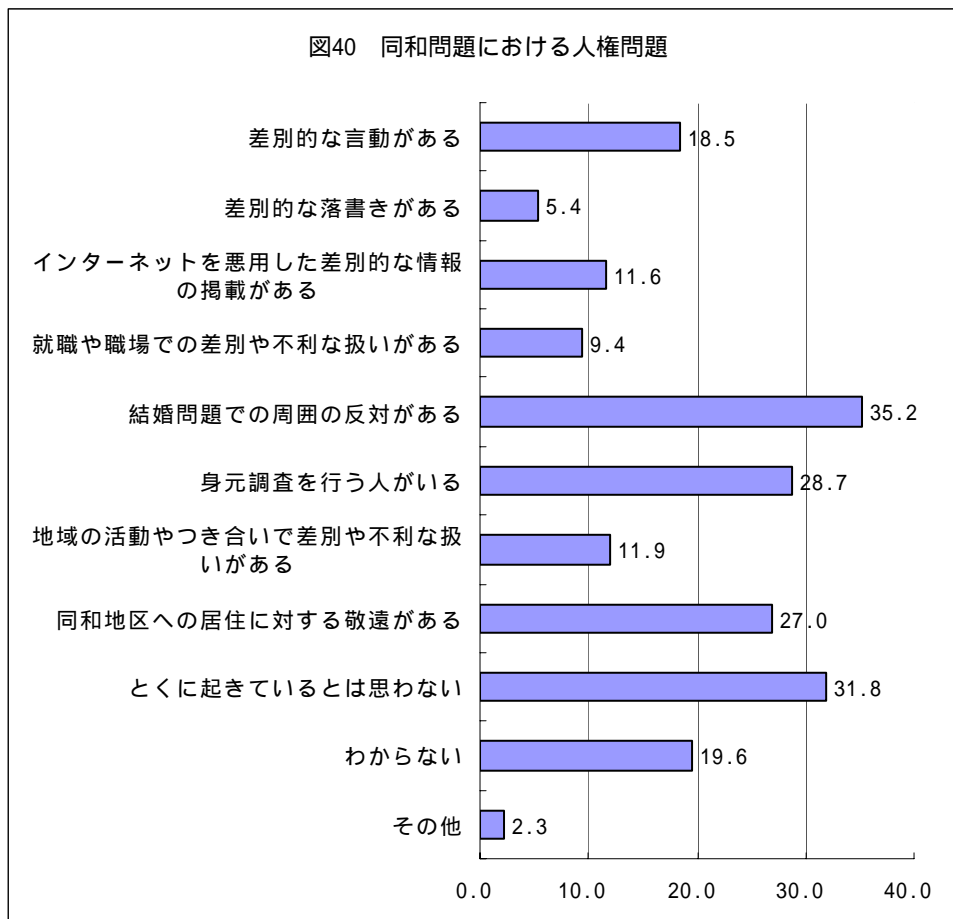
図 39-4



10 同和問題

(1) 同和問題に関して、今、起きている人権問題

図40のように、「結婚問題での周囲の反対がある」(35.2%)、「身元調査を行う人がいる」(28.7%)、「同和地区への居住に対する敬遠がある」(27.0%)という項目が高い比率を占めているが、同時に、「とくに起きているとは思わない」も31.8%と2番目に高い比率を占めている。これらの項目のいずれについても男女差はない。



年齢別で見ると、全体の比率は高くないが、「就職や職場での差別や不利な扱いがある」「地域の活動や付き合いで差別や不利な扱いがある」という項目で、年齢の低い人ほど、差別があると捉えている比率が高くなっている。反対に、「とくに起きているとは思わない」という項目については、年齢の高い人ほど支持する比率が高くなっている。

図 41-1

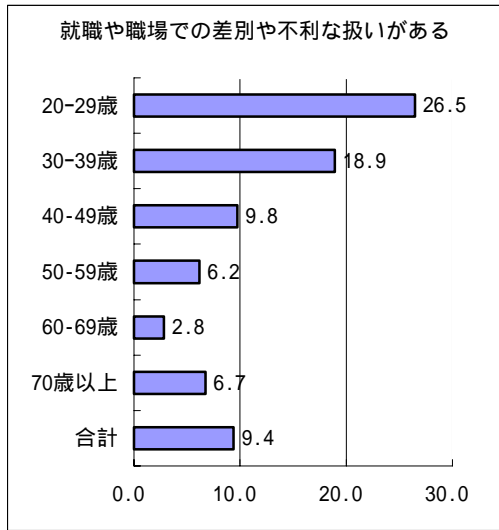


図 41-2

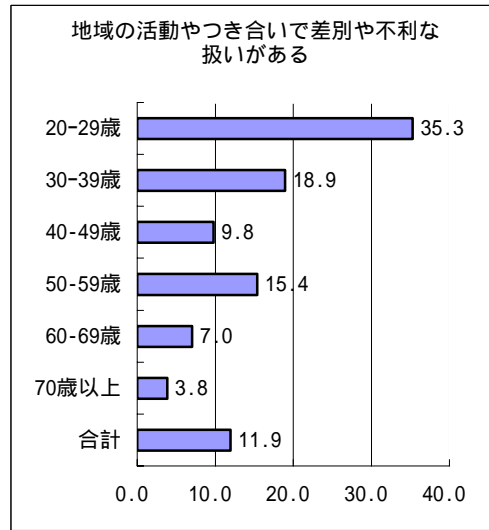
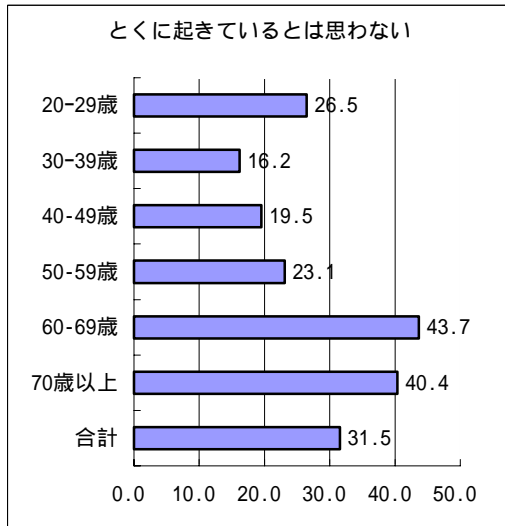


図 41-3

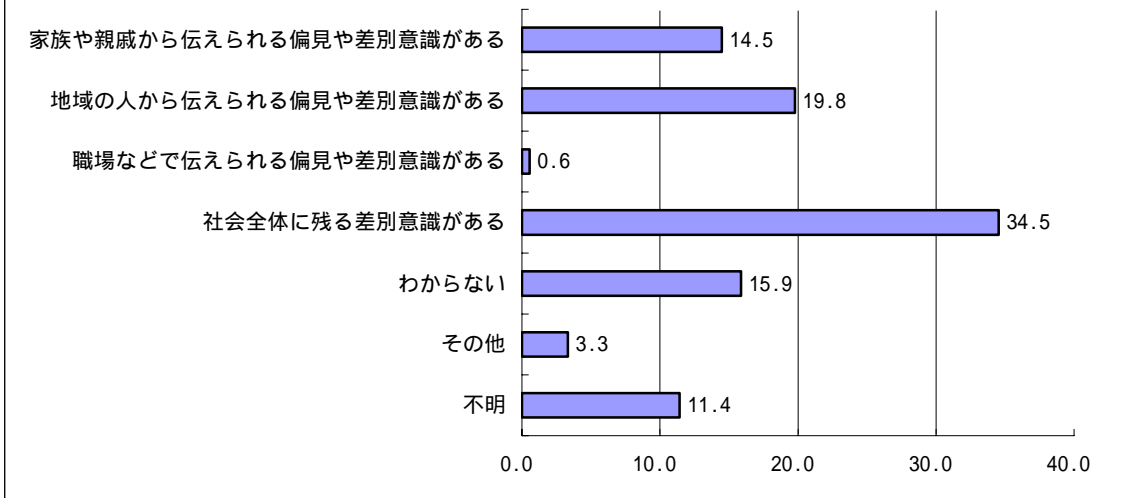


(2) 同和問題が今も残っている理由

これまでの人権問題では、複数の項目について、複数回答であったが、同和問題については、複数の項目の中から1つだけをつけるようになっている。集計結果は図42のとおりである。男女差による回答傾向の差は見られない。また、年齢においても有意差は見られない。ただし、選択肢を1つだけ選ぶという質問の仕方が妥当だったのかどうか、今後さらに検討の必要はありそうだ。

また、回答者すべてが同和問題を知っているとは限らない。そのため、無回答者の中に同和問題について知らない人が含まれている可能性があるだろう。

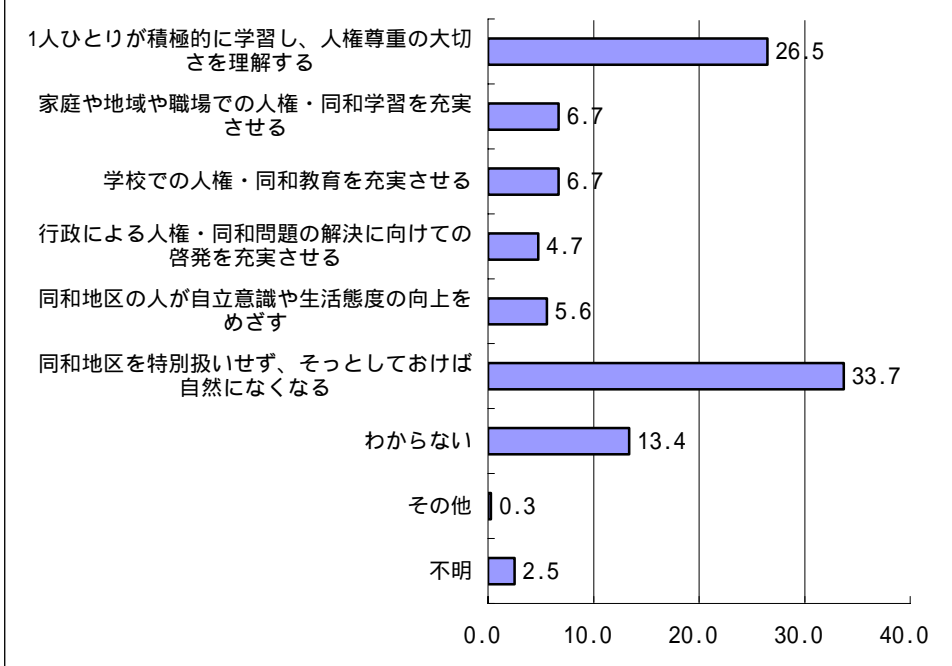
図42 同和問題が残っているのはなぜか



(3) 同和問題の解決策についての考え方

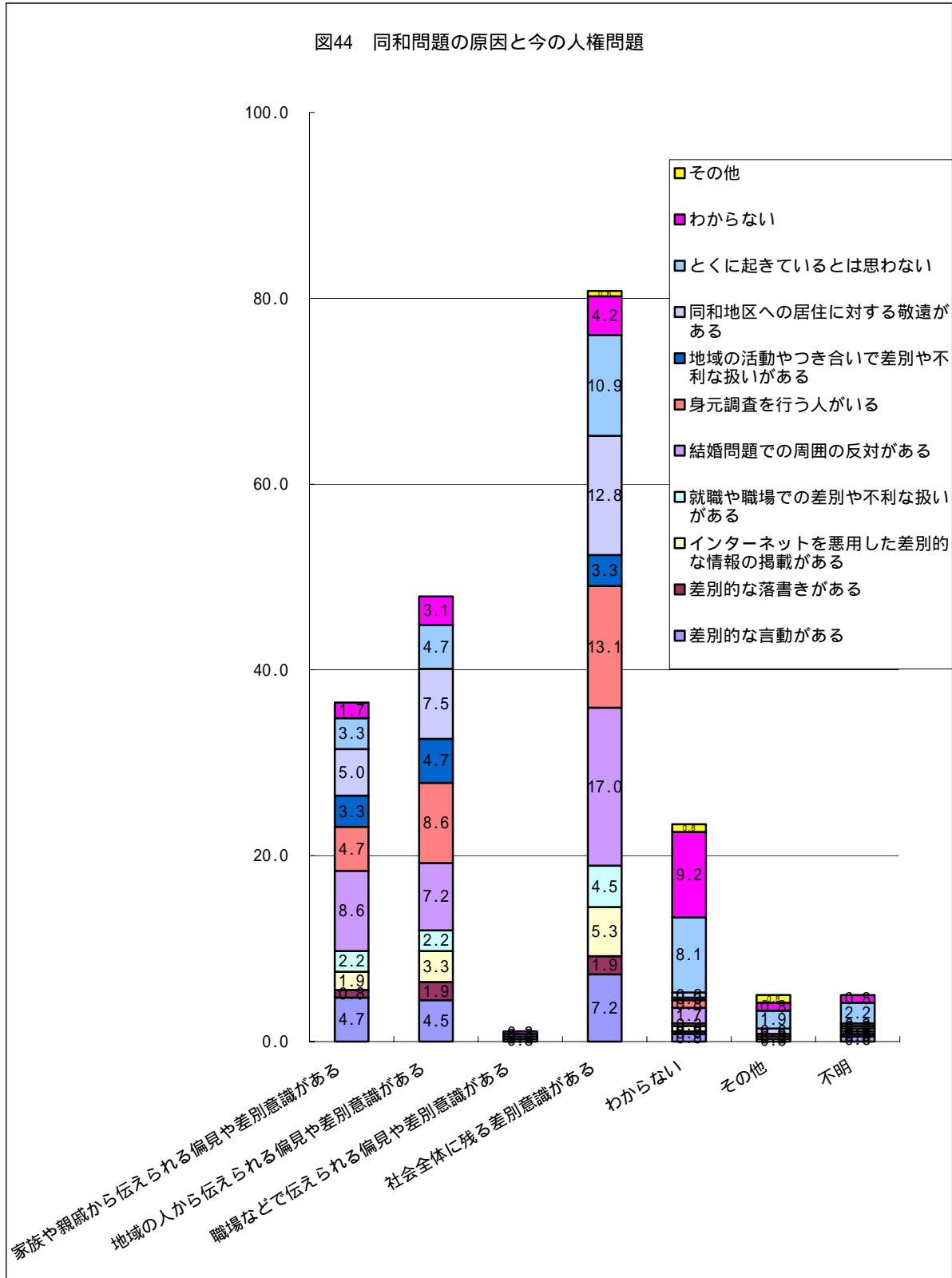
市民の考える同和問題の解決策として、一番比率が高かったのは、「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」(33.7%)であり、次いで「一人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する」(26.5%)となっている。他の項目については支持率が低い。

図43 同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか



(4) 同和問題の原因についての考え方と今の人権侵害

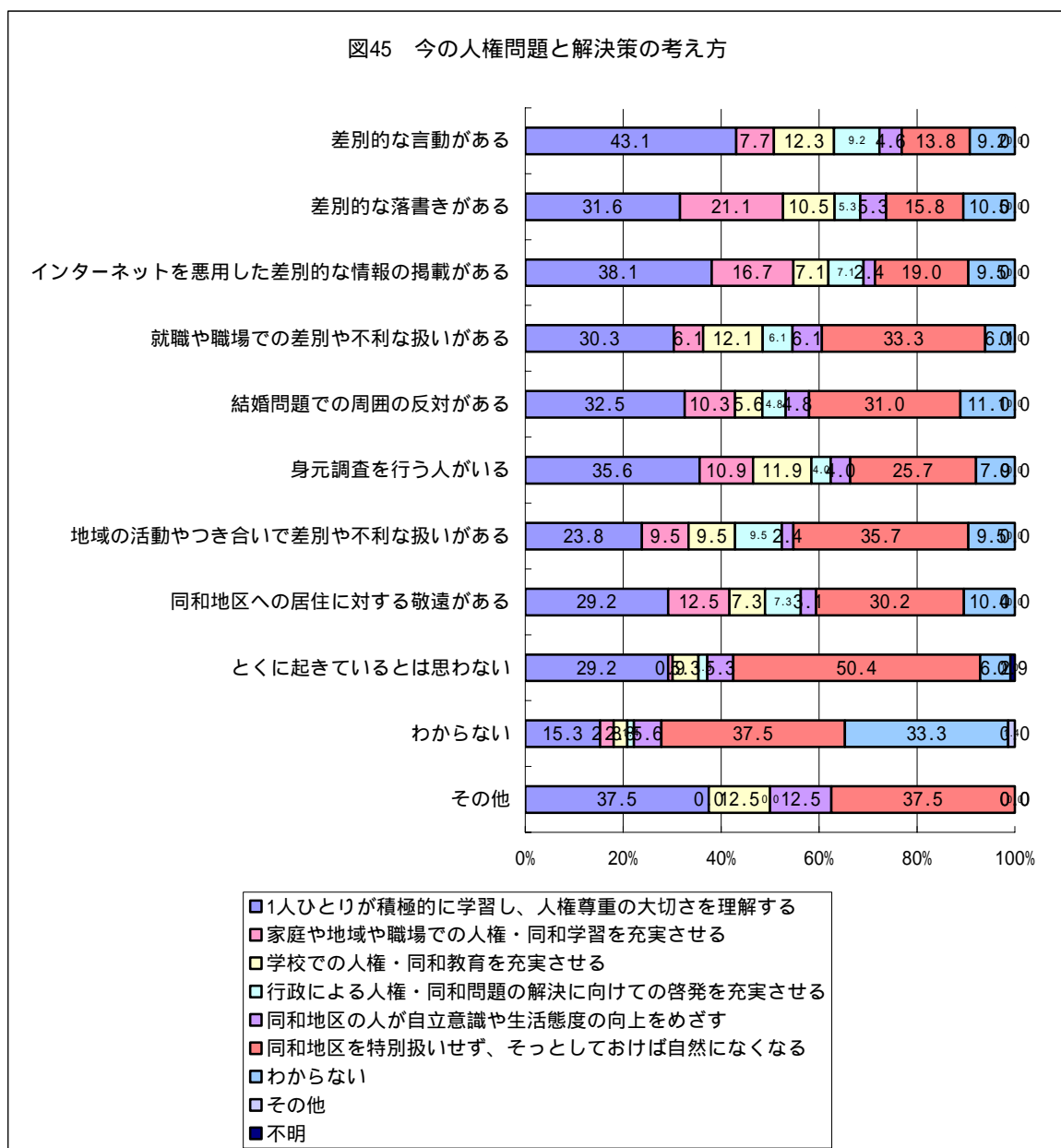
図44は、同和問題が今も残っているのはなぜかという問への回答と今の人権侵害についてのとらえ方との関連を集計したものである。数値は、回答者359名に占める比率を示している。



「社会全体に残る差別意識がある」ことが、「結婚問題で周囲の反対がある」、「身元調査を行う人がいる」、「同和地区への居住に対する敬遠がある」という差別と関連があることを人びとが捉えているようである。また、「家族や親戚から伝えられる偏見や差別意識がある」ことが、さまざまな人権侵害のなかで、「結婚問題で周囲の反対がある」と最も関連していると捉えられていること、さらに、「地域の人から伝えられる偏見や差別意識がある」ことが「身元調査を行う人がいる」という人権侵害と関連しているとのとらえ方がされていることも伺える。

(5) 今の人権問題と解決策

今の人権問題の種類と解決策として捉えられていることがらとの関連をみると、図45のようになる。



「差別的な言動がある」「差別的な落書きがある」「インターネットを悪用した差別的な情報の掲載がある」「身元調査を行う人がいる」といった人権問題では、「一人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する」という解決策をよしとする考えと関連が高い。「就職や職場での差別や不利な扱いがある」「結婚問題での周囲の反対がある」「同和地区への居住に対する敬遠がある」という人権問題では、「一人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する」と「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」という解決策をよしとする考えと関連が高い。そして、「地域の活動や付き合いで差別や不利な扱いがある」「とくに起きているとは思わない」という場合には、「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」という方法が選ばれる傾向にあることがわかる。

さらに、同和問題が今も残っている原因についての考え方と同和問題の解決策との関連をみたのは、表3である。

「家族や親戚から伝えられる偏見や差別意識がある」「社会全体に残る差別意識がある」という原因では、「一人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する」という解決策の比率が高いが、その他の原因については、「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」という解決策の比率が高くなっている。これまでの調査と比べて、「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」という解決策をよしとする傾向が強まっているようである。

表3

同和問題が残っているのはなぜか と 同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うかのクロス表

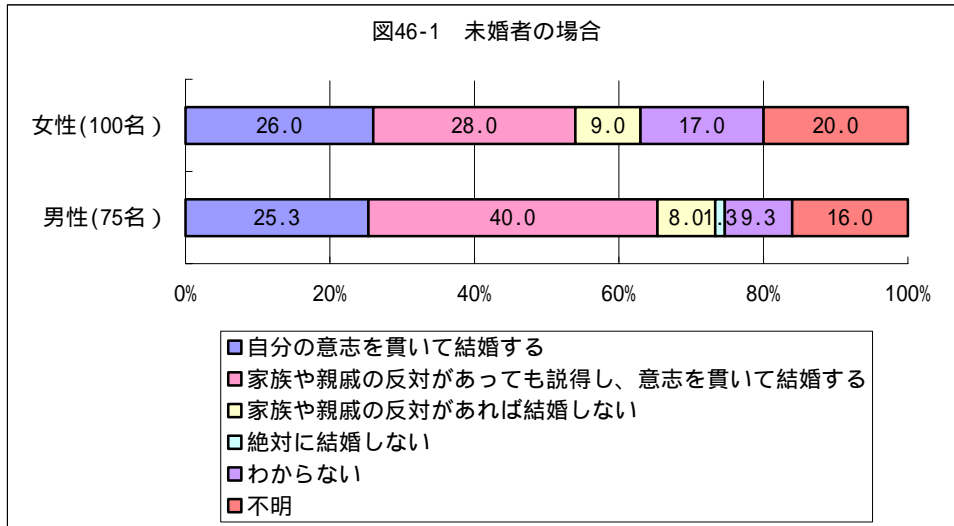
		同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか							合計
		1人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する	家庭や地域や職場での人権・同和学習を充実させる	学校での人権・同和教育を充実させる	行政による人権・同和問題の解決に向けての啓発を充実させる	同和地区の人の自覚や意識の向上をめざす	同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる	わからない	
同和問題が残っているのはなぜか	家族や親戚から伝えられる偏見や差別意識がある	19 36.5%	5 9.6%	5 9.6%	1 1.9%	4 7.7%	16 30.8%	2 3.8%	52 100.0%
	地域の人から伝えられる偏見・差別意識がある	13 18.3%	7 9.9%	7 9.9%	5 7.0%	3 4.2%	27 38.0%	9 12.7%	71 100.0%
	職場などで伝えられる偏見や差別意識がある		1 50.0%			1 50.0%			2 100.0%
	社会全体に残る差別意識がある	49 39.5%	8 6.5%	9 7.3%	7 5.6%	6 4.8%	36 29.0%	9 7.3%	124 100.0%
	わからない	8 14.0%	1 1.8%	1 1.8%		1 1.8%	21 36.8%	25 43.9%	57 100.0%
	その他	1 8.3%		1 8.3%		1 8.3%	8 66.7%		12 100.0%
	合計	90 28.3%	22 6.9%	23 7.2%	13 4.1%	16 5.0%	108 34.0%	45 14.2%	318 100.0%

注: 2=122.390 df=35 p<.001 ***

(6) 結婚相手について

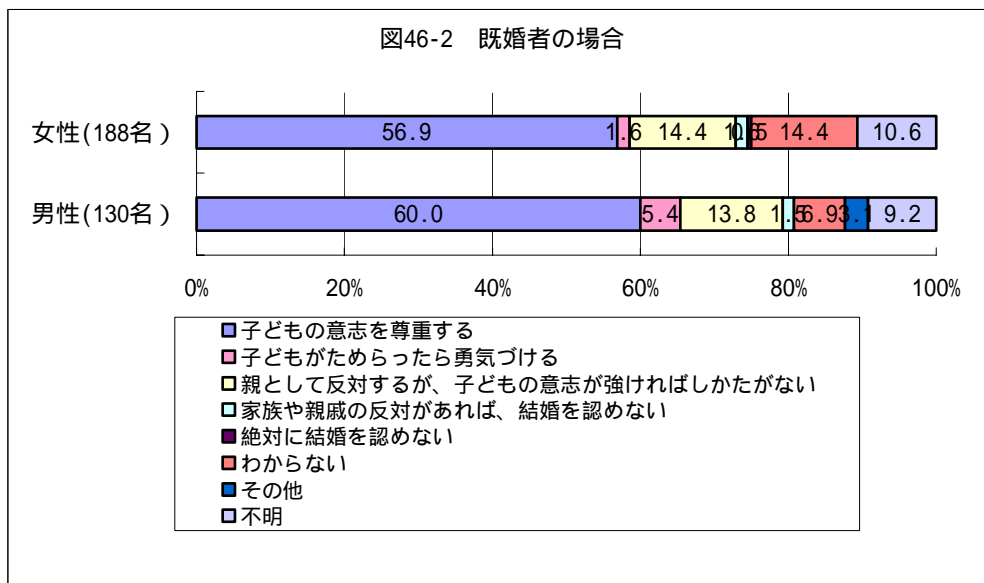
未婚者へ - 結婚相手が同和地区の人であるとわかったとき

自分の結婚相手が同和地区の人とわかったときどうするかという質問に対して「男女ともに過半数以上が、「意志を貫いて結婚する」と回答しているが、他方、「わからない」や「不明」が男性の 25.3%、女性の 37.0%存在する。



既婚者へ - 子どもの結婚相手が同和地区の人とわかったとき

既婚者で、子どもの結婚相手が同和地区の人とわかった時、どうするかという質問に対して、「子どもの意志を尊重する」「子どもがためらったら勇気づける」という回答が男女とも 60%程度を占めるが、反対に「わからない」「不明」という回答は、男性の 12.3%、女性の 25.0%を占めている。



しかし、対象者の中で、現在も「結婚問題での周囲の反対がある」と回答している人はそうでない人と比べて、やや異なった回答をしている。すなわち、表4のように、未婚者では、「家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾けて…」という回答が半数近くを占めており、既婚者では「親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」という回答の比率がやや高くなっていることである。

表 4-1

結婚問題での周囲の反対がある * 未婚・相手が同和地区の人であるとわかった場合

		未婚・相手が同和地区の人であるとわかった場合						
		自分の意志を貫いて結婚する	家族や親戚の反対があっても説得し、意志を貫いて結婚する	家族や親戚の反対があれば結婚しない	絶対に結婚しない	わからない	不明	合計
結婚問題での周囲の反対がある	あてはまる	13 22.0%	29 49.2%	6 10.2%	1 1.7%	8 13.6%	2 3.4%	59 100.0%
	あてはまらない	32 26.2%	30 24.6%	9 7.4%		19 15.6%	32 26.2%	122 100.0%
合計		45 24.9%	59 32.6%	15 8.3%	1 6%	27 14.9%	34 18.8%	181 100.0%

注: 2=21.236 df=.001 p<.01 **

表 4-2

結婚問題での周囲の反対がある * 既婚・子どもの結婚相手が同和地区の人であればどうするか

		既婚・子どもの結婚相手が同和地区の人であればどうするか								
		子どもの意志を尊重する	子どもがためらったから勇気づける	親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない	家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	絶対に結婚を認めない	わからない	その他	不明	合計
結婚問題での周囲の反対がある	あてはまる	61 54.5%	6 5.4%	26 23.2%	4 3.6%		12 10.7%	1 .9%	2 1.8%	112 100.0%
	あてはまらない	125 59.0%	5 2.4%	19 9.0%	1 .5%	1 .5%	26 12.3%	3 1.4%	32 15.1%	212 100.0%
合計		186 57.4%	11 3.4%	45 13.9%	5 1.5%	1 3%	38 11.7%	4 1.2%	34 10.5%	324 100.0%

注: 2=30.689 df=7 p<.001 ***

同和地区の人との結婚について肯定的な人びとは、同和問題の解決策をどのように考えているのだろうか？ 表 5-1、表 5-2 である。

これらの表を見ると、未婚者も既婚者も同和地区の人との結婚にこだわりのない人であっても、「同和地区を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる」という回答が高い比率を占めていることがわかる。これらの結果をどのように考えればよいか。今後の検討課題としたい。

表 5 - 1 未婚者 - 同和地区の人との結婚と同和問題の解決策

未婚・相手が同和地区の人であるとわかった場合 * 同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか

	同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか								合計	
	1人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する	家庭や地域や職場での人権・同和学習を充実させる	学校での人権・同和教育を充実させる	行政による人権・同和問題の解決への啓発を充実させる	同和地区の人の生活態度の向上をめざす	同和地区を特別扱いせず、そっけなく自然になる	わからない	その他		
未婚・相手が同和地区の人であるとわかった場合	自分の意志を貫いて結婚する	9 20.0%	1 2.2%	7 15.6%	2 4.4%	3 6.7%	17 37.8%	5 11.1%	1 2.2%	45 100.0%
	家族や親戚の反対があっても、意志を貫いて結婚する	17 28.8%	8 13.6%	6 10.2%	3 5.1%	2 3.4%	19 32.2%	4 6.8%		59 100.0%
	家族や親戚の反対があれば婚しない	2 13.3%	1 6.7%		1 6.7%	3 20.0%	6 40.0%	2 13.3%		15 100.0%
	絶対に結婚しない					1 100.0%				1 100.0%
	わからない	2 7.4%			2 7.4%	3 11.1%	9 33.3%	11 40.7%		27 100.0%
	不明	3 11.5%	2 7.7%	1 3.8%	4 15.4%	4 15.4%	7 26.9%	5 19.2%		26 100.0%
	合計	33 19.1%	12 6.9%	14 8.1%	12 6.9%	16 9.2%	58 33.5%	27 15.6%	1 6%	173 100.0%

表 5 - 2

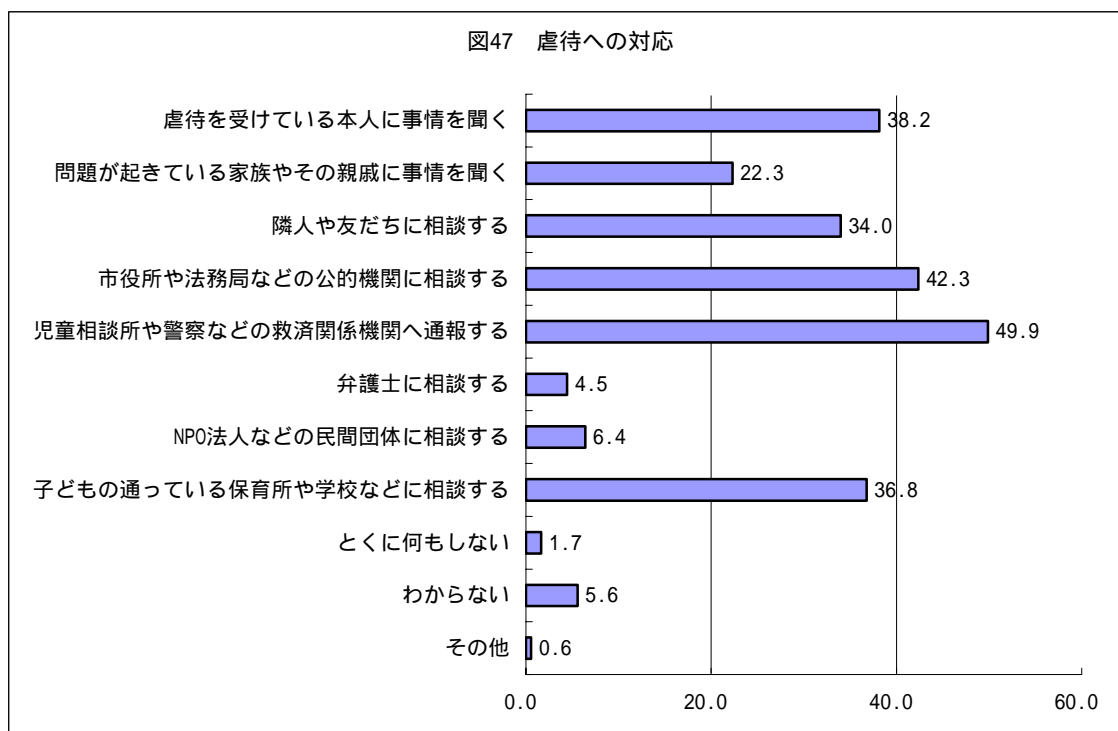
既婚・子どもの結婚相手が同和地区の人であればどうするか * 同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか

	同和問題の解決のためには、どうすればよいと思うか								合計	
	1人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する	家庭や地域や職場での人権・同和学習を充実させる	学校での人権・同和教育を充実させる	行政による人権・同和問題の解決への啓発を充実させる	同和地区の人の生活態度の向上をめざす	同和地区を特別扱いせず、そっけなく自然になる	わからない	その他		
既婚・子どもの結婚相手が同和地区の人であればどうするか	子どもの意志を尊重する	57 30.8%	11 5.9%	13 7.0%	8 4.3%	8 4.3%	72 38.9%	15 8.1%	1 .5%	185 100.0%
	子どもがためらったら勇気づ	5 45.5%	1 9.1%	3 27.3%	1 9.1%		1 9.1%			11 100.0%
	親として反対するが、子ども志が強ければしかたがない	16 35.6%	2 4.4%	3 6.7%	1 2.2%	2 4.4%	16 35.6%	5 11.1%		45 100.0%
	家族や親戚の反対があれば結婚を認めない				1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%			5 100.0%
	絶対に結婚を認めない						1 100.0%			1 100.0%
	わからない	4 10.5%	2 5.3%		1 2.6%	2 5.3%	11 28.9%	18 47.4%		38 100.0%
	その他	1 25.0%					3 75.0%			4 100.0%
不明	3 11.5%	2 7.7%	1 3.8%	4 15.4%	4 15.4%	7 26.9%	5 19.2%		26 100.0%	
合計	86 27.3%	18 5.7%	20 6.3%	16 5.1%	18 5.7%	113 35.9%	43 13.7%	1 3%	315 100.0%	

11 虐待に対する対応

図 47 は、子ども、配偶者、高齢者、障害のある人、外国人などへの虐待が、まわりで起きていることを知った場合の対応について質問した回答結果である。

「児童相談所や警察などの救済関係機関へ通報する」「市役所や法務局などの公的機関に相談する」「子どもの通っている保育所や学校などに相談する」という回答が多くあげられている。これらは、近年、児童虐待やDVに関する法律が制定され、啓発が功を奏してきた結果と言えるだろう。「虐待を受けている本人に事情を聞く」という回答も比較的比率が高いが、虐待を受けている本人がそのままを語るには限らないことを留意しておく必要がある。また、「問題が起きている家族やその親戚に事情を聞く」という選択肢を 22.3% の人が選んでいるが、これは、避けるべき対応であることを強調しておきたい。事態がさらに悪くなる危険性を否定できないからである。性別では、「弁護士に相談する」という回答は男性が女性よりも多かったが、他の項目については、差はなかった。また、年齢差もなかった。

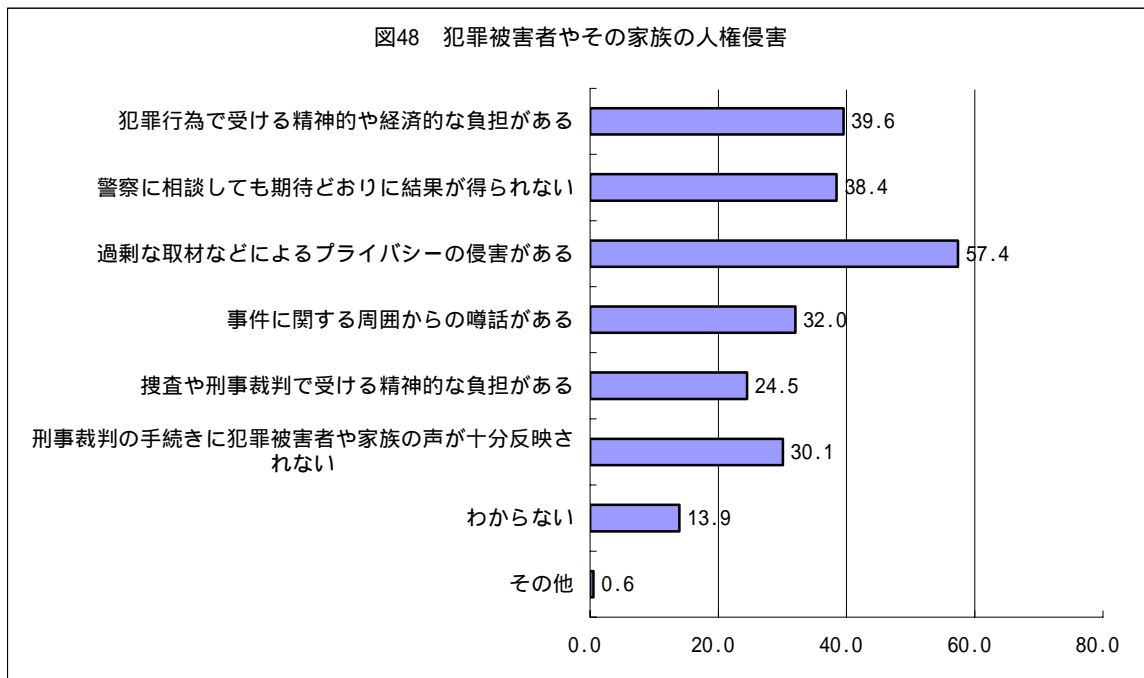


12 新たな人権問題

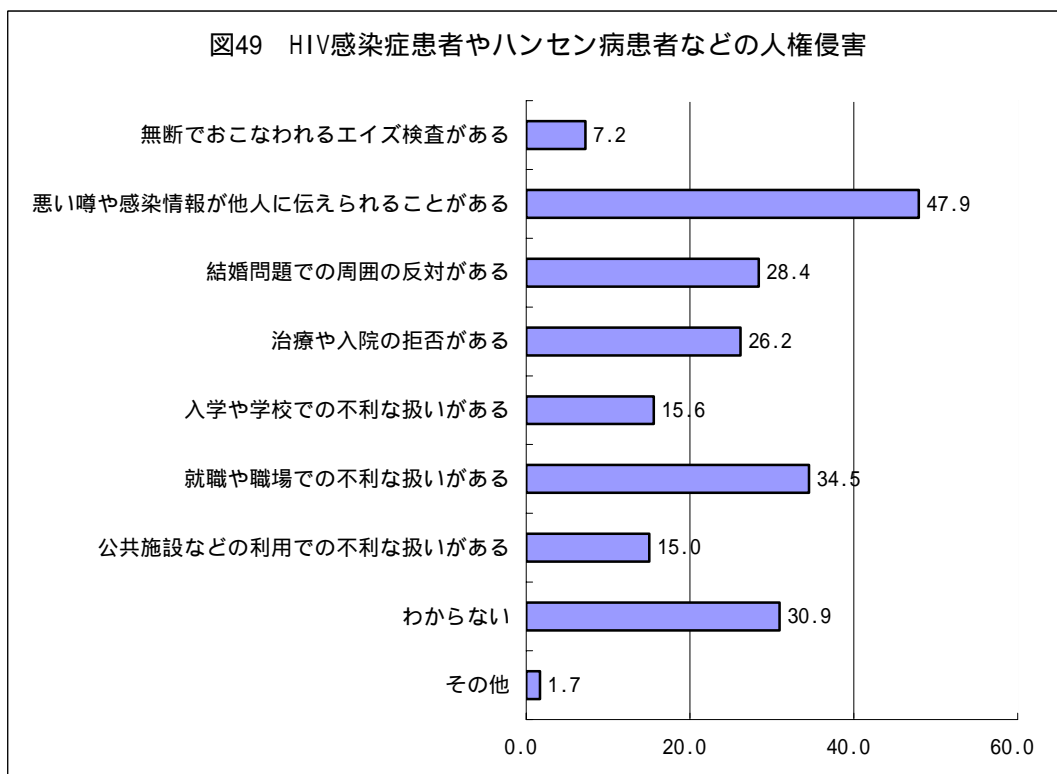
(1) 新たな人権侵害について

新たな人権問題として、以下のような項目について質問が用意されているが、集計結果のみ載せておく。

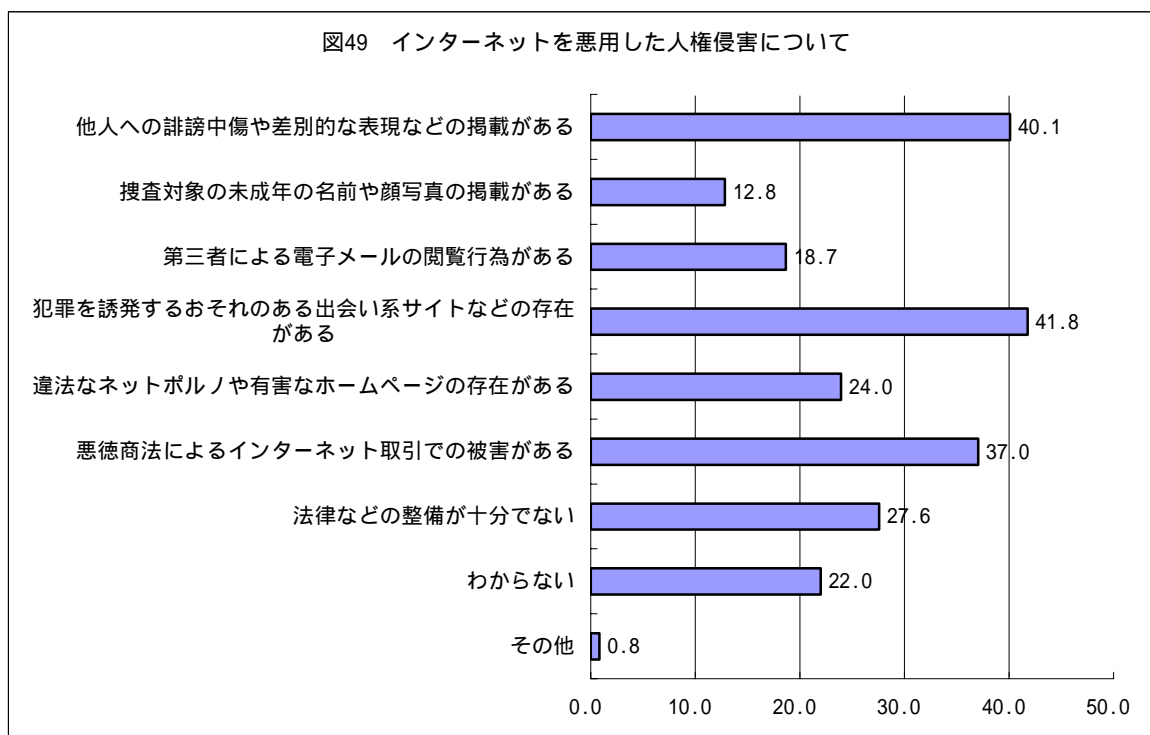
犯罪被害者やその家族の人権侵害



HIV など感染症やハンセン病患者・回復者の人権侵害について



インターネットを悪用した人権侵害について

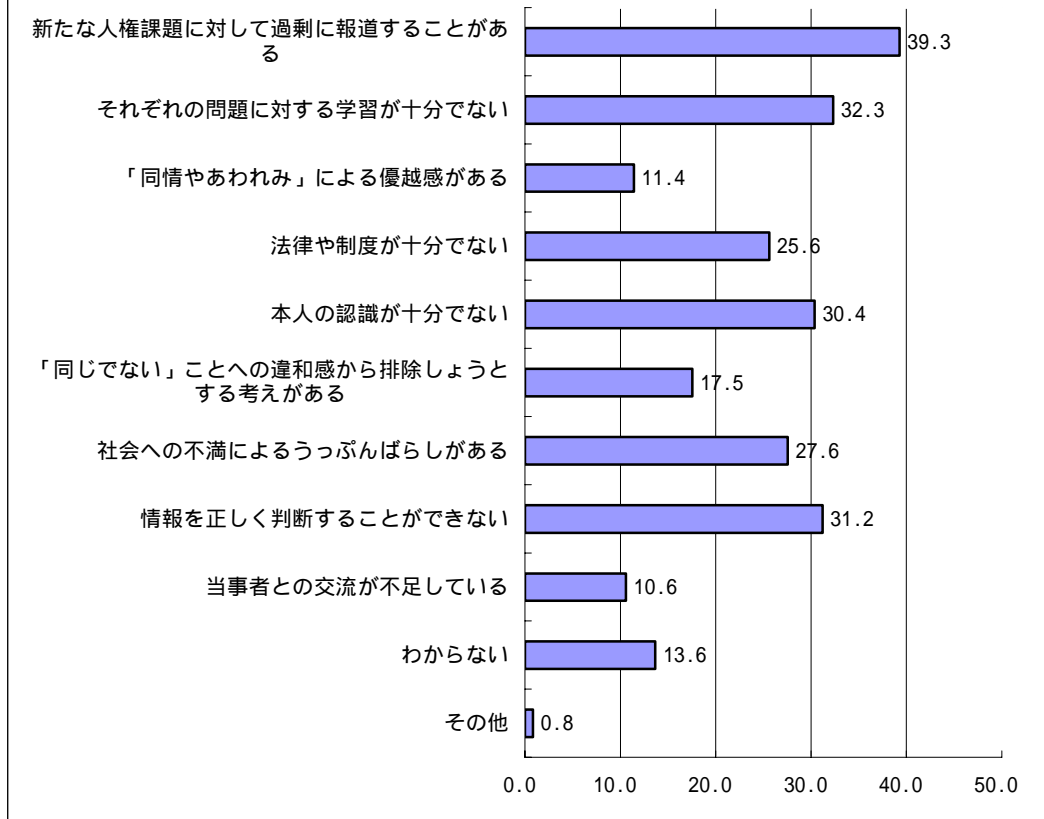


(2) さまざまな人権侵害が生じる原因についての考え方

人権侵害の原因として人びとが考えている項目は、図 50 のように、「新たな人権課題に対して過剰に報道することがある」「それぞれの問題に対する学習が十分でない」「情報を正しく判断することができない」が比較的高い比率になっている。

また、データは省略するが、男女差はないものの、年齢別では、「それぞれの問題に対する学習が十分でない」「法律や制度が十分でない」「同じでない」ことへの違和感から排除しようとする考えがある」「社会への不満によるうっぷんばらしがある」という項目については、年齢の低いほど支持率が高い。

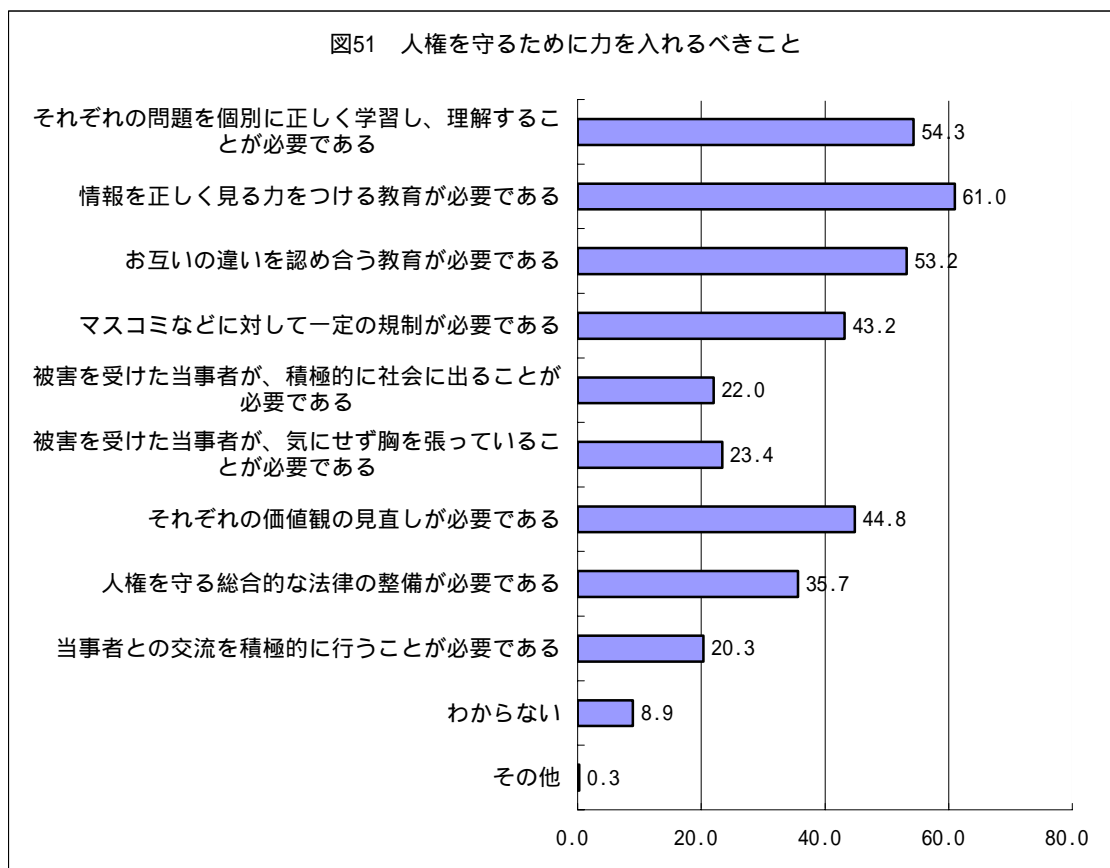
図50 さまざまな人権侵害の生じる原因について



(3) それぞれの人権を守るために力を入れるべきことから

最初の3項目が上位3位を占めている。データは省略するが、「情報を正しく見る力をつける教育が必要である」「お互いの違いを認め合う教育が必要である」「マスコミなどに対して一定の規制が必要である」「それぞれの価値観の見直しが必要である」「人権を守る総合的な法律の整備が必要である」という項目は年齢の低い人ほど支持されているが、「被害を受けた当事者が、気にせず胸を張っていることが必要である」という項目では年齢の高い人に比較的 support される傾向にある。

図51 人権を守るために力を入れるべきこと



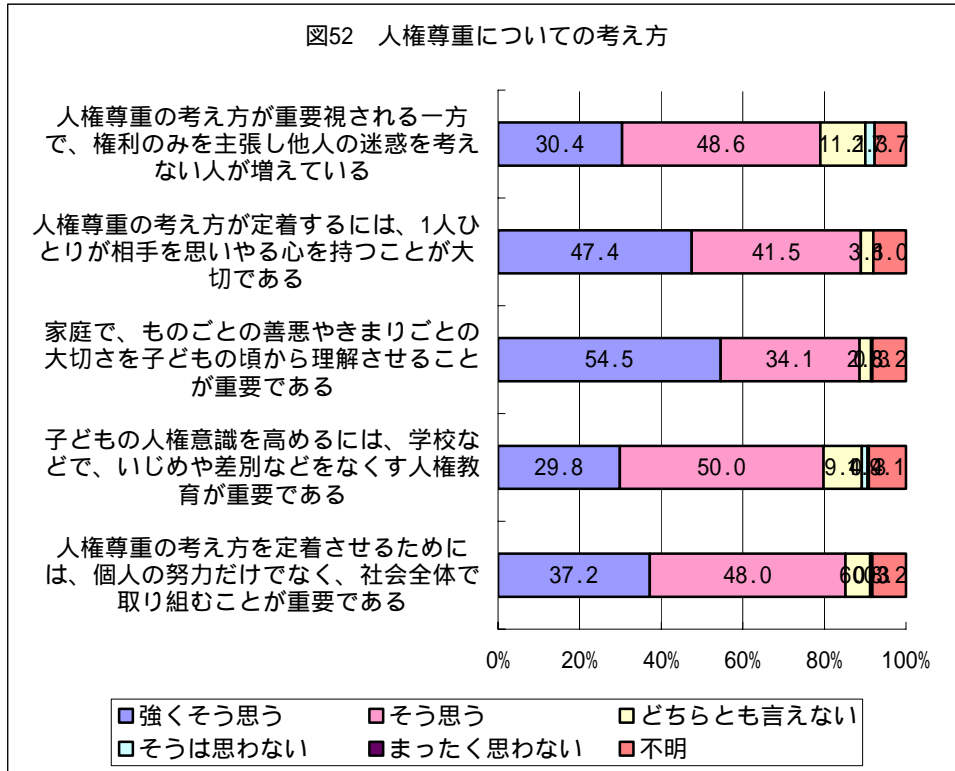
13 人権に関する考え方

(1) 人権についての考え方

人権尊重の考え方について、5 択で回答を求めた結果をまとめて図示したものが図 52 である。

男女差、年齢差はほとんどみられなかったが、「人権尊重の考え方が定着するには、一人ひとりが相手を思いやる心をもつことが大切である」という項目のみ、年齢が低いほど、「強くそう思う」という回答の比率が高くなっている。

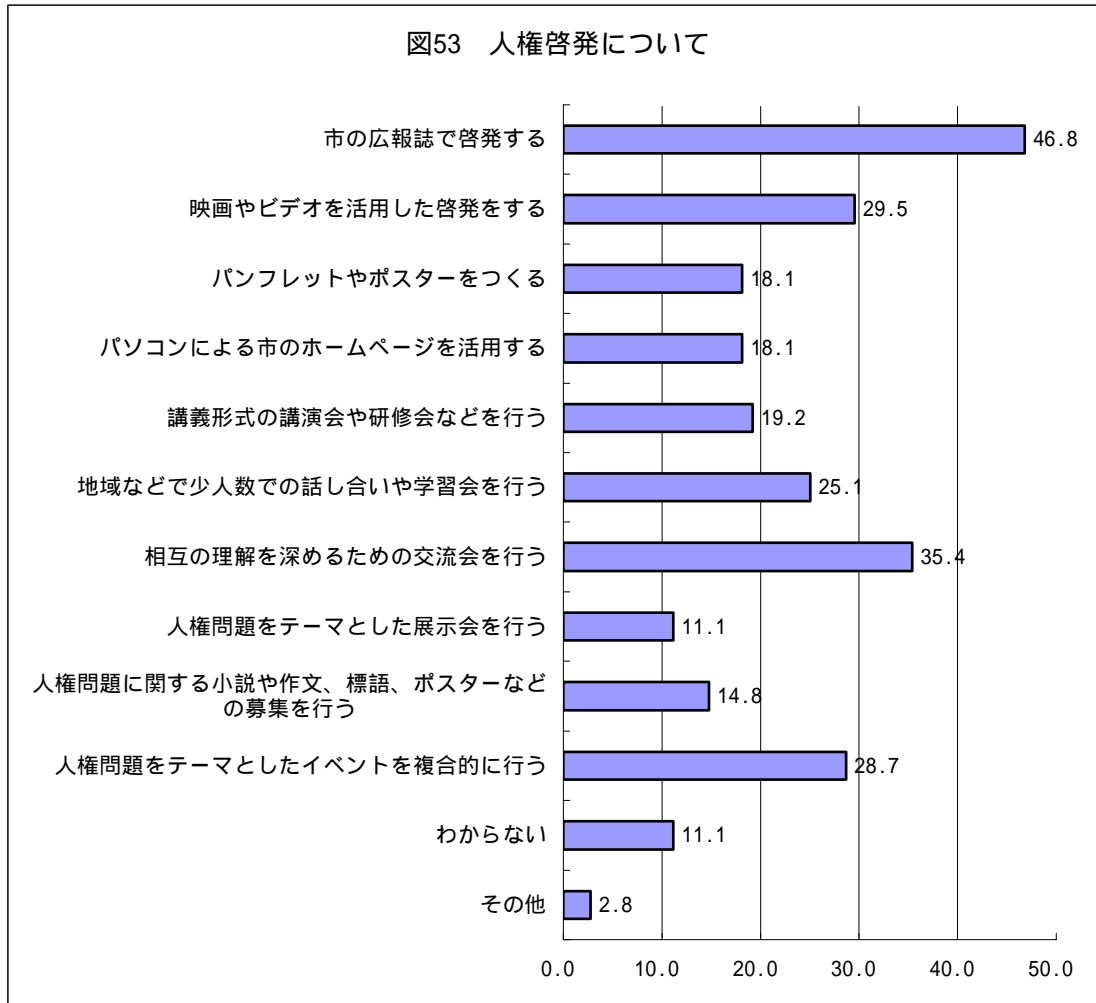
図52 人権尊重についての考え方



(2) 人権啓発について

人権啓発の方法としてどのような啓発や広報活動が効果的だと思うかという問の回答が図53である。年齢別では、「人権問題をテーマとしたイベントを複合的に行う」という項目については、年齢の低い人びとで比較的支持が高くなっている。

図53 人権啓発について



14 まとめにかえて

まず、最初のサンプル数が必ずしも多くなく、さらに、回収率が低いので、どの程度、市民の人権意識を代表しているか、慎重に扱う必要があることを断っておきたい。

分析において、一番あてはまるものにつけるようになっているが、重要な項目が多数上がっているなかで、1つだけをつけることにあまり意味があるとは思えなかったため、分析から省いた。また、あてはまるもの3つ、あるいは5つに という回答の仕方の妥当性についても疑問が残った。

すべての質問項目について、性別と年齢別とクロス集計し、統計的に有意差のある項目についてはできるだけ掲載したが、それ以上の詳しい分析は困難であった。

また、ほとんどの質問項目が意識を問うており、具体的な行動や実態に関する質問項目がほとんどなかったために、市民の人権意識の高低、あるいは、差別意識の強弱等について、詳細な分析ができなかった。

さらに、人権問題についての原因や解決方法について、詳細に質問しているが、比率が高いことが、妥当な回答とは一概には言えないことも留意すべきである。

資 料
(調 查 票)

人権についての意識調査のお願い

皆様には、日頃より市政の進展にご協力をいただき、ありがとうございます。
篠山市では、市民の人権が等しく尊重されるまちづくりをめざして、社会のあらゆる分野において、人権教育や啓発を進めているところです。

しかしながら、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の進展に伴い、市民意識は、複雑かつ多様化しています。

そこで、市民の皆様から、人権についてのご意見をお聞きして、参画と協働による人権のまちづくり施策をより具体的に展開するため、この調査を行うものです。

日本国憲法では、基本的人権として、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利、法の下での平等などが保障されています。このアンケート調査でおたずねする「人権」は、それらのことを指しています。

このアンケート調査は、市民の皆様の中から、無作為に抽出して、あなたを選ばせていただきました。どうぞ、あなたの率直なお考えをお聞かせください。

回答内容など個人情報の保護につきましては、万全を期しておりますので、ご迷惑をおかけすることはありません。

大変お忙しいところ恐縮ですが、趣旨をご理解のうえ、ぜひ、ご回答くださいますようお願い致します。

平成18年6月

篠山市長 瀬戸亀男

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、必ず封筒のあて名のご本人のお考えをご記入ください。
2. ご回答は、鉛筆やボールペンなどではっきりご記入ください。
3. ご回答は、番号を 印・ 印で囲んでください。
4. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて
6月30日(金)までにお名前などを書かずに郵便ポストへ入れて
ください。
5. このアンケート調査についてのお問い合わせは、下記までお願い致します。

篠山市人権推進部・指導啓発課

篠山市役所第2庁舎3階

〒669-2397 篠山市北新町4-1

電話 079-552-1111 代表(内線883)

079-552-6926 直通

(調査項目)

人権意識の認知	・・・問1～問5
女性に関する問題	・・・・・・・問6
子どもに関する問題	・・・・・・・問7
高齢者に関する問題	・・・・・・・問8
障害のある人に関する問題	・・・・・・・問9
在住外国人に関する問題	・・・・・・・問10
同和問題	・・・・・・・問11
虐待に対する対応	・・・・・・・問12
新たな人権問題	・・・問13～問17
〔 HIVなど感染症患者やハンセン病患者・快復者に関する問題 犯罪被害者に関する問題、インターネットを悪用した人権侵害の問題など 〕	
人権尊重に関する考え方	・・・問18～問19
自由記入欄	・・・・・・・問20
性別・年齢	・・・・・・・問21

〔人権意識の認知〕

問1 あなたは、「人権」をどのくらい身近な問題として感じておられますか。(1つだけに 印)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1) 強く身近に感じる | 4) あまり身近に感じない |
| 2) かなり身近に感じる | 5) まったく身近に感じない |
| 3) どちらとも言えない | 6) わからない |

問2 今の日本は、人権が尊重された社会だと思われませんか。(外国との比較^{ひかく}ではなく)
(1つだけに 印)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1) 強く思う | 4) あまり思わない |
| 2) かなり思う | 5) まったく思わない |
| 3) どちらとも言えない | 6) わからない |

問3 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが、とくに關心をお持ちのものをあげてください。(3つに 印、そのうち最も關心の高いものに 印)

- 1) 女性に関する問題
- 2) 子どもに関する問題
- 3) 高齢者^{こうれいしや}に関する問題
- 4) 障害のある人に関する問題
- 5) 在住外国人に関する問題
- 6) 同和問題
- 7) 新たな人権問題
〔 犯罪被害者^{はんざいひがいしや}に関する問題、HIV などの感染症^{かんじや}患者やハンセン病^{かんじや}患者・快復者
に関する問題、インターネットを悪用した人権侵害^{しんがい}の問題
性同一性障害のある人に関する問題など 〕
- 8) とくにない
- 9) その他の問題〔 〕

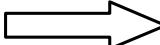
HIV…エイズの病原^{びょうげんきん}菌体ウイルス
インターネット…コンピュータ同士をつないで情報交換ができる通信情報サービス
性同一性障害のある人…心と身体の性が一致しない障害のある人

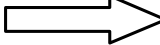
問3 - 1 問題3で 印と答えられた方は、なぜ、一番關心が高いのですか。(1つだけに 印)

- 1) この問題の当事者だから
- 2) 家族や親戚^{しんせき}に当事者がいるから
- 3) 知人に当事者がいるから
- 4) 長年この問題に取り組んできたから
- 5) 最近、マスコミなどで取り上げているから
- 6) なんとなく

マスコミ…新聞やテレビ、ラジオなどの情報伝達^{そうしやう}する手段の総称

問4 あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。
(あてはまるものに 印)

1) ある  問4 - 1、問4 - 2、問5の順に進んで下さい

2) ない
3) わからない  問5に進んで下さい

問4 - 1 それは、どのような人権侵害でしたか。
(あてはまるものすべてに 印)

- 1) あらぬ噂や悪口による名誉や信用などの侵害
- 2) 公的機関や企業、団体による不当な扱い
- 3) 地域や職場、学校などでの暴力や脅迫、無理じい、仲間はずれなど
- 4) 家庭での暴力や虐待
- 5) 差別待遇(信条、性別、社会的身分、心身の障害などによる不利な扱い)
- 6) プライバシーの侵害
- 7) セクシュアル・ハラスメント
- 8) その他〔

プライバシー……個人的な日常生活や社会行動を他人から興味本位に見られたり、干渉されたりすることなく、安心して過ごすことができる自由
セクシュアル・ハラスメント……性的いやがらせ

問4 - 2 人権侵害を受けたとき、あなたはどうされましたか。
(あてはまるものすべてに 印)

- 1) 友達や同僚、上司に相談した
- 2) 家族や親戚に相談した
- 3) 警察に相談した
- 4) 弁護士に相談した
- 5) 市役所や法務局などの公的機関に相談した
- 6) NPO法人(民間非営利団体)などの民間団体に相談した
- 7) 相手に抗議するなど自分で解決した
- 8) 何もしなかった
- 9) その他〔

問5 あなたは、今までに他人の人権を侵害したことがあると思われませんか。
(1つだけに 印)

- 1) ないと思う
- 2) 自分では気づかなかったが、あるかもしれない
- 3) あると思う
- 4) わからない

〔女性に関する問題〕

問6 女性に関することで、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。
(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)がある
- 2) 昇給しょうきゅうや昇進しょうしんの格差など、職場における男女の待遇に違いがある
- 3) 女性の社会進出のための支援制度が十分でない
- 4) 地域の祭礼などへの女性の参加に制限がある
- 5) 家庭における夫婦間に暴力などがある
- 6) セクシュアル・ハラスメントがある
- 7) ストーカーや痴漢行為ちかんこういがある
- 8) 売春や買春、援助交際えんじょがある
- 9) アダルトビデオやポルノ雑誌など女性の性を商品化している
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

ストーカー…特定の人の後を追ったり、待ちぶせをしたり、しつこくつきまとう人

問6-1 社会のいろいろな場面で、男女の不平等があると言われていますが、不平等が生じる原因はどこにあると思いますか。

(3つに 印、そのうち最も原因だと思われるものに 印)

- 1) 男女に身体的や生理的な差がある
- 2) 男女の役割や能力、適正についての固定的観念がある
- 3) 社会の慣習やしきたりがある
- 4) 法律や制度が十分でない
- 5) 女性の自覚や理解が十分でない
- 6) 男性の自覚や理解が十分でない
- 7) 女性の性を商品化する風潮がある
- 8) 学校教育や社会教育における人権教育が十分でない
- 9) 家庭における人権教育が十分でない
- 10) 職場における人権教育が十分でない
- 11) 社会の中に女性蔑視や男性優遇べっし ゆうぐうの考え方がある
- 12) わからない
- 13) その他〔 〕

問6-2 男女共同参画社会を実現していくために、どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
(5つに 印、そのうち最も重要だと思われるものに 印)

- 1) 学校教育で男女平等や男女共同参画に関する学習を充実じゅうじつする
 - 2) 男女の生理や身体の違いなどを考慮して治療する性差医療ちが こうりょ ちりょう いりょうを推進する
- (次ページにつづく)

- 3) 母性保護のため、女性の健康対策を推進する
- 4) 延長保育や病時保育、学童保育などの保育サービスを充実する
- 5) デイサービスなどの在宅福祉サービスを充実する
- 6) 病院や介護老人保健施設などの介護サービスを充実する
- 7) 市の各種審議会などへ女性の参画を積極的に推進する
- 8) 女性の悩み相談窓口を充実する
- 9) 自治会などで男女共同参画について、話し合う機会を持てるようにする
- 10) 講演会やセミナーを開催し、意識改革を促す
- 11) 男女共同参画に関する法律や制度についての情報を積極的に提供する
- 12) DV被害者への支援体制を充実する
- 13) 男性も生活的自立(食事の準備など身の回りのことが自分でできること)ができる学習の機会を充実する
- 14) 各種団体の女性リーダーを養成する
- 15) 男性向け介護セミナーなどを開催し、男性の介護への参画意識を促す
- 16) 男性の育児休業の取得など、男性の子育てへの参画意識を促す
- 17) 結婚や妊娠、子育てなどで離職した女性の再就職機会を保障する
- 18) とくにない
- 19) わからない
- 20) その他〔 〕

男女共同参画・・・男女が社会において、対等・平等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が保障される社会

性差医療・・・同じ病気であっても男性と女性にあわせた医療
 DV(ドメスティック・バイオレンス)・・・夫婦間の暴力
 セミナー・・・特定の課題について開く研修会や講習会

(子どもに関する問題)

問7 子どもに関することで、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 親のいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与える
- 2) 子どもに身体的や心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する
- 3) 子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをする
- 4) いじめをしている人やいじめられている人を見ても見ぬふりをする
- 5) 学校や就職先の選択について、大人が子どもの意見を無視する
- 6) 教師が児童や生徒をたたくなど暴力をふるう
- 7) ビデオやインターネット、携帯電話などでの子どもを取り巻く性情報がはんらんしている
- 8) わからない
- 9) その他〔 〕

問7-1 社会のいろいろな場面で、子どもの人権が侵害しんがいされていると言われていますが、人権侵害しんがいが生じる原因はどこにあると思いますか。

(3つに 印、そのうち最も原因だと思われるものに 印)

- 1) 保護者が子どもをあたかも自分の所有物だと考えている
- 2) 大人と子どもとの間に圧倒あつとうてき的な力の差がある
- 3) 地域社会が子どもに対し無関心である
- 4) 子ども自身による危機かいひの回避方法を教えてもらっていない
- 5) 子ども同士の仲間意識けつじよが欠如している
- 6) 法律や制度が十分でない
- 7) 学力偏重へんちようの意識がある
- 8) 子どもに悪影響あくえいきようを与える商品やメディアがはんらんしている
- 9) 家庭内の人間関係に問題がある
- 10) 子どもに対する虐待ぎやくたいが将来的に悪影響あくえいきようを及ぼすことを認識できない
- 11) 子どもに対するしつけと虐待ぎやくたいの区別が理解できていない
- 12) 子どもをストレスのはけ口にするしかない社会の問題
- 13) わからない
- 14) その他〔

偏重へんちよう・・・特定のものを重んじる
メディア・・・情報伝達的手段

ストレス・・・肉体・精神上的の不具合

問7-2 子どもの人権を守っていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

(5つに 印、そのうち最も重要だと思われるものに 印)

- 1) 子どものための人権相談所や電話相談じゆうじつを充実させる
- 2) 子どもの人権を守るための啓発けいはつや広報活動などを推進する
- 3) 体罰たいばつの禁止を徹底てつていさせる
- 4) 学力偏重へんちようの入試制度のあり方を改める
- 5) 教師の人権感覚みがを磨く
- 6) 学校で、子どもに自分を大切にすることや他人も大切にすることを教える
- 7) 家庭内の人間関係を安定させ、温かい家庭をつくる
- 8) 地域社会で子どもを温かく見守る体制をつくる
- 9) 家庭で、親が子どもにしつけをする(特に善悪とか道徳など)
- 10) 大人が、子どもも独立した権利を持っていることを認識する
- 11) 子どもの個性を尊重する
- 12) 保護者の人権感覚みがを磨く
- 13) マスコミなどが紙面や番組などの内容に配慮はいりよし、企業などがゲームソフトなどの内容や販売はんばいに配慮はいりよする
- 14) わからない
- 15) その他〔

こうれいしゃ
(高齢者に関する問題)

問8 こうれいしゃ
高齢者に関することで、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことで
すか。(3つに 印、そのうち最も関心が高いものに 印)

- 1) 道路の段差解消やエレベーターの設置など、こうれいしゃ高齢者が暮らしやすいまちづくりや住
宅づくりが進んでいない
- 2) 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 3) こうれいしゃ高齢者だけの賃貸住宅などへの入居が難しい
- 4) ひがい悪徳商法による被害が多い
- 5) ふくししせつ病院での看護や福祉施設での介護が十分でない
- 6) こうれいしゃ高齢者がじゃまものあつかい邪魔者扱いされ、こうれい高齢者の意見や行動が尊重されない
- 7) しせつ家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない
- 8) こうれいしゃ情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が十分でない
- 9) こうれいしゃ家族がこうれいしゃ高齢者の世話をすることを拒んだり、はいりょ家族から虐待を受ける
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

問8-1 こうれいしゃ社会のいろいろな場面で、しんがい高齢者の人権が侵害されていると言われていますが、しんがい人権
侵害が生じる原因はどこにあると思いますか。
(3つに 印、そのうち最も原因だと思われるものに 印)

- 1) むか定年を迎えることが社会からの引退との考え方がある
- 2) わかもの若者がこうれいしゃ高齢者を養っているとの間違った意識がある
- 3) こうれいしゃ高齢者は弱者であるとの決めつけがある
- 4) こうれいしゃ高齢者に対する尊敬の意識がきはく希薄している
- 5) こうれいしゃ高齢者自身の横柄な態度がある
- 6) かいご家族介護など介護者が一人に集中することからのストレスがある
- 7) こうれいしゃ高齢者自身が被害を隠そうとしている
- 8) かいごしゃ介護者の学習や経験が十分でない
- 9) 地域の交流の場があまりない
- 10) しょうがい生涯学習の機会が少ない
- 11) 「声かけ運動」などが取り組まれていない
- 12) わからない
- 13) その他〔 〕

問8-2 こうれいしゃ 高齢者の人権を守っていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思われますか。
(5つに 印、そのうち最も重要だと思われるものに 印)

- 1) こうれいしゃ 高齢者のための人権相談所や電話相談を充 実させる じゅうじつ
- 2) こうれいしゃ 高齢者の人権を守るための啓発や広報活動などを推進する けいはつ
- 3) こうれいしゃ 地域で高齢者を支え合う
- 4) こうれいしゃ 高齢者が自立して生活しやすいグループホームや社会福祉施設を整備する ふくししせつ
- 5) ふくししせつ 病院での看護や福祉施設での対応を改善する
- 6) こうれいしゃ 高齢者の就業機会を増やす
- 7) こうれいしゃ 高齢者に自然災害の情報など、わかりやすくきちんと伝わるように配慮する はいりょ
- 8) こうれいしゃ 高齢者自身が積極的に社会参加する
- 9) こうれいしゃ 高齢者と他の世代との交流を深める
- 10) こうれいしゃ 高齢者の財産保全や管理のための公的サービスを行う
- 11) こうれいしゃ 高齢者のための交流の場をつくる
- 12) こうれいしゃ 高齢者を支援する関係団体のネットワーク化が必要である
- 13) わからない
- 14) その他 []

グループホーム…地域少人数施設 しせつ

(障害のある人に関する問題)

問9 障害のある人に関することで、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。
(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 道路の段差解消やエレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 2) 働ける場所や機会が少ない
- 3) 学校や職場で不利な扱いを受ける あつか
- 4) 障害のある人の賃貸住宅への入居が難しい ちんたいじゅうたく
- 5) 病院での看護や福祉施設の介護が十分でない ふくししせつ かいご
- 6) スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できない
- 7) 障害のある人の社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でない
- 8) 情報を障害のある人にわかりやすい形にして伝える配慮が十分でない はいりょ
- 9) 障害のある人の意見や行動が尊重されない
- 10) わからない
- 11) その他 []

問9-1 社会のいろいろな場面で、障害のある人の人権が侵害しんがいされていると言われていたますが、
人権侵害しんがいが生じる原因はどこにあると思いますか。
(3つに 印、そのうち最も原因だと思われるものに 印)

- 1) 障害のある人に対する理解が十分でない
- 2) 障害を否定的に捉とらえている
- 3) 「何をするかわからない」「何を言っても理解できない」といった偏見へんけんがある
- 4) 親や家族が社会に出そうとしない
- 5) 法律や制度が十分でない
- 6) 経済的措置そち ゆうぐうが優遇されていると思われる
- 7) 根強く残る優生思想がある
- 8) 障害のある人とない人の間でコミュニケーションがとりづらい
- 9) わからない
- 10) その他〔 〕

優生思想・・・すぐれたものを生かすという考え方
コミュニケーション・・・言葉などによる意志疎通そつう

問9-2 障害のある人の人権を守っていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。
(5つに 印、そのうち最も重要だと思われるものに 印)

- 1) 障害のある人のための人権相談所や電話相談じゅうじつを充 実 させる
- 2) 障害のある人に対する正しい理解を深めるための啓発けいはつや広報活動などを推進する
- 3) 病院や福祉施設でのサービスふくししせつを充 実 させる
- 4) 障害のある人が自立して生活しやすい環 境 にするじゅうじつ
- 5) 障害のある人の就業機会を確保するかんきょう
- 6) 障害のある人への情報を提供する機会を増やす
- 7) 障害のある人との交流を深める
- 8) 障害のある人自身が積極的に社会参加する
- 9) 障害の種類や特性を理解するための学習機会を充 実 するじゅうじつ
- 10) 障害のある人の財産保全や管理のための公的サービスを行う
- 11) わからない
- 12) その他〔 〕

〔在住外国人に関する問題〕

問10 在住外国人に関する事で、あなたが、人権上とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。
(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 入学や学校で不利な扱あつかいがある
- 2) 民間企業での就職きぎょうや職場で不利な扱あつかいがある
- 3) 住宅の申し込みや入居もつ こで不利な扱あつかいがある

- 4) 年金など社会保障制度で不利な扱いがある
- 5) 結婚問題で周囲から反対がある
- 6) 文化や習慣の違いが受け入れられず、その違いから嫌がらせがある
- 7) 資格や条件などに国籍条項が設けられている
- 8) 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が十分でない
- 9) 言葉などの問題で日常的に情報が十分伝わらない
- 10) 「国へ帰れ」などの差別発言や落書きがある
- 11) わからない
- 12) その他〔 〕

国籍条項…日本国籍を持たないと受けられない社会保障など、公の条件

問10-1 在住外国人の人権について、あなたのご意見は次のどれに近いですか。
(1つだけに 印)

- 1) 日本人と同じように人権は守られるべきである
- 2) その外国人の母国における日本人に対する対応に合わせて、人権を制限されることがあっても仕方がない
- 3) 日本国籍を持たない場合、ある程度人権を制限されることがあっても仕方がない
- 4) 合法的に滞在している外国人の人権は守られるべきだが、違法に滞在している外国人は人権を制限されても仕方がない
- 5) わからない
- 6) その他〔 〕

問10-2 社会のいろいろな場面で、在住外国人の人権が侵害されていると言われていますが、人権侵害が生じる原因はどこにあると思いますか
(それぞれ3つに 印、そのうち最も原因だと思うものに 印)

旧植民地出身者に対して

- 1) 外国人を排除しようとする意識がある
- 2) 旧植民地に対する差別意識がある
- 3) 「旧植民地と日本との関係」について、正しい歴史認識が欠如している
- 4) 日本人が優れているという誤った意識がある
- 5) 血統意識による血が交わることへの忌避意識がある
- 6) 旧植民地諸国のめざましい台頭に対する危機感がある
- 7) 当該諸国を否定的に紹介していることがある
- 8) わからない
- 9) その他〔 〕

旧植民地出身者…過去の侵略と植民地政策により、日本に定住するようになった外国人
忌避意識…いやがって避ける気持ち

外国人労働者などに対して

- 1) 外国人を排除しようとする意識がある
- 2) 日本人の職場を奪われるとの不安がある
- 3) 肌の色や言葉に対する違和感による拒否がある
- 4) 「郷にいれば郷に従え」との考え方があり
- 5) 難民条約などの完全実施に向けた国内法が十分でない
- 6) 血統意識による血が交わることへの忌避意識がある
- 7) 日本に対する国際的な外圧への抵抗感がある
- 8) 外国人犯罪などを強調しすぎる
- 9) 日本語が話せないことで避ける
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

問10-3 在住外国人の人権を守っていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思われる
ますか。(5つに 印、そのうち最も重要と思われるものに 印)

- 1) 外国人のための相談所を充実させる(いくつかの言語で対応できるなど)
- 2) 外国人問題に対する理解を深めるための啓発や広報活動などを推進する
- 3) 日本人がその国の言葉を学べる機会をつくる
- 4) 日本の社会システムを見直す
- 5) 日本人と外国人がお互いの文化や社会事情を理解する
- 6) 病院や施設などに外国語の表記を増やす
- 7) 外国人自身が積極的に社会参加し、日本文化を理解する努力が必要である
- 8) 外国人が日本語を学べる機会をつくる
- 9) 外国人と日本人との交流を深める
- 10) 日本とアジア諸国との歴史を正しく学ぶ
- 11) わからない
- 12) その他〔 〕

〔同和問題〕

問11 同和問題に関して、あなたは、今、どのような人権問題が起きていると思われ
ますか。(3つに 印、そのうち最も問題だと思うものに 印)

- 1) 差別的な言動がある
- 2) 差別的な落書きがある
- 3) インターネットを悪用した差別的な情報の掲載がある
- 4) 就職や職場での差別や不利な扱いがある
- 5) 結婚問題での周囲の反対がある
- 6) 身元調査を行う人がいる
- 7) 地域の活動やつき合いで差別や不利な扱いがある
- 8) 同和地区への居住に対する敬遠がある
- 9) とくに起きているとは思わない
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

問11-1 同和問題が今も残っているのは、なぜだと思いますか。 (1つだけに 印)

- 1) 家族や親戚から伝えられる偏見や差別意識がある
- 2) 地域の人から伝えられる偏見や差別意識がある
- 3) 職場などで伝えられる偏見や差別意識がある
- 4) 社会全体に残る差別意識がある
- 5) わからない
- 6) その他〔 〕

問11-2 同和問題の解決のためには、どうすればよいと思われますか。 (1つだけに 印)

- 1) 一人ひとりが積極的に学習し、人権尊重の大切さを理解する
- 2) 家庭や地域や職場での人権・同和学習を充実させる
- 3) 学校での人権・同和教育を充実させる
- 4) 行政による人権・同和問題の解決に向けての啓発を充実させる
- 5) 同和地区の人が、自立意識や生活態度の向上をめざす
- 6) 同和問題を特別扱いせず、そっとしておけば自然になくなる
- 7) わからない
- 8) その他〔 〕

問11-3 【未婚の方】たとえば、あなたが結婚しようとする時、その相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。 (1つだけに 印)

- 1) 自分の意志を貫いて結婚する
- 2) 家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する
- 3) 家族や親戚の反対があれば結婚しない
- 4) 絶対に結婚しない
- 5) わからない
- 6) その他〔 〕

問11-3 【既婚の方】たとえば、あなたのお子さんが結婚しようとする時、その相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。 (1つだけに 印)

- 1) 子どもの意志を尊重する
- 2) 子どもがためらったら勇気づける
- 3) 親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
- 4) 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 5) 絶対に結婚を認めない
- 6) わからない
- 7) その他〔 〕

ぎゃくたい
〔虐待に対する対応〕

問12 子ども、配偶者、高齢者、障害のある人、外国人などへの虐待が、あなたのまわりで起きていることを知った場合、あなたは、どのように対応すると思われますか。
(あてはまるものすべてに 印)

- 1) 虐待を受けている本人に事情を聞く
- 2) 問題が起きている家族やその親戚に事情を聞く
- 3) 隣人や友達に相談する
- 4) 市役所や法務局などの公的機関に相談する
- 5) 児童相談所や警察などの救済関係機関へ通報する
- 6) 弁護士に相談する
- 7) NPO法人(民間非営利団体)などの民間団体に相談する
- 8) 子どもの通っている保育所や学校などに相談する
- 9) とくに何もしない
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

〔新たな人権問題〕

問13 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、あなたが、とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。
(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 犯罪行為で受ける精神的や経済的な負担がある
- 2) 警察に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 3) 過剰な取材などによるプライバシーの侵害がある
- 4) 事件に関する周囲からの噂話がある
- 5) 捜査や刑事裁判で受ける精神的な負担がある
- 6) 刑事裁判の手続きに犯罪被害者や家族の声が十分反映されない
- 7) わからない
- 8) その他〔 〕

問14 HIVなど感染症患者やハンセン病患者・快復者の人権侵害について、あなたが、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
(3つに 印、そのうち最も関心の高いものに 印)

- 1) 無断でおこなわれるエイズ検査がある
- 2) 悪い噂や感染情報が他人に伝えられることがある
- 3) 結婚問題での周囲の反対がある。
- 4) 治療や入院の拒否がある
- 5) 入学や学校での不利な扱いがある
- 6) 就職や職場での不利な扱いがある
- 7) 公共施設などの利用での不利な扱いがある
- 8) わからない
- 9) その他〔 〕

問15 インターネットを悪用した人権侵害^{しんが}について、あなたが、とくに問題があると思われるのはどのようなことですか。(関心の高いものを3つに 印)

- 1) 他人への誹謗中傷^{ひぼう}や差別的な表現^{けいさい}などの掲載がある
- 2) 捜査対象^{そうさ}の未成年者の名前や顔写真^{けいさい}の掲載がある
- 3) 第三者による電子メールの閲覧行為がある
- 4) 犯罪^{ゆうはつ}を誘発するおそれのある出会い系サイトなどの存在がある
- 5) 違法なネットポルノや有害なホームページの存在がある
- 6) 悪徳商法によるインターネット取引^{ひがい}での被害がある
- 7) 法律などの整備が十分でない
- 8) わからない
- 9) その他〔 〕

誹謗中傷^{ひぼう}・・・他人の悪口を言って傷つけること
出会い系サイト・・・友人や恋人、性的パートナーを探すためのサービスを提供するサイト

問16 近年、さまざまな人権侵害^{しんが}が起こっています。これらの人権侵害^{しんが}が生じている原因はどこにあると思いますか。(3つに 印、そのうち最も原因だと思われるものに 印)

- 1) 新たな人権課題^{かじょう}に対して過剰に報道することがある
- 2) それぞれの問題に対する学習が十分でない
- 3) 「同情やあわれみ」による優越感^{ゆうえつかん}がある
- 4) 法律や制度が十分でない
- 5) 本人の認識が十分でない
- 6) 「同じでない」ことへの違和感^{いわかん}から排除しようとする考え^{はいじょ}がある
- 7) 社会への不満によるうっぷんばらしがある
- 8) 情報を正しく判断することができない
- 9) 当事者との交流が不足している
- 10) わからない
- 11) その他〔 〕

問17 それぞれの人権を守っていくために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(5つに 印、そのうち最も重要だと思われるものに 印)

- 1) それぞれの問題を個別に正しく学習し、理解することが必要である
- 2) 情報を正しく見る力を付ける教育が必要である
- 3) お互いの違い^{たが}を認め合う教育^{ちが}が必要である
- 4) マスコミなどに対して一定の規制が必要である
- 5) 被害^{ひがい}を受けた当事者が、積極的に社会に出ることが必要である
- 6) 被害^{ひがい}を受けた当事者が、気にせず胸を張っていることが必要である
- 7) それぞれの価値観の見直しが必要である

(次ページにつづく)

- 8) 人権を守る総合的な法律の整備が必要である
- 9) 当事者との交流を積極的に行うことが必要である
- 10) わからない
- 11) その他〔

〕

〔人権尊重に関する考え方〕

問18 人権尊重に関する次の から までのことについて、あなたはどのように思われますか。
(それぞれ1つだけに 印)

	1)強く そう思 う	2) そう 思う	3)どちら とも言 えない	4)そうは 思わな い	5)まった く思わ ない
人権尊重の考え方が重要視される一方で、権利の めいわく みを主張し他人の迷惑を考えない人が増えている。					
人権尊重の考え方が定着するには、一人ひとりが 相手を思いやる心をもつことが大切である。					
家庭で、ものごとの善悪やきまりごとの大切さを 子どもの頃から理解させることが重要である。					
子どもの人権意識を高めるには、学校などで、い じめや差別などをなくす人権教育が重要である。					
人権尊重の考え方を定着させるためには、個人の 努力だけではなく、社会全体で取り組んでいくこと が重要である。					

問19 人権啓発を進めるためには、どのような啓発や広報活動が効果的であると思われますか。
(あてはまるものすべてに 印)

- 1) 市の広報紙で啓発する
- 2) 映画やビデオを活用した啓発をする
- 3) パンフレットやポスターをつくる
- 4) パソコンによる市のホームページを活用する
- 5) 講義形式の講演会や研修会などを行う
- 6) 地域などで少人数での話し合いや学習会などを行う
- 7) 相互の理解を深めるための交流会を行う
- 8) 人権問題をテーマとした展示会を行う
- 9) 人権問題に関する小説や作文、標語、ポスターなどの募集を行う
- 10) 人権問題をテーマとしたイベント(講演会やコンサート、展示会など)を複合的に行う
- 11) わからない
- 12) その他〔

〕

篠山市人権施策推進審議会委員名簿

(任期；平成17年4月1日～平成19年3月31日)

【委員】

(敬称略)

所 属 (選考背景)	氏 名	備 考
部落解放同盟 (同和問題)	岸 本 厚 美	
県男女共同参画推進員 (女性問題)	森 本 くるみ	
篠 山 中 学 校 (子ども)	谷 水 郁 代	
富 山 保 育 園 (子ども)	三重野 宗 隆	
障害者支援団体 (障害者問題)	杉 原 一 三	
(特) 篠山国際理解センター	源 昌	
篠山市商工会副会長 (商工関係)	畠 勝 彦	
篠山市人権・同和教育研究協議会 今田支部副支部長	藤 田 次 子	
人権問題全般 (帝塚山大学教授)	中 川 幾 郎	
篠山市人権・同和教育研究協議会会長	倉 垣 久	

【幹事 (行政)】

所 属 (選考背景)	氏 名	備 考
総 務 部 長 (市長部局)	大 対 信 文	
教 育 部 長 (教育委員会部局)	粟 野 章 治	

【事務局】 所在地：篠山市北新町41 第2庁舎3F 人権推進部指導啓発課 . 552 6926

所 属	氏 名	備 考
人権推進部長 (市長部局)	今 井 進	
人権推進部参事	奥 田 幸 雄	
人権推進部男女共同参画課長	粟 野 佐久代	
人権推進部指導啓発課長	松 浦 龍 司	
人権推進部指導啓発課長補佐	宮 本 芙 美 子	
人権推進部指導啓発課係長	長 沢 等	
人権推進部男女共同参画課主事	垣 内 由 紀 子	
人権推進部指導啓発課指導員	森 本 正 巳	

篠山市人権行政推進懇話会 委員名簿

(任期；平成17年4月1日～平成19年3月31日)

選出母体・組織等(人)	委員氏名	備考
部落解放同盟(2)	岸本厚美	
	酒造貢	
市自治会長(1)	酒井良治	
中野母親クラブ(1)	岩崎裕見子	
市子連協(1)	西田真由美	
市老連(1)	山田正男	
身障者福祉協(1)	梶川瓊一	
国際理解センター(1)	源昌	
市同教(2)	森本長寿	
	清水充	
人権擁護委員協議会(2)	倉綾野	
	藤井美代子	
合計	12名	

—— 催 促 状 ——

梅雨の候、あなた様には、お健やかに過ごしの
こととお喜び申し上げます。

さて、先般、市民皆様の人権意識についての現状
や動向を調査し、今後の施策に生かすため、大変お
忙しい折にあなた様に多岐にわたる人権についての
意識調査をお願い申し上げ、ご迷惑をおかけいたし
ましたところでございます。

現在まで、多くの方からご回答やご意見をいた
だき、大変感謝いたしております。

誠にありがとうございました。

尚、差出有効期限が7月10日になっておりま
すが、できるだけ多くの皆様から率直なご意見やお考
えをいただきたく切に願っているところでございま
す。つきましては、ご都合などによりお手元に調査
書をお持ちの方につきましては、大変恐縮に存じま
すが、何卒、趣旨等をご理解の上、是非ご協力をい
ただきご回報下さいますよう重ねてお願い申し上げ
ます。(お電話をいただいた方やご返送いただきまし
た皆様方に再度お手紙を差し上げますことをお許し
ください。)

平成 18 年 7 月 7 日

篠山市人権推進部指導啓発課

